

# **伊豆市公共施設再配置基本方針**

**平成 31 年 3月**

**伊豆市**



## 目次

第1章 再配置基本方針の目的等 -----	1
1-1 再配置基本方針策定の背景と目的 -----	1
1-2 位置づけ -----	3
1-3 対象期間 -----	3
1-4 対象施設 -----	4
第2章 対象施設の状況 -----	5
2-1 公共施設の動向 -----	5
2-2 再配置施設の配置状況 -----	10
第3章 再配置の基本的な方針 -----	15
3-1 再配置の基本的な方針 -----	15
3-2 再配置を実現するための方策 -----	16
3-3 施設類型別の再配置の基本的な方針 -----	25
第4章 再配置による削減効果の検証 -----	107
4-1 第1期の再配置の方向性のまとめ -----	107
4-2 再配置による削減効果の検証 -----	112
第5章 再配置に向けた取組み・推進体制 -----	117
5-1 今後の取組み -----	117
5-2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有 -----	118
5-3 フォローアップの実施方針 -----	119



## 第1章 再配置基本方針の目的等

### 1-1 再配置基本方針策定の背景と目的

#### (1) 方針策定の背景

我が国においては、公共施設等（公共施設及びインフラ資産）の老朽化対策が大きな課題となっており、加えて今後の人口減少や少子高齢化の進行により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることから、公共施設等の「量」、「質」、「コスト」の状況を把握するとともに、維持管理の手法、適正な公共サービスのあり方や再配置を見直し、検討することが必要となっています。

このような状況を踏まえ、国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年(2013年)6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年(2013年)11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。また、平成26年(2014年)4月に、国から各地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう要請がありました。

本市においても全国の傾向と同様に、過去に建設された公共施設等は老朽化が進行し、改修や更新が必要な時期を迎えようとしています。また、財政面においては、人口減少に伴う税収の伸び悩みや高齢化社会の進行に伴う社会福祉関連経費の増大も想定されていることから、将来的にすべての公共施設等を従来どおりに維持管理していくことは困難な状況が予測されます。

## (2) 目的

老朽化の進行、人口減少社会の到来、厳しい財政状況、大規模災害等への対応など様々な課題が顕在化している状況の下、本市の公共施設等が安全で持続的な公共サービスを提供していくためには、時代や社会情勢の変化に対応しつつ、効率的・効果的な公共施設等の維持管理及び運営に努める必要があります。

本市では平成 28 年度に「伊豆市公共施設等総合管理計画」(以下、総合管理計画という。)を策定し、公共施設等に係るこれらの課題に対して、中長期的かつ全庁横断的な視点で、公共施設等の「量」、「質」、「コスト」の最適化に取り組む基本的な方針を示しています。また、持続可能な公共サービスの実現に向けて、今後 40 年間で本市の公共施設保有量(延床面積)を 40~57%の範囲内で削減することを目標として示しています。

本方針は、建物系公共施設及び公園(総合管理計画ではインフラ施設として分類)を対象施設として、総合管理計画で定めた公共施設等の管理に関する基本的な考え方等に基づき、将来にわたって公共サービスを持続させ、中長期的な視点に立った計画的な建物系公共施設の再編・再配置を推進するための基本方針「伊豆市公共施設再配置基本方針」を策定することを目的とします。

## 1-2 位置づけ

本方針は、総合管理計画に基づき、今後の具体的な取組み計画を定めるための基本方針として位置づけます。

なお本基本的な方針は、今後、具体的に再配置を検討していくための基礎資料として、現在の市の考えをまとめたものです。

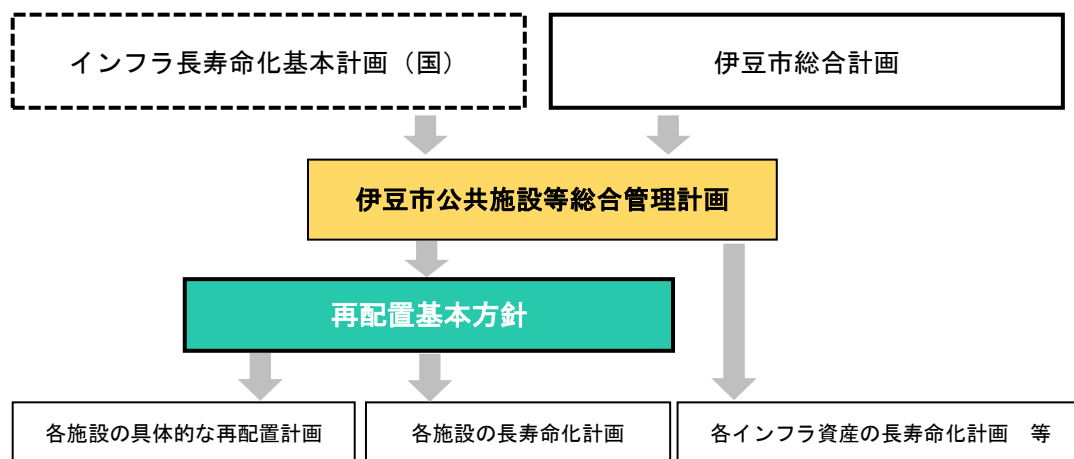


図 1-1 再配置の基本的な方針の位置付け

## 1-3 対象期間

本方針の対象期間は、総合管理計画の計画期間である40年間とします。

但し、今後策定します公共施設再配置計画では、上位・関連計画の変更や見直し、社会情勢の変化に応じて、10年間を基本とした計画的な見直しを行うものとします。

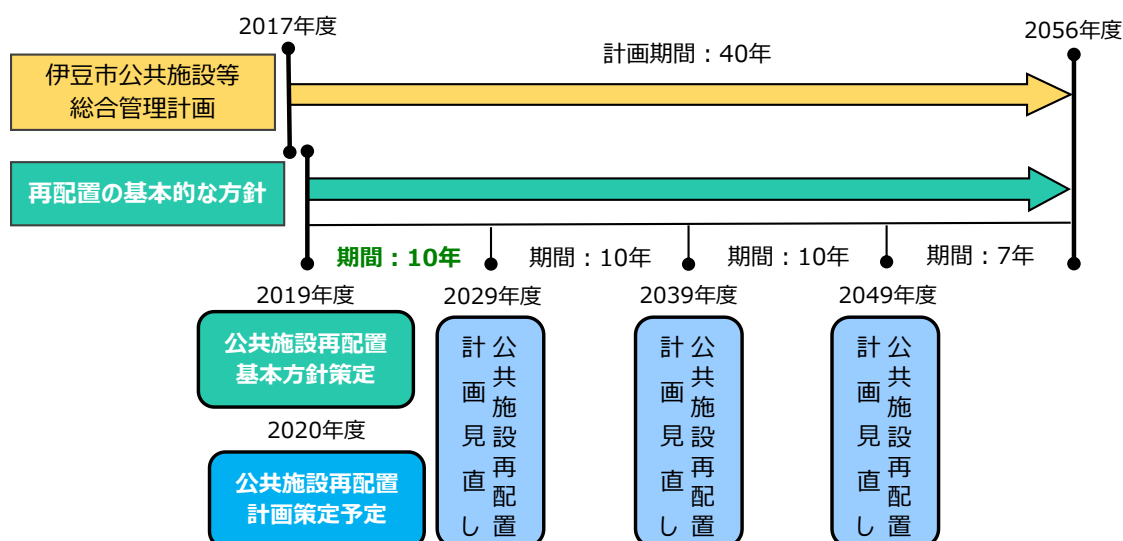


図 1-2 対象期間

## 1-4 対象施設

基本的な方針で対象とする施設は、市が保有している公共施設等のうち、インフラ資産（付属施設を含む）を除いた公共施設を基本とします。

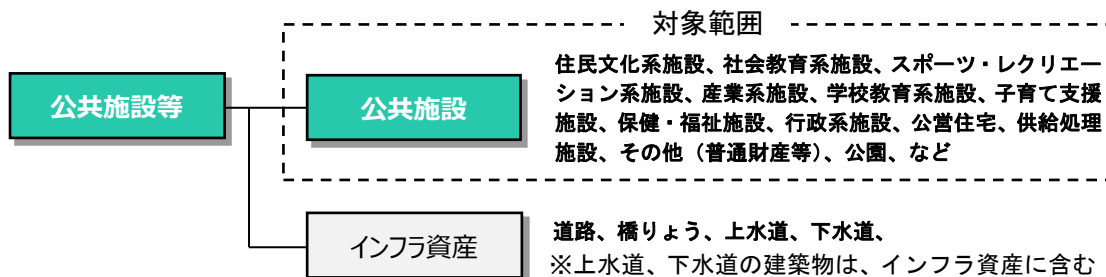


図 1-3 対象施設範囲

表 1-1 対象施設の数

	施設数	面積
公共施設	199 施設	延床面積：192,063 m <sup>2</sup>
公園	18 公園	敷地面積：168,954 m <sup>2</sup>



## 第2章 対象施設の状況

### 2-1 公共施設の動向

本市では総合管理計画の策定時点の公共施設は、198 施設 195,482 m<sup>2</sup>です。総合管理計画策定以降の公共施設の動向は以下の通りです。

本方針の策定時点の総延床面積は、192,478 m<sup>2</sup>で、総合管理計画策定時点の総延床面積 195,482 m<sup>2</sup>に比べて、3,004 m<sup>2</sup>（約2%）削減されました。

表 2-1 施設類型別の公共施設の動向

施設類型	総合管理計画		本方針		備考
	施設数	延床面積 (m <sup>2</sup> )	施設数	延床面積 (m <sup>2</sup> )	
住民文化系施設	26	15,056	25	18,238	天城湯ヶ島コミュニティ複合施設新設による延床面積増
社会教育系施設	5	2,465	5	1,709	天城図書館の移設（複合施設）による延床面積減
スポーツ・レクリエーション系施設	26	41,623	30	41,007	狩野ドーム、修善寺虹の郷、持越オートキャンプ場、萬城の滝キャンプ場は、行政コスト計算書との整合により総合管理計画時から延床面積減
産業系施設	14	5,367	14	5,556	天城農村環境改善センターは、行政コスト計算書との整合により総合管理計画時から延床面積増
学校教育系施設	13	61,428	12	57,238	
子育て支援施設	7	5,118	5	2,905	
保健・福祉施設	7	7,622	5	3,918	
行政系施設	65	17,081	64	17,751	天城湯ヶ島支所の移設（複合施設）、中伊豆支所、土肥支所は、行政コスト計算書との整合等により総合管理計画時から延床面積増
公営住宅	15	19,748	15	19,748	変動なし
供給処理施設	3	3,908	4	5,061	
その他	17	16,066	20	19,347	
合計	198	195,482	199	192,478	

青字：増加 赤字：減少

※延床面積数値は、小数点以下は四捨五入し、整数表示しています。

## **(1) 住民文化系施設**

### **<集会施設>**

#### **【廃止：地元に移譲】**

以下の施設が地元に移譲し、地元でのサービス提供をしているため、公共施設としては廃止となりました。

- ①下船原多目的集会場
- ②本柿木多目的集会場
- ③上和田生活改善センター

### **<文化施設>**

#### **【新設：天城湯ヶ島コミュニティ複合施設】**

普通財産の旧湯ヶ島小学校、旧湯ヶ島幼稚園を改築・転用し、公共用財産として天城湯ヶ島コミュニティ複合施設を新設しました。

- ①コミュニティセンター（支所、子育て支援センター、多目的ホール等）
- ②市民活動センター（図書館、郷土資料室、会議室、体育館等）

## **(2) 社会教育系施設**

### **<図書館>**

#### **【移設：天城湯ヶ島コミュニティ複合施設】**

天城湯ヶ島コミュニティ複合施設内に、天城農村環境改善センター内の天城図書館を移設しました。

- ①市民活動センター内の図書館

※複合施設のため、施設数は計上しますが、延床面積は文化施設の市民活動センターで計上します。

#### **【廃止：天城図書館】**

天城湯ヶ島コミュニティ複合施設内に移設したため、廃止となりました。

- ①天城図書館

### **(3) スポーツ・レクリエーション系施設**

#### **<レクリエーション施設・観光施設>**

##### **【追加：公衆トイレ】**

総合管理計画では、インフラ資産として計上されていましたが、本方針では公共施設として計上します。

- ①公衆トイレ（修善寺温泉駐車場）
- ②公衆トイレ（清藤）
- ③公衆トイレ（八木沢西浜）
- ④公衆トイレ（船着場）

### **(4) 産業系施設**

#### **<産業系施設>**

##### **【延床面積の変更：天城農村環境改善センター】**

当該センター内にあった天城図書館が移設したため、天城図書館の延床面積を当該センターの延床面積として計上します。

### **(5) 学校教育系施設**

#### **<学校>**

##### **【サービスの廃止：土肥小学校】**

学校のサービスを廃止し、普通財産となりました。

- ①土肥小学校

※本方針では、施設類型を「その他」として取り扱います。

### **(6) 子育て支援施設**

#### **<保育園・こども園>**

##### **【サービスの廃止：橘保育園、さくらこども園】**

保育園、こども園のサービスを廃止し、普通財産となりました。

- ①橘保育園
- ②さくらこども園

※本方針では、施設類型を「その他」として取り扱います。

##### **【移設：天城湯ヶ島コミュニティ複合施設】**

天城湯ヶ島コミュニティ複合施設内に、旧湯ヶ島幼稚園内の湯ヶ島子育て支援センターを移設しました。

- ①湯ヶ島子育て支援センター

※複合施設のため、施設数は計上しますが、延床面積は文化施設の市民活動センターで計上します。

## (7) 保健・福祉施設

### <保健施設>

#### 【廃止：土肥保健福祉センター】

廃止となりました。

- ①土肥保健福祉センター

#### 【廃止：天城保健福祉センター】

天城湯ケ島支所が天城湯ケ島コミュニティ複合施設内に移設したため、サービスを廃止し、普通財産となりました。

- ①天城保健福祉センター

※本方針では、施設類型を「その他」として取り扱います。

## (8) 行政系施設

### <庁舎等>

#### 【移設：天城湯ケ島コミュニティ複合施設】

普通財産の旧湯ケ島小学校、旧湯ケ島幼稚園を改築・転用し、公共用財産として天城湯ケ島コミュニティ複合施設内に、天城湯ケ島支所を移設しました。移設に伴い天城湯ケ島支所は普通財産となりました。

- ①天城湯ケ島支所

※複合施設のため、施設数は計上しますが、延床面積は文化施設の市民活動センターで計上します。

#### 【除外：電算室】

本方針では電算室を対象から除外します。

### <分団詰所>

#### 【廃止：第11分団松ヶ瀬詰所】

分団の再編などにより、廃止となりました。

- ①第11分団松ヶ瀬詰所

## (9) 公営住宅

総合管理計画策定後の動きはありません。

## **(10) 供給処理施設**

### **【追加：最終処分場】**

総合管理計画では、インフラ資産として計上されていましたが、本方針では公共施設として計上します。

- ① 柿木最終処分場

## **(11) その他**

### **【追加：修善寺駅トイレ】**

総合管理計画では、インフラ資産として計上されていましたが、本方針では公共施設として計上します。

- ① 修善寺駅トイレ

### **【追加：サービスの廃止等に伴う普通財産化】**

サービスの廃止、施設の移設等に伴い、普通財産となりました。

- ① 橋保育園
- ② さくらこども園
- ③ 天城保健福祉センター
- ④ 土肥小学校

### **【転用：普通財産を公共用財産化】**

改築・転用により、新たな公共用財産となりました。

- ① サテライトオフィス狩野ベース（旧狩野幼稚園を転用）
- ② 土肥お試し住宅（旧沼津土木土肥公舎を転用）

## 2-2 再配置施設の配置状況

### (1) 施設区分の設定

公共施設は、公共サービスを提供する対象者によって、特性や条件が異なります。そこで、サービスを受ける対象者別に施設を区分して、再配置の方針を検討します。

施設区分の考え方は、次のとおりであり、本市の特性を考慮して、修善寺地区、中伊豆地区、天城地区、土肥地区を4つの地区として設定します。

表 2-2 サービス対象者による区分

サービス区分	施設の特性
地区利用施設	地区にお住いの住民の利用が主となる施設です。 地区の生活に密着したサービスを提供します。
全域・広域利用施設	《全域利用施設》 市域全域単位で設置される施設です。 全市民を利用対象としたサービスを提供します。
	《広域利用施設》 周辺自治体の住民や観光客などの広域的な不特定多数の人々が利用できる施設です。

### (2) 公共施設の配置状況

本方針の対象となる公共施設の地区別・類型別の配置状況は、次ページのとおりです。

なお、総合管理計画策定後に取り壊した施設（予定を含む。）、企業会計の上水道施設などは、本方針の検討から除くものとします。

検討除外施設	上下水道施設
--------	--------

表 2-3 対象施設一覧 (1/4)

大分類	中分類	再配置分類	全域・広域利用施設	地区利用施設				備考		
				修善寺地区	中伊豆地区	天城地区	土肥地区			
住民文化系施設	集会施設	集会施設					伊豆市シニアプラザ	指定管理		
							小下田多目的集会場	指定管理		
							小土肥生活改善センター	指定管理		
						八岳集会場			指定管理	
						白岩生涯学習センター			指定管理	
						柳瀬集会場			指定管理	
						加殿コミュニティ防災センター			指定管理	
		集会施設 (普通財産)	集会施設 (普通財産)	牧之郷公民館						
							茅野多目的集会場			
									松ヶ瀬多目的集会場	
									長野多目的集会場	
									矢熊多目的集会場	
									青羽根山村活性化支援センター	
							城生活改善センター			
							八幡多目的集会場			
							梅木多目的集会場			
							下尾野多目的集会場			
					徳永東多目的集会場					
					清水農林漁家・婦人活動促進施設					
					姫之湯農林漁家・婦人活動促進施設					
				地藏堂女性・若者等活動促進施設						
	文化施設	文化施設	修善寺生きいきプラザ							
								指定管理		
社会教育系施設	図書館	図書館		修善寺図書館						
					中伊豆図書館					
						天城図書館				
						土肥図書館				
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	スポーツ施設	伊豆市資料館							
			修善寺体育館					指定管理		
			狩野川記念公園管理棟等					指定管理		
			土肥南体育館							
			丸山スポーツ公園管理棟等							
			狩野ドーム					指定管理		
			天城温泉プール					指定管理		
			中伊豆社会体育館							
			中伊豆室内温水プール					指定管理		
			中伊豆弓道場							
	中伊豆グラウンド管理棟									
		スポーツ施設 (普通財産)	スポーツ施設 (普通財産)	月ヶ瀬体育館						
		レクリエーション施設・観光施設	レクリエーション施設・観光施設	修善寺虹の郷					指定管理	
									指定管理	
									指定管理	
								指定管理		
								指定管理		

表 2-4 対象施設一覧 (2/4)

大分類	中分類	再配置分類	全域・広域利用施設	地区利用施設				備考	
				修善寺地区	中伊豆地区	天城地区	土肥地区		
スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設・観光施設	レクリエーション施設・観光施設	持越オートキャンプ場						
			萬城の滝キャンプ場						
			公衆トイレ（修善寺温泉駐車場）					指定管理	
			公衆トイレ（清藤）						
			公衆トイレ（八木沢西浜）						
			公衆トイレ（船着場）						
産業系施設	産業系施設	産業系施設	修善寺農村環境改善センター						
			中伊豆交流センター						
			中伊豆活性化施設						
			小川多目的利用施設						
			中伊豆体験農園					指定管理	
			しいたけ集出荷貯蔵施設						
			天城活性化施設						
							下船原農産物加工場		
							月ヶ瀬農産物加工場		
						竹の子かあさんの店			竹の子かあさんの家
			食肉加工センター						
			天城農村環境改善センター						
			伊豆市地域職業相談室						
学校教育系施設	学校	学校		修善寺小学校					
				熊坂小学校					
				修善寺東小学校					
				修善寺南小学校					
						天城小学校			
					中伊豆小学校				
				修善寺中学校				土肥小中一貫校	
				天城中学校					
				中伊豆中学校					
		その他教育施設	その他教育施設			天城給食センター			
				中伊豆給食センター					
子育て支援施設	保育園・こども園	保育園・こども園		修善寺東こども園					
				熊坂こども園				土肥こども園	
	幼児・児童施設	幼児・児童施設				湯ヶ島子育て支援センター			
				ちびっこサロンわらぼ					
保健・福祉施設	高齢福祉施設	高齢福祉施設	修善寺老人憩いの家						
			城山活動支援センター						
	伊豆市生き生き工芸センター								
	保健施設	保健施設		修善寺保健福祉センター					
				中伊豆ふれあいプラザ					
行政系施設	庁舎等	庁舎等	伊豆市役所（本庁）						
			伊豆市役所（別館）						
						天城湯ヶ島支所			
							土肥支所		
		その他行政系施設	分団詰所		中伊豆支所				
				第1分団下部詰所					
				第1分団上部詰所					
				第1分団中央部詰所					
			第1分団2号ポンプ小屋						
			第2分団瓜生野詰所						
			第2分団中央部詰所						
			第2分団上部詰所						



表 2-5 対象施設一覧 (3/4)

大分類	中分類	再配置分類	全域・広域利用施設	地区利用施設				備考	
				修善寺地区	中伊豆地区	天城地区	土肥地区		
行政系施設	その他行政系施設	分団詰所		第3分団加殿詰所					
				第3分団大平詰所					
				第3分団分団詰所					
				第3分団中央部詰所					
						第4分団大野詰所			
				第4分団年川詰所					
				第4分団中央部詰所					
				第4分団牧之郷詰所					
						第5分団管引詰所			
						第5分団原保詰所			
						第5分団地藏堂詰所			
						第5分団中原戸詰所			
						第5分団筏場詰所			
						第5分団姫貴戸詰所			
						第6分団八幡詰所			
						第6分団冷川詰所			
						第6分団連合詰所			
						第7分団下白岩詰所			
						第7分団元関梶詰所			
						第7分団小川詰所			
						第7分団城詰所			
								第8分団茅野詰所	
								第8分団金山詰所	
								第8分団市山詰所	
								第8分団持越詰所	
								第8分団宿詰所	
								第8分団西平詰所	
								第8分団大滝詰所	
								第9分団吉奈詰所	
								第9分団月ヶ瀬詰所	
								第9分団田沢詰所	
								第9分団門野原詰所	
								第9分団矢熊詰所	
								第10分団下船原詰所	
								第10分団上船原詰所	
								第10分団青羽根詰所	
								第11分団佐野雲金詰所	
								第11分団大平柿木詰所	
							第11分団本柿木詰所		
								第12分団小土肥詰所	
								第12分団大藪詰所	
								第12分団中浜詰所	
						第13分団横瀬詰所			
						第13分団馬場詰所			
						第14分団小下田詰所			
						第14分団八木沢詰所			
		防災備蓄倉庫		防災倉庫（柏久保）					
				防災倉庫（駅北広場）					
						天城湯ヶ島支所 防災倉庫			
					防災倉庫（旧中伊豆消防署）				
					防災倉庫（旧戸倉野詰所）				
				防災倉庫（旧徳永詰所）					
公営住宅	公営住宅	公営住宅	椿団地						
			立野団地						
			愛宕団地						

表 2-6 対象施設一覧 (4/4)

大分類	中分類	再配置分類	全域・広域利用施設	地区利用施設				備考		
				修善寺中学校区	中伊豆中学校区	天城中学校区	土肥中学校区			
公営住宅	公営住宅	公営住宅	中里団地							
			青羽根団地							
			西平団地							
			宿第1団地							
			田沢団地							
			宿第2団地							
			宮の前団地							
			新青羽根団地							
			市山椿人団地							
			東原団地							
			冷川団地							
			土肥団地							
供給処理施設	供給処理施設	清掃	伊豆市清掃センター							
		処理	汚泥再生処理センター							
		リサイクル	土肥リサイクルセンター							
		処分場	柿木最終処分場							
その他	その他	その他	伊豆聖苑							
			中伊豆教職員住宅							
			土肥高齢者能力活用センター							
			小下田多目的施設(土肥診療所)							
			修善寺駅トイレ							
			サテライトオフィス狩野ベース							
			土肥お試し住宅							
			その他(普通財産)	旧幼保	旧土肥保育園					
					旧月ヶ瀬幼稚園					
	旧大東保育園									
	旧橋保育園									
	旧小学校	旧大東小学校(校舎)								
		旧八岳小学校(校舎)								
		旧土肥小学校								
	その他	旧天城湯ヶ島支所								
		旧さくらこども園								
		天城保健福祉センター								
				旧土肥教職員住宅						
				八幡市有住宅						
			旧貴僧坊の里							
公園	公園	公園		半経寺児童公園						
				弁天児童公園						
				神戸児童公園						
				神戸洞児童公園						
				小立野区コミュニティー広場						
				年川子供広場						
				牧之郷						
			六仙の里					本柿木農村公園(狩野城址公園)		
				鹿島田公園						
				さくら堤公園						
				牧之郷農村公園						
				堀切農村公園						
				加殿農村公園						
				大野農村公園						
									小土肥農村広場	
							白岩農村公園			
						伊豆市松原公園				

## 第3章 再配置の基本的な方針

### 3-1 再配置の基本的な方針

#### (1) 再配置の基本的な方針

「総合管理計画」に定めた「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」に基づき、施設の量、質、コストの最適化に取り組むための再配置の基本的な方針とします。

#### 「量」の最適化

##### ◇施設配置と量の適正化

- 施設総量の削減には、機能（公共サービス）が著しく低下しないよう配慮し、民間施設の活用、ソフト事業での対応等を含め、施設の集約化、複合化、減築等を検討し、延床面積の縮減に努めます。
- 大規模改修、建替え等を行う場合は、施設の本来の設置目的、住民ニーズ、財政状況などを総合的に勘案し、適正な規模や配置を目指します。
- 個別施設の方向性は、総合管理計画で示した再編・再配置パターン（詳細は次節）から定めます。
- 個別施設の方向性は、総合管理計画で示した施設類型別の方向性を踏まえ、加えて施設の老朽化状況、利用状況、コスト状況等による施設評価、立地状況（施設重複度、公共交通の利便性、災害の危険性）、市民意向やまちづくりの視点（市人口等の今後の推移予測を含む）等の総合的な評価から検討し、決定します。
- 普通財産施設や施設廃止後の跡地等については、売却を目標とし、必要に応じて貸付等を行い、有効活用を図ります。

#### 「質」の最適化

##### ◇適切な維持管理と施設整備

- 定期的な点検による劣化状況の把握と、点検履歴等の施設情報をデータベース化し蓄積し活用することで、計画的な維持管理・更新に努めます。
- 長寿命化、建替え、耐震化などにより、施設利用者の安全確保に努めます。危険性が認められた施設については、早期に改修、更新、解体等を、また今後利用の見込みがない施設は、解体、除去等の対策を講じます。
- 年齢や障がいの有無にかかわらず、できるだけ多くの人ができるよう、ユニバーサルデザインやバリアフリーを配慮した施設設計に努めます。
- 防災拠点となる施設は、緊急時に即時に対応できるよう、空調や通信機器等の機能に支障がないよう整備に努めます。

#### 「コスト」の最適化

##### ◇財政負担の軽減

- 施設の建設費だけでなく、維持管理、運営、修繕や解体までの事業全体にわたる必要経費（ライフサイクルコスト）を見据え、更新費用を縮減するとともに、更新時期の集中を回避し、歳出の平準化に努めます。
- 管理・運営手法の委託内容の見直しや民間活力の導入等に取り組み、財政負担の軽減と公共サービスの維持、向上に努めます。
- 施設の長期利用と管理コストが最小限となるようなメンテナンス機能を重視した施設保全（定期的・計画的な修繕・更新、長寿命化改修）に努めます。
- 建替えや大規模改修時には、省エネルギー設備などの導入を推進し、環境に配慮するとともに、維持管理経費の縮減に努めます。

## 3-2 再配置を実現するための方策

### (1) 再配置の方策

公共施設の再配置を計画的に進めていくため、「総合管理計画」に定めた「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」に基づき、主な公共施設の再編・再配置パターンを踏まえ、再配置に向けた具体的な方策を以下に示します。

図 3-1 主な公共施設の再編・再配置パターン

方法	内容	再編イメージ	
		(現状)	(将来)
集約化	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一機能の複数施設をより少ない施設規模や数になるよう一施設に集める。</li> <li>施設の稼働状況や全体業務の効率を踏まえて必要な機能を集めることが望ましい。</li> </ul>		
複合化	<ul style="list-style-type: none"> <li>余剰・余裕スペース等を活用し、建替え等に伴い、同一建物に異なる機能の施設と複合的に整備する。</li> <li>敷地の規模や立地などを踏まえて必要な機能を複合化する。</li> </ul>		
転用	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物の転用可能な余剰部分に施設の改修を施して、異なる機能を導入。</li> <li>施設の稼働状況の低下や空きスペースの増加を踏まえ、用途を転用する。</li> </ul>		
減築	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能を維持しながら、建物の余剰スペースを除却して全体の延床面積を縮減。</li> <li>施設の稼働状況の低下や空きスペースの増加、他施設への用途転用が困難な場合などに減築する。</li> </ul>		

<p>民間施設の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の民間施設を借り上げて、公共サービスを提供する。</li> <li>・該当する公共サービスを民間施設で提供可能な場合などに活用する。</li> </ul>	<p>市 ← 借上料 → 民間 (維持保全)</p> <p>入居・施設運営</p>
<p>実施主体や管理運営主体の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・余剰スペースを民間等へ貸付し、貸付料収入を得る。</li> <li>・事業の実施主体や管理運営主体を民間へ変更する。</li> <li>・利用率の低い公有資産の有効活用などのため、民間資金、経営能力、技術的能力を活用する。</li> </ul>	<p>施設① → 民間 (貸付)</p> <p>(公有地) 跡地活用 → 施設①</p> <p>市 ← 協働・連携 → 民間</p> <p>資金調達 / 施設整備 / 施設運営 / 維持保全</p>
<p>広域的な相互利用 / 広域連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣自治体と共同で施設を管理運営し、公共サービスを提供する。</li> <li>・施設の機能、配置状況等を踏まえ、利用圏域が広域に及び施設を管理運営が可能な場合などに活用する。</li> </ul>	<p>(全市対応施設)</p> <p>施設①</p> <p>施設運営 ← 施設共有 → 近隣自治体</p>
<p>廃止 (売却 / 譲渡 / 跡地活用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通財産などの未利用施設等を廃止し、譲渡、売却、跡地活用などをする。</li> <li>・集約化、複合化、市民ニーズの変化などにより不要となった建物の有効活用のため、民間や地区の活力を活用する。</li> </ul>	<p>施設① → 跡地活用</p> <p>施設② → 民間 (譲渡 / 売却)</p>

## ① 《方策1》施設の集約化

### 【検討の視点】

施設の集約化は、同種・類似の公共サービスを提供する施設について、施設の利用状況やニーズなどを踏まえ、市全体における各分野の施策展開の効率化を図る視点から検討します。

また、人口減少、人口構造・生活様式の変化に伴う今後のニーズに配慮しつつ、既存の公共サービスを維持する視点から検討します。

### 【方法】

- 既存施設の余剰スペース等に、別の施設の同種・類似の公共サービスを移転します。
- 既存施設に必要な増改築等の改修を加えた上で、別の施設の同種・類似のサービスを移転します。この場合、増改築後の施設の総量は、集約化する以前のものよりも小規模なものとしします。
- 新たな場所に施設を設置し、複数の施設の同種・類似の公共サービスを移転します。この場合、新たな施設の総量は、集約化する以前のものよりも小規模なものとしします。
- 方策後に生じた余剰施設・スペースは、転用あるいは民間等への貸付、廃止（売却、譲渡、建物取壊し後の跡地活用など）を検討し、資産の有効活用を進めていきます。

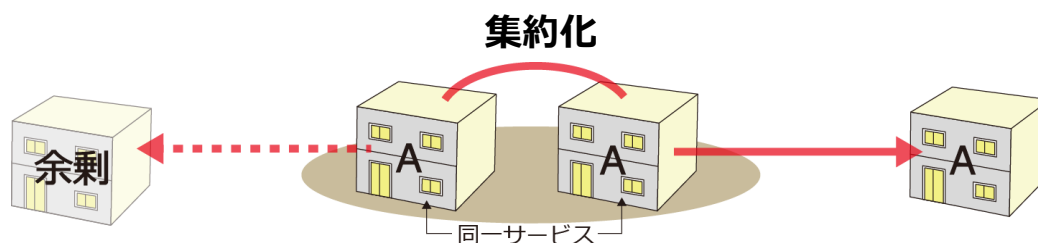


図 3-2 施設の集約化のイメージ

## ② 《方策2》施設の複合化

### 【検討の視点】

施設の複合化は、余剰スペース等を有する施設について、異なる公共サービスを提供する各種公共施設の立地状況や利用状況・ニーズの見通し等を踏まえ、多目的な施設利用の可能性について検討します。

また、施設の複合化、多目的利用を図ることにより、地区コミュニティ形成・多様な交流を促進し、にぎわいのある地区づくりを目指します。

### 【方法】

- 既存施設の余剰スペース等に、異なる公共サービスを移転します。
- 既存施設に必要な増改築等の改修を加えた上で、異なる公共サービスを移転します。この場合、増改築後の施設の総量は、複合化する以前のものよりも小規模なものとしします。
- 新たな場所に施設を設置し、複数の施設の異なる公共サービスを移転します。この場合、新たな施設の総量は、複合化する以前のものよりも小規模なものとしします。
- 方策後に生じた余剰施設・スペースは、転用あるいは民間等への貸付、廃止（売却、譲渡、建物取壊し後の跡地活用など）を検討し、資産の有効活用を進めていきます。

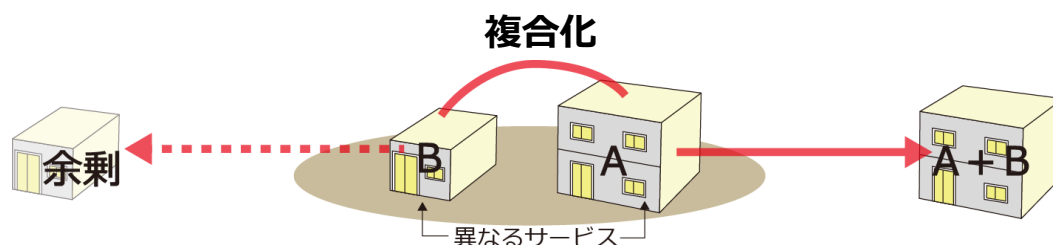


図 3-3 施設の複合化のイメージ

### ③ 《方策3》 施設の転用

#### 【検討の視点】

施設の転用は、建物性能が優れている未利用施設や設置目的と異なる利用がなされている施設、将来的に施設利用の減少が見込まれる施設について、新たなニーズ等を踏まえ、今後に必要なとされる公共サービスの維持、拡充を図るために転用を検討します。

#### 【方法】

○他の用途、新規の公共サービスを提供する施設に転換して、建物を継続して活用します。



図 3-4 施設の転用のイメージ

### ④ 《方策4》 施設規模の縮小

#### 【検討の視点】

施設規模の縮小は、今後も維持していく必要がある施設について、人口減少、人口構造・生活様式の変化に伴う今後のニーズを踏まえ、施設規模の縮小による適正化を検討します。

#### 【方法】

○集約化、複合化等の可能性がない余剰スペースを削減し、軽量化による耐震強化を図ります。

○原則として、建替え前の既存施設を上回らない規模で施設を更新し、施設の延床面積の縮小を図ります。

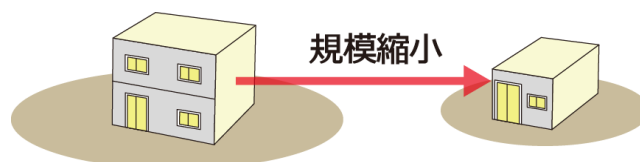


図 3-5 施設規模の縮小のイメージ



### ⑤ 《方策5》 民間施設の活用

#### 【検討の視点】

民間施設の有効活用について検討し、施設の整備や維持管理に係るコストの削減を図ります

#### 【方法】

○公共サービスの全部又は一部を民間の類似施設や余剰施設・スペースに移転することによって、公共施設の総量の適正化を図ります。

○方策後に生じた余剰施設・スペースは、転用あるいは民間等への貸付、廃止（売却、譲渡、建物取壊し後の跡地活用など）を検討し、資産の有効活用を進めていきます。

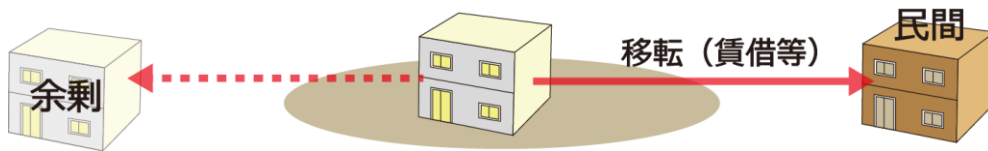


図 3-6 民間施設の活用のイメージ

### ⑥ 《方策6》 管理運営等の主体の変更

#### 【検討の視点】

管理運営等の主体の変更は、民間等への貸付、または、民間事業者や地域団体等との連携が可能なサービスを有する施設について、管理運営等の主体について検討します。

#### 【方法】

○民間事業者や地域団体等に移管等を行うことにより、効率的な維持管理及び運営を図ります。

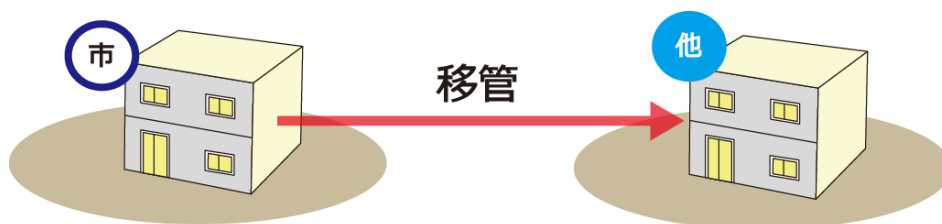


図 3-7 管理運営等の主体の変更のイメージ

### ⑦ 《方策7》 広域的な相互利用・広域連携

#### 【検討の視点】

広域的な相互利用は、国・県・近隣自治体の公共施設との連携が可能なサービスを有する施設について、施設の必要性、利便性等を踏まえ、国・県・近隣自治体の公共施設の活用について検討します。

#### 【方法】

○国・県・近隣自治体と公共サービスが重複している公共施設については、広域的利用の視点から相互利用（共同利用）や共同設置などによって公共施設の総量の適正化を図ります。

○方策後に生じた余剰施設・スペースは、転用あるいは民間等への貸付、廃止（売却、譲渡、建物取壊し後の跡地活用など）を検討し、資産の有効活用を進めていきます。

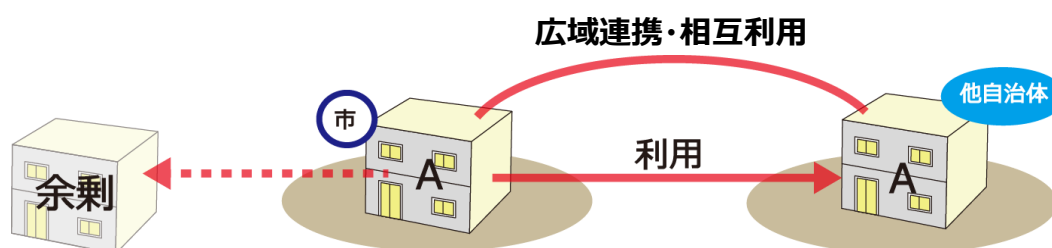


図 3-8 広域的な相互利用・広域連携のイメージ

### ⑧ 《方策8》 施設の廃止

#### 【検討の視点】

施設の廃止は、老朽化が著しい更新等の予定のない施設、未利用施設等について、跡地の活用等を踏まえ、施設の廃止について検討します。

#### 【方法】

○施設を廃止した場合、速やかに資産の活用（売却・譲渡、建物取壊し後の跡地活用など）を進め、施設総量の縮減により、維持管理に係るコストの削減を図ります。

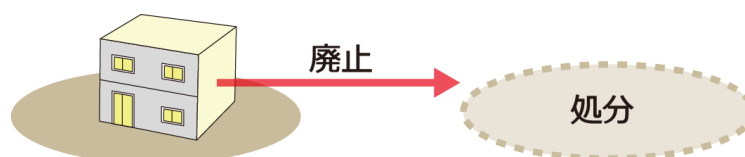


図 3-9 施設の廃止のイメージ

## (2) 施設評価による判定

本市の公共施設において今後の再配置に向けた具体的な方策を決めるにあたり、様々な分析・評価に基づいた方向性の検討を行っています。(分析・評価の手法と評価結果は、別紙：資料編に示します。)

方向性とは、「将来どうするか」という基本的な考え方を示すものであり、本方針では施設類型別に整理します。今後、個別施設において、具体的な実施内容(集約化、複合化、廃止など)、実施時期、手法などを含めて検討・調整していきます。

平成28年度に策定した「伊豆市公共施設等総合管理計画」では、今後40年間ににおける本市の公共施設の削減目標値を示していますが、その目標値を達成するため、将来的に廃止する方向で検討する施設の判定として、以下の優先的に考慮すべき基準を設け、判定を行いました。

### ①公共施設評価

- ・公共施設カルテの一次評価<sup>※1</sup>が、「D」または「E」判定の施設

### ②老朽化状況

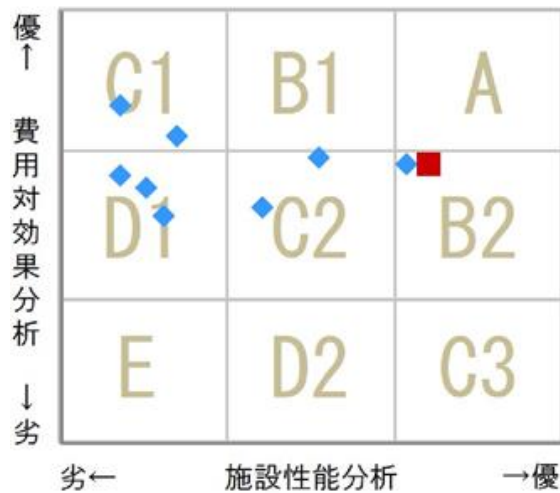
- ・建築年度または直近の大規模改修年度から30年以上が経過している施設

### ③立地状況分析(防災性)<sup>※2</sup>

- ・土砂災害特別警戒区域、浸水想定区域、津波浸水想定区域の範囲内である施設

※1：一次評価は、市が整備した公共施設の個々の公共施設カルテの中で、費用対効果指標を縦軸、施設性能指標を横軸にとった2軸によるポートフォリオ分析を使用しています。評価結果のマトリクスは、セグメントを以下の9つに分類し、各セグメントに施設の今後の方向性を設定しています。

- A：継続(今後も適切な維持管理を継続する)
- B1：向上(施設性能の向上を検討する)
- B2：向上(費用対効果の向上を検討する)
- C1：改善(施設性能の改善を検討する)
- C2：改善(施設性能と費用対効果の両方の改善を検討する)
- C3：改善(費用対効果の改善を検討する)
- D1：見直し(施設性能の見直しを検討する)
- D2：見直し(費用対効果の見直しを検討する)
- E：要見直し(施設性能と費用対効果の両方の見直しが必要である)



- ：当該施設のプロット
- ◆：同施設類型の他施設のプロット

図 3-10 公共施設カルテの一次評価結果マトリクス例

※2：立地状況分析（防災性）は、国土交通省国土政策局「国土数値情報」によるデータに基づき、GIS（地理情報システム）を使用して各自然災害区域指標における圏域内に個々の公共施設が含まれているかを検証しています。

但し、上記の判定結果は、今後の方向性についての一つの指標としての検討事項としていますが、施設機能・用途としての市民ニーズ・必要性や公共性、さらに伊豆市の行財政計画及び公共施設保全・長寿命化計画等との関係・整合により、例外的に対象外として処置している施設もあります。

### 3-3 施設類型別の再配置の基本的な方針

#### 施設類型別の再配置の整理表について

本節の以降のページには、市が保有する公共施設を施設類型別に分類し、i) 対象施設のストック情報、施設配置図、ii) 総合管理計画の基本方針、iii) 公共施設評価、iv) 再配置の方向性、v) 検討する施設及び方策を整理しています。

特に、iii) 公共施設評価は、①施設別の「公共施設カルテ」による分析・評価結果、②施設所管課による必要性、公共性、有効性、将来性の項目についての「定性的評価」、③類似用途施設の重複度、公共交通のアクセス性、浸水や土砂災害警戒区域等の災害危険性を地図上の圏域で分析・評価した「立地状況分析」、④当該施設の立地している地域の将来人口動向、都市計画マスタープランの土地利用誘導方針によるまちづくりの方向性を整理した「将来性分析」について、その主要情報を示しています。(公共施設カルテ以外の分析・評価の手法と評価結果は、別紙：資料編に示します。)

また、v) 検討する施設及び方策は、施設別に現時点で検討される40年間を見据えた再配置の方策を整理しています。さらに、上記の施設評価判定に加えて、第1期(当面10年間を目途)、将来(今後10年間以降の40年間を目途)における施設の存続について、施設評価分析や将来的なまちづくりの施策等の検討結果から現状見込まれている方向性を示しています。「今後も要検討」(表中△記号)については、公共施設の建物(躯体)、施設機能(提供される公共サービス)の両面を含めた施設の存続や再配置の方向性、具体的な方策を今後も継続して分析・評価、検討していきます。

施設名	廃止検討	評価判定	今後の適正配置に向けた方策								第1期 (当面10年間) 当面継続 (評価判定)	将来も継続 (今後10年間以降) 将来も継続 (評価判定)	
			方策1	方策2	方策3	方策4	方策5	方策6	方策7	方策8			
伊豆市シニアプラザ	波	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—
小下田多目的集会場	老	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	△
小土肥生活改善センター	D <sub>1</sub> 老 波	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
八岳集会場	老	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
白岩生涯学習センター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
柳瀬集会場	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
加殿コミュニティ防災センター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—

**<方策選択の理由等>**

- ◆「伊豆市シニアプラザ」は、当面は継続しながら、八木沢連合区の集会所として使用されている実情を踏まえ、地区への譲渡を検討します。
- ◆「加殿コミュニティ防災センター」は、当面は継続しながら、地区公民館として使用されている実情、防災性を踏まえ、地区への譲渡を検討します。
- ◆上記以外の集会施設については、総合管理計画の位置付けを踏まえ、当面は継続していきますが、避難所指定の適正について防災計画も含めた再編を検討します。

方策1：集約化 方策2：複合化 方策3：転用 方策4：施設規模の縮小 方策5：民間施設の活用  
 方策6：民間への貸付、管理運営等の主体の変更 方策7：広域的な相互利用 方策8：施設の廃止(売却、譲渡、建物取壊し後の跡地活用など)

○：該当 △：今後も要検討(施設の機能・建物に対して維持または廃止を含めた検討) —：非該当  
 <評価判定> D<sub>1</sub>：(一次評価)施設性能の見直し要検討 D<sub>2</sub>：(一次評価)費用対効果の見直し要検討  
 E：(一次評価)施設性能と費用対効果の両方が要見直し 老：築後または大規模改修後30年以上経過  
 特：土砂災害特別警戒区域 水：浸水想定区域 波：津波浸水想定区域

当該施設の公共施設カルテによる一次評価D・E判定、立地状況分析の一部指標について、整理表下部の凡例<評価判定>の記号で示しています。

施設評価結果や将来的なまちづくりの施策等の検討を踏まえ、今後の施設の存続について現状見込まれる方向性について、整理表下部の凡例記号で示しています。  
 「△：今後も要検討」に該当する施設は、施設の機能、建物の両面を含め検討します。

当該施設の今後の再配置を実現するため現状検討される方策について選定し、整理表下部の凡例記号で示しています。

整理表の凡例を示しています。方策については、前節3-2で示した再編・再配置パターンを踏まえた8つの方策を示します。<評価判定>は、施設カルテにおける一次評価のD・E判定、建築・大規模改修年度による老朽化状況、立地状況分析の災害指標の判定結果について示しています。

## (1) 住民文化系施設

### ① 集会施設

#### i. 対象施設

- 地区のコミュニティ活動の拠点として利用されています。
- 土肥地区、中伊豆地区に限られた地区に配置されています。
- 「伊豆市シニアプラザ」は、伊豆市八木沢連合区の集会所として使用されています。
- 集会施設では、多目的室、和室、調理実習室、会議室など共通したサービス機能を有しています。
- 「八岳集会場」の土地は一部借地となっています。

表 3-1 集会施設の対象施設一覧

番号	施設名称	土地所有状況	単独複合区分	建物棟数	延床面積	建築年度	運営形態	避難施設指定	耐震化状況	大規模改修年度
1	伊豆市シニアプラザ	借地なし	単独	1	362.71	2001	指定管理	指定なし	新耐震基準	
2	小下田多目的集会場	借地なし	単独	1	341.00	1981	指定管理	避難所	診断済・未改修	
3	小土肥生活改善センター	借地なし	単独	1	182.00	1979	指定管理	避難所	診断済・未改修	
4	八岳集会場	一部借地	単独	1	455.87	1988	指定管理	避難所	新耐震基準	
5	白岩生涯学習センター	借地なし	複合	1	662.00	1999	指定管理	指定なし	新耐震基準	
6	柳瀬集会場	借地	複合	1	171.00	2004	指定管理	指定なし	新耐震基準	
7	加殿コミュニティ防災センター	借地なし	単独	1	309.39	1999	指定管理	指定なし	新耐震基準	

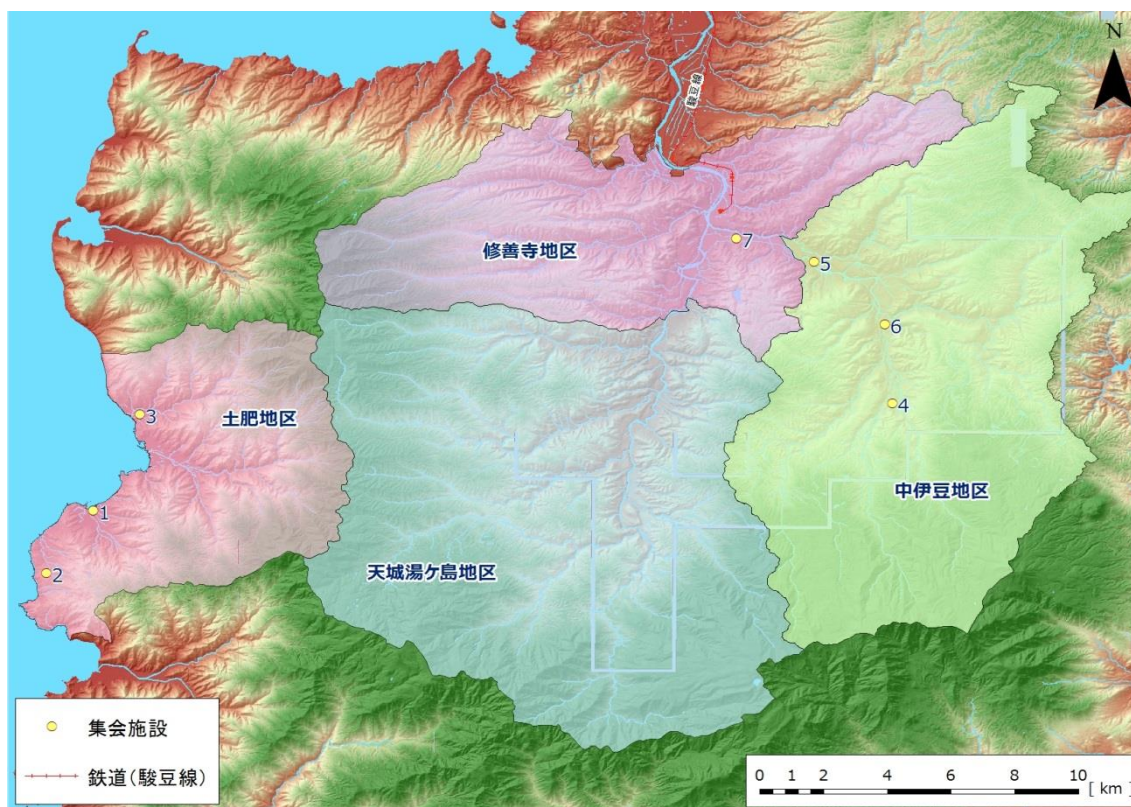


図 3-11 集会施設の配置図

## ii. 総合管理計画の基本方針

- 指定管理者制度導入施設については、当面は継続する方針です。
- 老朽化している施設については、施設の適切な維持管理に努めます。

## iii. 公共施設評価

施設評価による判定	公共施設評価	○「小土肥生活改善センター」は、「D1：見直し（施設性能の見直しを検討する）」の評価に該当します。	<b>判定</b> 廃止検討評価判定に該当する施設は、以下の通りです。  ●伊豆市シニアプラザ ●小下田多目的集会場 ●小土肥生活改善センター ●八岳集会場
	老朽状況	○「小下田多目的集会場」、「小土肥生活改善センター」、「八岳集会場」が該当しています。	
	防災性	○「伊豆市シニアプラザ」は、5.0～10.0m、「小土肥生活改善センター」は、1.0～5.0mの津波浸水想定区域に該当しています。 ○「柳瀬集会場」、「加殿コミュニティ防災センター」は、土砂災害警戒区域に該当しています。	
定性的評価	必要性	○いずれの施設も、地区のコミュニティ活動の拠点として、地区住民の生活にも係わっており、廃止した場合の影響が大きい施設です。 ○一部施設は、防災拠点（避難所）としての機能を有しています。	
	公共性	○地区住民を対象とした施設であり、多くの住民に利用されていますが、限られた地区に配置されています。	
	有効性	○いずれの施設も、設置目的に応じた効果が現れており、活用されています。	
	将来性	○「八岳集会場」の土地は一部借地であり、施設を維持するためには、土地の使用料がかかります。 ○すべての施設は、指定管理者制度を導入しています。	
立地状況分析	○すべての施設がバス停から500m以内に立地しています。 ○「加殿コミュニティ防災センター」は、鉄道駅からも1km以内に立地しており、公共交通の利便性が良い場所に立地しています。		
将来性分析	○今後も一定の利用者が見込まれますが、将来的には人口減少に伴う利用者数の減少が予想されます。 ○都市計画マスタープランの土地利用の基本方針では、いずれの施設も「集落地」に位置しています。		

#### iv.再配置の方向性

市民サービス	<p><b>&lt;防災拠点機能の維持&gt;</b></p> <p>●防災拠点の機能を有している施設については、今後も避難所として、地区の防災機能を維持するとともに、地区住民のコミュニティ形成や活動などを支援するサービスとして継続します。</p> <p><b>&lt;複合機能の維持&gt;</b></p> <p>●複合施設については、複合機能を維持するとともに、地区住民のコミュニティ形成や活動などを支援するサービスとして継続します。</p> <p><b>&lt;地区所有によるサービスの継続&gt;</b></p> <p>●地区所有により、地区密着型のコミュニティの形成や活動を維持します。</p>
施設・建物配置	<p><b>&lt;建物の長期利用&gt;</b></p> <p>●将来も継続する施設については、計画的な修繕等を行い、建物の長期利用を図ります。</p> <p><b>&lt;地区住民による施設管理&gt;</b></p> <p>●地区による適切な建物の維持・管理を支援します。</p>

#### v.検討する施設及び方策

施設名	廃止 評価 判定	今後の適正配置に向けた方策										
		40年間を見据えた適正配置に向けた方策								第1期		将来も継続 (今後10年以降 40年までを目途)
		方策1	方策2	方策3	方策4	方策5	方策6	方策7	方策8	当面継続 (今後10年間 を目途)		
伊豆市シニアプラザ	波	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—
小下田多目的集会場	老	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	△
小土肥生活改善センター	D <sub>1</sub> 老 波	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
八岳集会場	老	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
白岩生涯学習センター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
柳瀬集会場	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
加殿コミュニティ防災センター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—

##### <方策選択の理由等>

- ◆「伊豆市シニアプラザ」は、当面は継続しながら、八木沢連合区の集会所として使用されている実情を踏まえ、地区への譲渡を検討します。
- ◆「加殿コミュニティ防災センター」は、当面は継続しながら、地区公民館として使用されている実情、防災性を踏まえ、地区への譲渡を検討します。
- ◆上記以外の集会施設については、総合管理計画の位置付けを踏まえ、当面は継続していきますが、避難所指定の適正について防災計画も含めた再編を検討します。

方策1：集約化 方策2：複合化 方策3：転用 方策4：施設規模の縮小 方策5：民間施設の活用  
 方策6：民間への貸付、管理運営等の主体の変更 方策7：広域的な相互利用 方策8：施設の廃止（売却、譲渡、建物取壊し後の跡地活用など）

○：該当 △：今後も要検討（施設の機能・建物に対して維持または廃止を含めた検討） —：非該当  
 <評価判定> D<sub>1</sub>：（一次評価）施設性能の見直し要検討 D<sub>2</sub>：（一次評価）費用対効果の見直し要検討  
 E：（一次評価）施設性能と費用対効果の両方が要見直し 老：築後または大規模改修後30年以上経過  
 特：土砂災害特別警戒区域 水：浸水想定区域 波：津波浸水想定区域



## ② 集会施設（普通財産）

### i. 対象施設

- 地区のコミュニティ活動の拠点として利用されています。
- 各地区に配置されています。
- 集会施設では、多目的室、調理実習室など共通したサービス機能を有しています。
- 「牧之郷公民館」以外の施設は、平成 32 年度までに地区への譲渡を進めていきます。
- 「牧之郷公民館」は、牧之郷区が主体的に運営をしている施設であり、現在認可地縁団体設立に向けて準備を進めています。団体の設立後は、施設を無償譲渡する予定です。
- 分類内の過半の施設の土地は一部借地です。

表 3-2 集会施設（普通財産）の対象施設一覧

番号	施設名称	土地所有 状況	単独複合 区分	建物 棟数	延床面積	建築年度	運営形態	避難施設 指定	耐震化状況	大規模 改修年度
1	牧之郷公民館	借地	単独	1	412.59	1976	その他	指定なし	診断未実施	
2	茅野多目的集会場	借地	単独	1	216.00	1981	その他	指定なし	新耐震基準	
3	松ヶ瀬多目的集会場	借地	単独	1	141.60	1981	その他	指定なし	新耐震基準	
4	長野多目的集会場	借地	単独	1	149.00	1982	その他	指定なし	新耐震基準	
5	矢熊多目的集会場	借地	単独	1	125.80	1982	その他	指定なし	新耐震基準	
6	青羽根山村活性化支援センター	借地なし	単独	1	294.80	1995	その他	指定なし	新耐震基準	
7	城生活改善センター	借地なし	単独	1	276.00	1977	その他	指定なし	診断未実施	
8	八幡多目的集会場	借地なし	単独	1	267.60	1983	その他	指定なし	新耐震基準	
9	梅木多目的集会場	借地なし	単独	1	132.48	1983	その他	指定なし	新耐震基準	
10	下尾野多目的集会場	借地なし	単独	1	104.11	1985	その他	指定なし	新耐震基準	
11	徳永東多目的集会場	借地なし	単独	1	107.67	1986	その他	指定なし	新耐震基準	
12	清水農林漁家・婦人活動促進施設	借地	単独	1	248.43	1996	その他	指定なし	新耐震基準	
13	姫之湯農林漁家・婦人活動促進施設	借地	単独	1	180.80	1996	その他	指定なし	新耐震基準	
14	地藏堂女性・若者等活動促進施設	借地	単独	1	238.00	2003	その他	指定なし	新耐震基準	

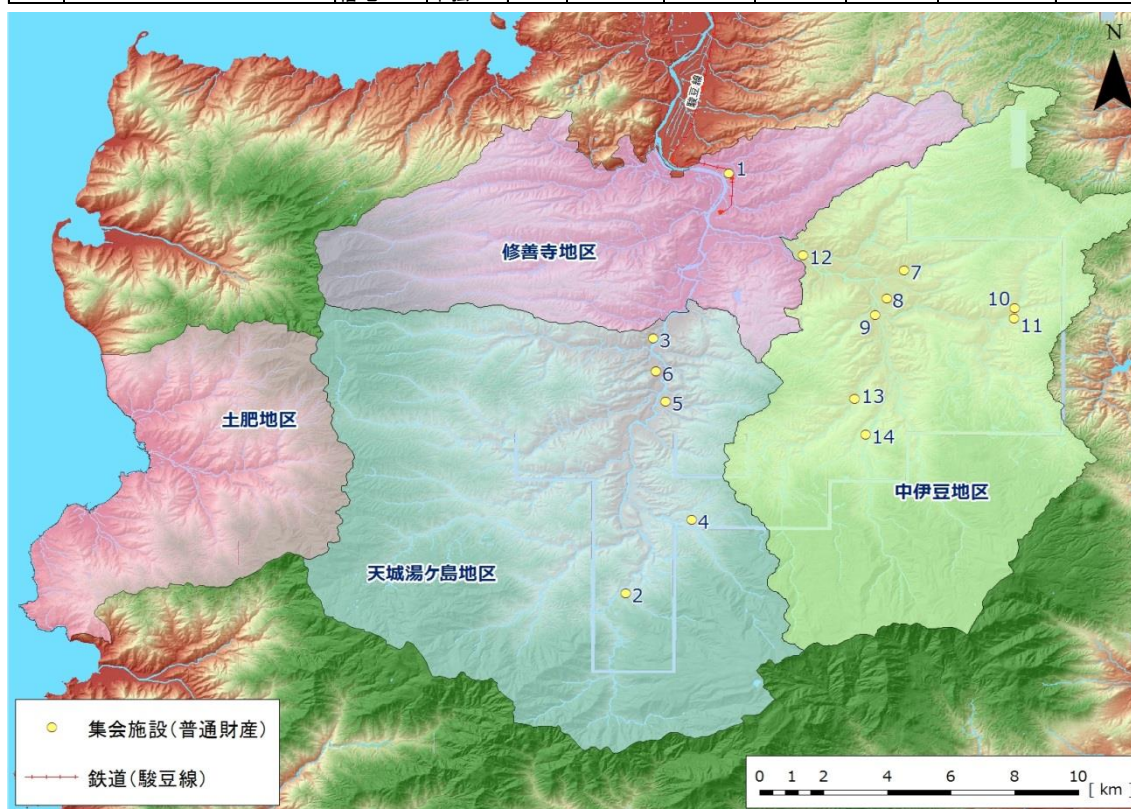


図 3-12 集会施設（普通財産）の配置図

ii. 総合管理計画の基本方針

- 普通財産施設については、地元への譲渡を進めていきます。
- 老朽化している施設については、施設の適切な維持管理に努めます。

### iii. 公共施設評価

施設評価による判定	公共施設評価	○「茅野多目的集会場」、「松ヶ瀬多目的集会場」、「長野多目的集会場」、「矢熊多目的集会場」、「城生活改善センター」、「梅木多目的集会場」は、「D1：見直し（施設性能の見直しを検討する）」の評価に該当します。	<b>判定</b> 廃止検討評価判定に該当する施設は、以下の通りです。 ●牧之郷公民館 ●茅野多目的集会場 ●松ヶ瀬多目的集会場 ●長野多目的集会場 ●矢熊多目的集会場 ●城生活改善センター ●八幡多目的集会場 ●梅木多目的集会場 ●下尾野多目的集会場 ●徳永東多目的集会場
	老朽状況	○「青羽根山村活性化支援センター」、「清水農林漁家・婦人活動促進施設」、「姫之湯農林漁家・婦人活動促進施設」、「地藏堂女性・若者等活動促進施設」以外の施設が該当します。	
	防災性	○「徳永東多目的集会場」は、土砂災害特別警戒区域に該当し、「茅野多目的集会場」、「松ヶ瀬多目的集会場」、「矢熊多目的集会場」、「青羽根山村活性化支援センター」、「城生活改善センター」、「下尾野多目的集会場」は、土砂災害警戒区域に該当しています。	
定性的評価	必要性	○いずれの施設も、地区のコミュニティ活動の拠点として、地区住民の生活にも係わっており、廃止した場合の影響が大きい施設です。	
	公共性	○地区住民を対象とした施設であり、多くの住民に利用されていますが、限られた地区に配置されています。	
	有効性	○他の施設では同一の事業を実施することができないため、設置目的に応じた効果が現れており、活用されています。	
	将来性	○分類内の過半の施設は、土地が借地であり、施設を維持するためには、土地の使用料がかかります。 ○集会所等は、地区のコミュニティ活動の拠点として、町内会等の地元組織が主体となって管理運営を行っています。	
立地状況分析	○ほとんどの施設がバス停から500m以内に立地しています。 ○「牧之郷公民館」は、鉄道駅からも1km以内に立地しており、公共交通の利便性が良い場所に立地しています。 ○「長野多目的集会場」は、他の施設に比べて公共交通の利便性が劣っています。		
将来性分析	○今後も一定の利用者が見込まれますが、将来的には人口減少に伴う利用者数の減少が予想されます。 ○都市計画マスタープランの土地利用の基本方針では、「矢熊多目的集会場」は、「IC活用地域振興ゾーン」、「牧之郷公民館」は、「計画的集落環境創出ゾーン」、それ以外の施設は「集落地」に位置しています。		

iv.再配置の方向性

市民サービス	<b>&lt;地区所有によるサービスの継続&gt;</b> ●地区所有により、地区密着型のコミュニティの形成による活動拠点の強化を図るとともに、交流や活動の場を維持します。
施設・建物配置	<b>&lt;地区住民による施設管理&gt;</b> ●地区による適切な建物の維持・管理を支援します。

v.検討する施設及び方策

施設名	廃止 評価 判定 検討	今後の適正配置に向けた方策										
		40年間を見据えた適正配置に向けた方策								第1期	将来も継続 (今後10年以降 40年までを目途)	
		方策1	方策2	方策3	方策4	方策5	方策6	方策7	方策8	当面継続 (今後10年間 を目途)		
牧之郷公民館	老	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
茅野多目的集会場	D <sub>1</sub> 老	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
松ヶ瀬多目的集会場	D <sub>1</sub> 老	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
長野多目的集会場	D <sub>1</sub> 老	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
矢熊多目的集会場	D <sub>1</sub> 老	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
青羽根山村活性化支援センター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
城生活改善センター	D <sub>1</sub> 老	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
八幡多目的集会場	老	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
梅木多目的集会場	D <sub>1</sub> 老	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
下尾野多目的集会場	老	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
徳永東多目的集会場	老 特	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
清水農林漁家・婦人活動促進施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
姫之湯農林漁家・婦人活動促進施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
地藏堂女性・若者等活動促進施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
<b>&lt;方策選択の理由等&gt;</b> ◆いずれの施設も、今後は地区への譲渡を調整していきます。												

方策1：集約化 方策2：複合化 方策3：転用 方策4：施設規模の縮小 方策5：民間施設の活用  
 方策6：民間への貸付、管理運営等の主体の変更 方策7：広域的な相互利用 方策8：施設の廃止（売却、譲渡、建物取壊し後の跡地活用など）  
 ○：該当 △：今後も要検討（施設の機能・建物に対して維持または廃止を含めた検討） —：非該当  
**<評価判定>** D<sub>1</sub>：（一次評価）施設性能の見直し要検討 D<sub>2</sub>：（一次評価）費用対効果の見直し要検討  
 E：（一次評価）施設性能と費用対効果の両方が要見直し 老：築後または大規模改修後30年以上経過  
 特：土砂災害特別警戒区域 水：浸水想定区域 波：津波浸水想定区域

### ③ 文化施設

#### i. 対象施設

- 文化活動の拠点として利用されています。
- 各地区に配置されています。
- 「修善寺生きいきプラザ」は、「修善寺図書館」、「修善寺保健福祉センター」との複合施設です。
- 「修善寺総合会館」は、シオリア、商工会、観光協会、産業振興協議会が入居する複合施設です。
- 「天城湯ヶ島コミュニティ複合施設 コミュニティセンター」は、「旧湯ヶ島幼稚園」を改修し、転用した施設です。
- 「天城湯ヶ島コミュニティ複合施設 市民活動センター」は、「旧湯ヶ島小学校」の体育館を改修し、転用した施設です。
- 「修善寺総合会館」の土地は一部借地です。

表 3-3 文化施設の対象施設一覧

番号	施設名称	土地所有 状況	単独複合 区分	建物 棟数	延床面積	建築年度	運営形態	避難施設 指定	耐震化状況	大規模 改修年度
1	修善寺生きいきプラザ	借地なし	複合	1	4,372.03	1996	直営	救護所	新耐震基準	
2	修善寺総合会館	一部借地	複合	1	5,722.00	1980	指定管理	避難所	診断済・補強済	2005
3	天城湯ヶ島コミュニティ複合施設 コミュニティセンター	借地	複合	1	599.26	2002	直営	指定なし	新耐震基準	2017
4	天城湯ヶ島コミュニティ複合施設 市民活動センター	借地なし	複合	3	1,365.55	1963	直営	避難所	診断済・補強済	2018
	天城湯ヶ島コミュニティ複合施設 市民活動センター(体育館)	借地なし	複合	1	800.00	1974			診断済・補強済	不明

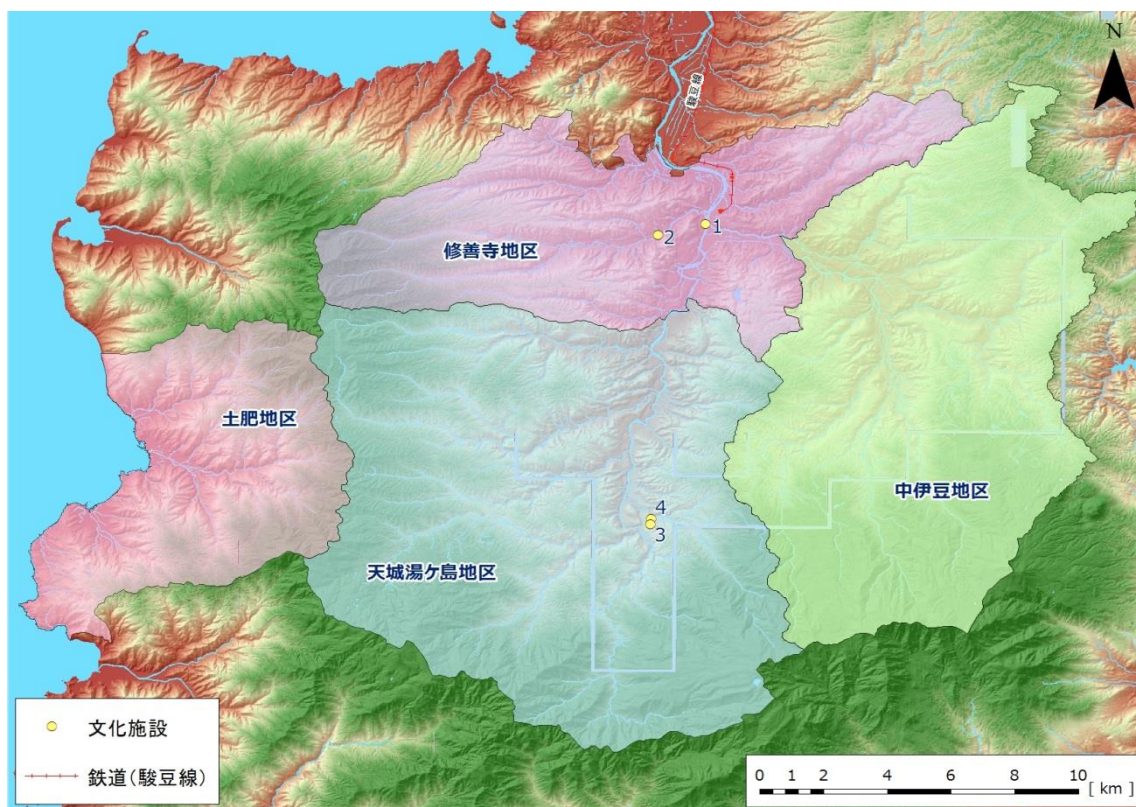


図 3-13 文化施設の配置図

## ii. 総合管理計画の基本方針

- 計画的に各設備の改修を実施します。
- 施設の適正な規模や必要性など、今後の施設のあり方を検討します。

## iii. 公共施設評価

施設評価による判定	公共施設評価	○一次評価がDまたはEの施設はありません。	<b>判定</b> 廃止検討評価判定に該当する施設はありません。
	老朽状況	○建築年度または直近の大規模修繕年度から30年以上が経過している施設はありません。	
	防災性	○「修善寺生きいきプラザ」、「修善寺総合会館」、「天城湯ケ島コミュニティ複合施設コミュニティセンター」は、土砂災害警戒区域に該当しています。	
定性的評価	必要性	○いずれの施設も、市民・地区住民の文化活動の拠点として、市民・地区住民の生活に係わっています。 ○すべての施設が複合施設であり、文化機能の他に市民・地区住民の生活に必要な機能を有した施設であり、市民・地区の生活の拠点となっています。	
	公共性	○「修善寺総合会館」は、地区住民を対象とした施設であり、地区住民に利用されていますが、市内に類似・競合する施設が存在しています。	
	有効性	○「修善寺総合会館」は、他の施設でも同一の事業を実施することができる可能性があります。	
	将来性	○「修善寺総合会館」、「天城湯ケ島コミュニティ複合施設 コミュニティセンター」については、土地が借地、一部借地であり、施設を維持するためには、土地の使用料がかかります。	
立地状況分析	○バス停から500m以内に立地しています。 ○「修善寺生きいきプラザ」は、鉄道駅からも1km以内に立地しており、公共交通の利便性が良い場所に立地しています。		
将来性分析	○今後も一定の利用者が見込まれますが、将来的には人口減少に伴う利用者数の減少が予想されます。 ○都市計画マスタープランでは、「修善寺生きいきプラザ」、「修善寺総合会館」は、「一般住宅地」、それ以外の施設は、「集落地」に位置しています。		

#### iv.再配置の方向性

市民サービス	<b>&lt;市民の文化活動を支援するサービスと防災拠点機能の維持&gt;</b> ●防災拠点の機能を有している施設については、今後も避難所、救護所として、地区の防災機能を維持するとともに、市民の文化活動などを支援するサービスとして継続します。
施設・建物配置	<b>&lt;建物の長期利用&gt;</b> ●計画的な修繕等を行い、建物の長期利用を図ります。

#### v.検討する施設及び方策

施設名	今後の適正配置に向けた方策											
	廃止検討	評価判定	40年間を見据えた適正配置に向けた方策								第1期	将来も継続 (今後10年以降 40年を目途)
			方策1	方策2	方策3	方策4	方策5	方策6	方策7	方策8	当面継続 (今後10年間 を目途)	
修善寺生きいきプラザ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
修善寺総合会館	—	○	○	—	—	○	—	○	○	○	○	△
天城湯ケ島コミュニティ複合施設 コミュニティセンター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
天城湯ケ島コミュニティ複合施設 市民活動センター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
天城湯ケ島コミュニティ複合施設 市民活動センター (体育館)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△

##### <方策選択の理由等>

- ◆「修善寺生きいきプラザ」は、市民の社会教育の拠点として、今後も適切な維持管理を進めていきます。
- ◆「修善寺総合会館」は、避難所となっているため、当面はホールを除き、継続していきますが、将来的には廃止または施設やホールの有効活用を検討します。
- ◆「天城湯ケ島コミュニティ複合施設 コミュニティセンター」は、平成30年4月から「旧湯ケ島幼稚園」を改修し移転した複合施設として活用しています。
- ◆「天城湯ケ島コミュニティ複合施設 市民活動センター」は、平成31年4月から「旧湯ケ島小学校」を改修し移転した複合施設として活用します。

方策1：集約化 方策2：複合化 方策3：転用 方策4：施設規模の縮小 方策5：民間施設の活用  
 方策6：民間への貸付、管理運営等の主体の変更 方策7：広域的な相互利用 方策8：施設の廃止（売却、譲渡、建物取壊し後の跡地活用など）

○：該当 △：今後も要検討（施設の機能・建物に対して維持または廃止を含めた検討） —：非該当  
 <評価判定> D<sub>1</sub>：（一次評価）施設性能の見直し要検討 D<sub>2</sub>：（一次評価）費用対効果の見直し要検討  
 E：（一次評価）施設性能と費用対効果の両方が要見直し 老：築後または大規模改修後30年以上経過  
 特：土砂災害特別警戒区域 水：浸水想定区域 波：津波浸水想定区域



## (2) 社会教育系施設

### ① 図書館

#### i. 対象施設

- 各地区に配置されており、すべて複合施設です。
- 「修善寺図書館」は、「修善寺生きいきプラザ」との複合施設です。
- 「土肥図書館」は、土肥支所内、「中伊豆図書館」は、中伊豆支所内に設置されています。
- 「天城湯ヶ島コミュニティ複合施設 天城図書館」は、「旧湯ヶ島小学校」の校舎を転用した複合施設内に移転し、平成31年4月に開館する予定です。
- 「修善寺図書館」の土地は一部借地です。

表 3-4 図書館の対象施設一覧

番号	施設名称	土地所有状況	単独複合区分	建物棟数	延床面積	建築年度	運営形態	避難施設指定	耐震化状況	大規模改修年度
1	修善寺図書館	一部借地	複合	2	1,337.47	1996	直営	指定なし	新耐震基準	
2	土肥図書館	借地なし	複合	1	土肥支所に合算	1990	直営	指定津波避難ビル	新耐震基準	
3	天城湯ヶ島コミュニティ複合施設 天城図書館	借地なし	複合	4	市民活動センターに合算	1963	直営	避難所	診断済・補強済	2018
4	中伊豆図書館	借地なし	複合	1	中伊豆支所に合算	2002	直営	指定なし	新耐震基準	

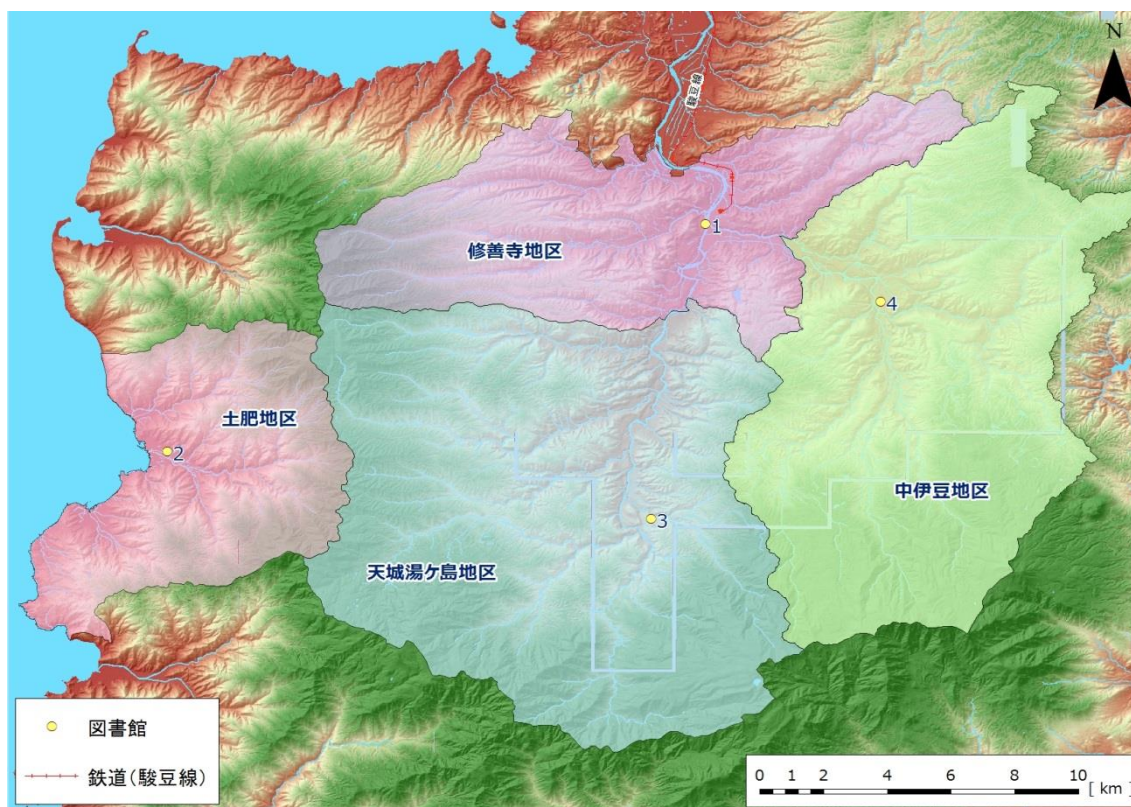


図 3-14 図書館の配置図

## ii. 総合管理計画の基本方針

- 計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- 運営の効率化を図るために、民間活力の導入などを検討します。
- 施設の再編を進めていきます。

## iii. 公共施設評価

施設評価による判定	公共施設評価	○一次評価がDまたはEの施設はありません。	<b>判定</b> 廃止検討評価判定に該当する施設は、以下の通りです。  ●土肥図書館
	老朽状況	○建築年度または直近の大規模修繕年度から30年以上が経過している施設はありません。	
	防災性	○「土肥図書館」は、1.0～5.0mの津波浸水想定区域かつ土砂災害警戒区域に該当しています。	
定性的評価	必要性	○図書を提供等により、教育と文化の発展に寄与する施設として、市の施策に係わっており、廃止した場合の影響が大きい施設です。	
	公共性	○広域的な利用者を対象とした施設であり、多くの住民に利用されていますが、限られた地区に配置されています。	
	有効性	○他の公共施設を活用して図書サービスを提供しているため、他の施設でも同一の事業を実施することができる施設です。	
	将来性	○「修善寺図書館」は、土地が一部借地であり、施設を維持するためには、土地の使用料がかかります。 ○設置目的に応じた効果が現れており、十分に活用されています。	
立地状況分析		○バス停から500m以内に立地しています。	
将来性分析		○今後も一定の利用者が見込まれますが、将来的には人口減少に伴う利用者数の減少が予想されます。 ○都市計画マスタープランの土地利用の基本方針では、「集落地」に位置しています。	

#### iv.再配置の方向性

市民サービス	<p>&lt;図書館サービスの継続&gt;</p> <p>●今後も地区の社会教育や交流の場としての活用のためのサービスを継続します。今後は、地域の活動拠点に機能を移転する等、集約化による他施設を活用した図書に関連する新たなサービス提供の方法を含めて、図書館施設としての魅力の向上やあり方を検討します。</p>
施設・建物配置	<p>&lt;建物の長期利用&gt;</p> <p>●今後も維持する施設については、計画的な修繕等を行い、建物の長期利用を図ります。</p> <p>&lt;施設の複合化&gt;</p> <p>●利用者が少なく、建物の老朽化が進行している施設は、複合化等を検討します。</p>

#### v.検討する施設及び方策

施設名	今後の適正配置に向けた方策										
	廃止 評価 判定	40年間を見据えた適正配置に向けた方策								第1期	将来も継続 (今後10年以降 10年までを目途)
		方策1	方策2	方策3	方策4	方策5	方策6	方策7	方策8	当面継続 (今後10年間 を目途)	
修善寺図書館	—	○	○	—	—	—	○	—	—	○	△
土肥図書館	波	○	○	—	—	—	○	—	—	○	△
天城湯ヶ島コミュニティ複合施設 天城図書館	—	○	○	—	—	—	○	—	—	○	△
中伊豆図書館	—	○	○	—	—	—	○	—	—	○	△
<p>&lt;方策選択の理由等&gt;</p> <p>◆「天城湯ヶ島コミュニティ複合施設天城図書館」は、平成31年4月から旧湯ヶ島小学校を改修し移転した複合施設として活用します。</p> <p>◆上記以外の図書館については、複合施設のため、当面継続としますが、今後の状況を見て再編、今後の運営手法等を検討します。</p>											

方策1：集約化 方策2：複合化 方策3：転用 方策4：施設規模の縮小 方策5：民間施設の活用  
 方策6：民間への貸付、管理運営等の主体の変更 方策7：広域的な相互利用 方策8：施設の廃止（売却、譲渡、建物取壊し後の跡地活用など）  
 ○：該当 △：今後も要検討（施設の機能・建物に対して維持または廃止を含めた検討） —：非該当  
 <評価判定> D<sub>1</sub>：（一次評価）施設性能の見直し要検討 D<sub>2</sub>：（一次評価）費用対効果の見直し要検討  
 E：（一次評価）施設性能と費用対効果の両方が要見直し 老：築後または大規模改修後30年以上経過  
 特：土砂災害特別警戒区域 水：浸水想定区域 波：津波浸水想定区域

## ② 博物館等

### i. 対象施設

- 市内唯一の本市の郷土の歴史を伝える施設です。
- 資料の展示室や収蔵庫、事務室などのサービス機能を有しています。

表 3-5 博物館等の対象施設一覧

番号	施設名称	土地所有 状況	単独複合 区分	建物 棟数	延床面積	建築年度	運営形態	避難施設 指定	耐震化状況	大規模 改修年度
1	伊豆市資料館	借地なし	単独	1	371.55	1986	直営	指定なし	新耐震基準	

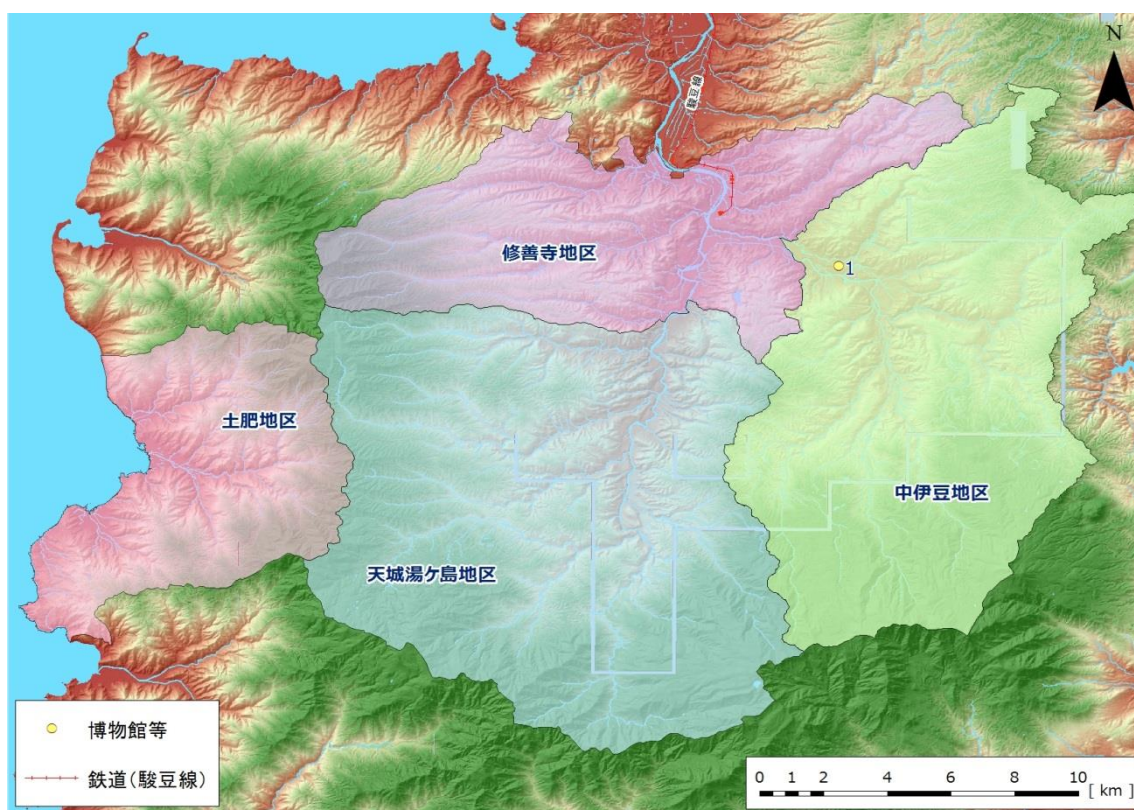


図 3-15 博物館等の配置図

## ii. 総合管理計画の基本方針

- 計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- 運営の効率化を図るために、民間活力の導入などを検討します。

## iii. 公共施設評価

施設評価による判定	公共施設評価	○一次評価がDまたはEの施設に該当しません。	<b>判定</b> 廃止検討評価判定に該当する施設は、以下の通りです。  ●伊豆市資料館
	老朽状況	○建築後、33年経過しています。	
	防災性	○災害区域には該当していません。	
定性的評価	必要性	○歴史・文化に関わる資産・資料等の保管と情報発信をする施設として、市の施策に係わっており、本市唯一の施設のため、廃止した場合の影響が大きい施設です。	
	公共性	○広域的な利用者を対象とした施設であり、多くの市民に利用されています。 ○本市の郷土の歴史を伝える施設のため、近隣自治体の施設の活用は見込みません。	
	有効性	○郷土の歴史を伝える重要な施設です。	
	将来性	○設置目的に応じた効果が現れており、十分に活用されています。	
立地状況分析		○バス停から500m以内に立地しています。	
将来性分析		○今後も一定の利用者が見込まれますが、将来的には人口減少に伴う利用者数の減少が予想されます。 ○都市計画マスタープランの土地利用の基本方針では、「集落地」に位置しています。	

#### iv.再配置の方向性

市民サービス	<b>&lt;資料館サービスの継続&gt;</b> ●今後も社会教育や交流の場として、市域でサービスを継続するとともに、運営手法の検討を含めて、郷土の歴史を伝える施設としての魅力の向上やあり方を検討します。
施設・建物配置	<b>&lt;建物の長期利用&gt;</b> ●計画的な修繕等を行い、建物の長期利用を図ります。

#### v.検討する施設及び方策

施設名	今後の適正配置に向けた方策										第1期 (今後10年 を目標) 当面継続 (今後10年以降 30年までを目標) 将来も継続
	40年間を見据えた適正配置に向けた方策										
	廃止 検討	評価 判定	方策 1	方策 2	方策 3	方策 4	方策 5	方策 6	方策 7	方策 8	
伊豆市資料館	老	—	○	—	—	—	○	—	○	△	—

##### <方策選択の理由等>

◆「伊豆市資料館」は、継続を含め、今後の運営手法等について検討します。

方策1：集約化 方策2：複合化 方策3：転用 方策4：施設規模の縮小 方策5：民間施設の活用  
 方策6：民間への貸付、管理運営等の主体の変更 方策7：広域的な相互利用 方策8：施設の廃止（売却、譲渡、建物取壊し後の跡地活用など）

○：該当 △：今後も要検討（施設の機能・建物に対して維持または廃止を含めた検討） —：非該当  
 <評価判定> D<sub>1</sub>：（一次評価）施設性能の見直し要検討 D<sub>2</sub>：（一次評価）費用対効果の見直し要検討  
 E：（一次評価）施設性能と費用対効果の両方が要見直し 老：築後または大規模改修後30年以上経過  
 特：土砂災害特別警戒区域 水：浸水想定区域 波：津波浸水想定区域

### **(3) スポーツ・レクリエーション系施設**

#### **① スポーツ施設**

##### **i.対象施設**

- 市民のスポーツ活動の拠点として利用されています。
- 地区の活動や、少年団の利用や合宿としても利用されており、市外からの利用者も多い施設です。
- 一部の施設では、受付や施設管理を業務委託しています。
- 「修善寺体育館」、「狩野川記念公園管理棟等」、「天城温泉プール」、「中伊豆室内温水プール」は、指定管理者により運営されています。
- 「修善寺体育館」は、耐震に問題があるため、早急に対策が必要です。
- 「天城温泉プール」は、平成30年度末に閉館する予定です。
- 「狩野ドーム」、「天城温泉プール」の土地は借地です。

表 3-6 スポーツ施設の対象施設一覧

番号	施設名称	土地所有 状況	単独複合 区分	建物 棟数	延床面積	建築年度	運営形態	避難施設 指定	耐震化状況	大規模 改修年度
1	修善寺体育館	借地なし	単独	1	1,692.00	1976	指定管理	指定なし	診断済・未改修	
2	狩野川記念公園管理棟等	借地なし	単独	2	89.00	1961	指定管理	指定なし	診断未実施	
3	土肥南体育館	借地なし	単独	1	947.00	1977	直営	指定なし	診断済・補強済	
4	丸山スポーツ公園管理棟等	借地なし	単独	2	326.00	1982	直営	避難所	新耐震基準	
5	狩野ドーム	一部借地	単独	4	4,226.60	1992	指定管理	避難所	新耐震基準	
6	天城温泉プール	借地なし	複合	1	1,089.00	1977	指定管理	指定なし	診断済・未改修	
7	中伊豆社会体育館	借地なし	単独	1	1,665.17	1987	直営	避難所	新耐震基準	
8	中伊豆室内温水プール	借地なし	複合	1	1,658.00	1999	指定管理	指定なし	新耐震基準	
9	中伊豆弓道場	借地なし	単独	1	109.00	1980	直営	指定なし	診断未実施	
10	中伊豆グラウンド管理棟	借地なし	単独	1	235.00	1979	直営	指定なし	診断未実施	

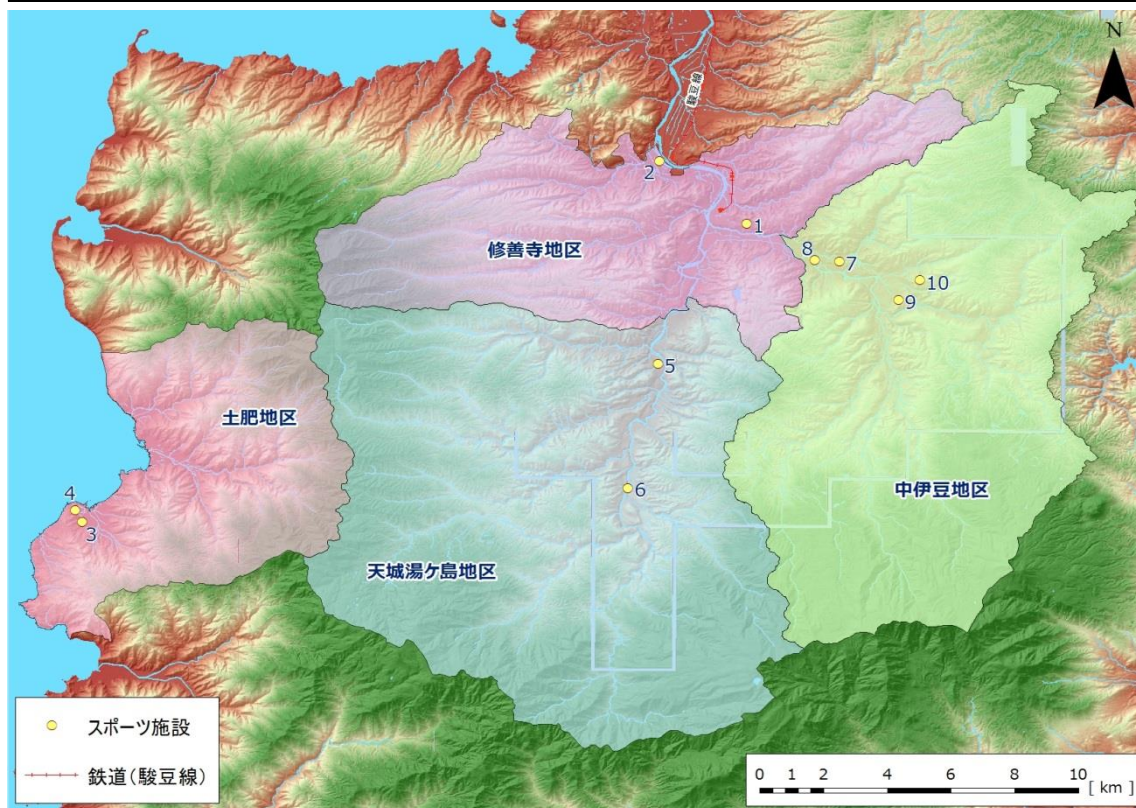


図 3-16 スポーツ施設の配置図

ii. 総合管理計画の基本方針

- 廃止、普通財産への移行など、施設の再編を進めていきます。
- 継続する施設については、指定管理者制度を導入するなど、運営の効率化を図ります。



### iii. 公共施設評価

施設評価による判定	公共施設評価	○「狩野川記念公園管理棟等」、「土肥南体育館」、「丸山スポーツ公園管理棟等」、「中伊豆グラウンド管理棟」は、「D1：見直し（施設性能の見直しを検討する）」の評価に該当します。	<b>判定</b> 廃止検討評価判定に該当する施設は、以下の通りです。  ●修善寺体育館 ●狩野川記念公園管理棟等 ●土肥南体育館 ●丸山スポーツ公園管理棟等 ●天城温泉プール ●中伊豆社会体育館 ●中伊豆弓道場 ●中伊豆グラウンド管理棟
	老朽状況	○「狩野ドーム」、「中伊豆室内温水プール」以外の施設が該当しています。	
	防災性	○「土肥南体育館」は、1.0～5.0mの津波浸水想定区域に該当しています。 ○「狩野川記念公園管理棟等」は、2.0～5.0mの浸水想定区域に該当しています。 ○「狩野ドーム」、「天城温泉プール」、「中伊豆弓道場」は、土砂災害警戒区域に該当しています。	
定性的評価	必要性	○体育・スポーツの場や合宿に使用され、市の施策に係わっており、廃止した場合の影響が大きい施設です。 ○「丸山スポーツ公園管理棟等」、「狩野ドーム」、「中伊豆社会体育館」は、防災拠点（避難所）としての機能を有しています。	
	公共性	○主に全市民を対象とした施設であり、多くの市民や市外の人に利用されています。	
	有効性	○設置目的に応じた効果が現れており、活用されています。 ○「修善寺体育館」は、耐震に問題があるため、利用者の安全性を確保するため、平成31年度から休館します。	
	将来性	○「狩野ドーム」の土地は一部借地であり、施設を維持するためには、土地の使用料がかかります。 ○「修善寺体育館」、「狩野川記念公園管理棟等」、「天城温泉プール」、「中伊豆室内温水プール」は、指定管理者制度を導入しています。 ○「天城温泉プール」は、平成30年度末に閉館する予定です。	
立地状況分析	○すべての施設がバス停から500m以内に立地しています。		
将来性分析	○今後も一定の利用者が見込まれますが、将来的には人口減少に伴う利用者数の減少が予想されます。 ○都市計画マスタープランの土地利用の基本方針では、「修善寺体育館」は「専用住宅地」、「狩野川記念公園管理棟等」は「IC活用地域振興ゾーン」、「中伊豆弓道場」、「中伊豆グラウンド管理棟」は「自然環境保全・活用地」、それ以外の施設は「集落地」に位置しています。		

#### iv.再配置の方向性

市民サービス	<p>&lt;民間活力の活用&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●直営施設については、サービスの維持、運営の効率化、さらなる施設の魅力向上のため、指定管理者制度等の民間活用を検討します。</li> <li>●指定管理者制度導入施設については、引き続き民間によるサービスの維持を図ります。</li> </ul>
施設・建物配置	<p>&lt;建物の長期利用&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●今後も市が保有する施設については、計画的な修繕等を行い、建物の長期利用を図ります。</li> </ul> <p>&lt;施設の複合化・廃止&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●老朽化した建物については、複合化、廃止等を検討します。</li> </ul>

#### v.検討する施設及び方策

施設名	廃止検討 評価判定	今後の適正配置に向けた方策										
		40年間を見据えた適正配置に向けた方策								第1期		将来も継続 (今後10年以降 40年までを目途)
		方策1	方策2	方策3	方策4	方策5	方策6	方策7	方策8	当面継続 (今後10年間 を目途)		
修善寺体育館	老	○	—	—	—	—	—	—	○	—	—	
狩野川記念公園管理棟等	老 水	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	
土肥南体育館	D <sub>1</sub> 老 波	○	○	—	—	—	—	—	○	○	—	
丸山スポーツ公園管理棟等	老	—	—	—	—	—	○	—	—	○	△	
狩野ドーム	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	
天城温泉プール	老	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	
中伊豆社会体育館	老	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	
中伊豆室内温水プール	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	
中伊豆弓道場	老	—	○	—	—	—	○	—	○	○	—	
中伊豆グラウンド管理棟	老	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	

##### <方策選択の理由等>

- ◆「修善寺体育館」は、耐震性に問題があるため、平成31年度から休館します。
- ◆「土肥南体育館」は、当面継続としますが、今後の老朽化状況等によっては、他施設と複合化し、廃止の方向性についても検討します。
- ◆「丸山スポーツ公園管理棟等」は、指定管理者制度等の民間活力の活用を検討します。
- ◆「天城温泉プール」は、平成30年度末をもって閉館し、売却や解体を検討します。
- ◆「中伊豆弓道場」は、民間活力の活用を検討するとともに、施設の老朽化により、複合化や廃止の方向性も検討します。
- ◆上記以外のスポーツ施設については、当面は継続していきます。

方策1：集約化 方策2：複合化 方策3：転用 方策4：施設規模の縮小 方策5：民間施設の活用  
 方策6：民間への貸付、管理運営等の主体の変更 方策7：広域的な相互利用 方策8：施設の廃止（売却、譲渡、建物取壊し後の跡地活用など）

○：該当 △：今後も要検討（施設の機能・建物に対して維持または廃止を含めた検討） —：非該当  
 <評価判定> D<sub>1</sub>：（一次評価）施設性能の見直し要検討 D<sub>2</sub>：（一次評価）費用対効果の見直し要検討  
 E：（一次評価）施設性能と費用対効果の両方が要見直し 老：築後または大規模改修後30年以上経過  
 特：土砂災害特別警戒区域 水：浸水想定区域 波：津波浸水想定区域

## ② スポーツ施設（普通財産）

### i. 対象施設

- スポーツ活動の拠点として利用されているとともに、地区住民の指定避難場所となっています。
- 「旧大東小学校体育館」、「旧八岳小学校体育館」は、小学校の体育館を活用した施設です。
- 近隣に同様の施設が存在しています。

表 3-7 スポーツ施設（普通財産）の対象施設一覧

番号	施設名称	土地所有状況	単独複合区分	建物棟数	延床面積	建築年度	運営形態	避難施設指定	耐震化状況	大規模改修年度
1	月ヶ瀬体育館	借地なし	単独	1	488.66	1984	直営	避難所	新耐震基準	
2	旧大東小学校体育館	借地なし	単独	1	940.00	1984	直営	避難所	新耐震基準	
3	旧八岳小学校体育館	借地なし	単独	1	628.00	1973	直営	避難所	診断済・補強済	

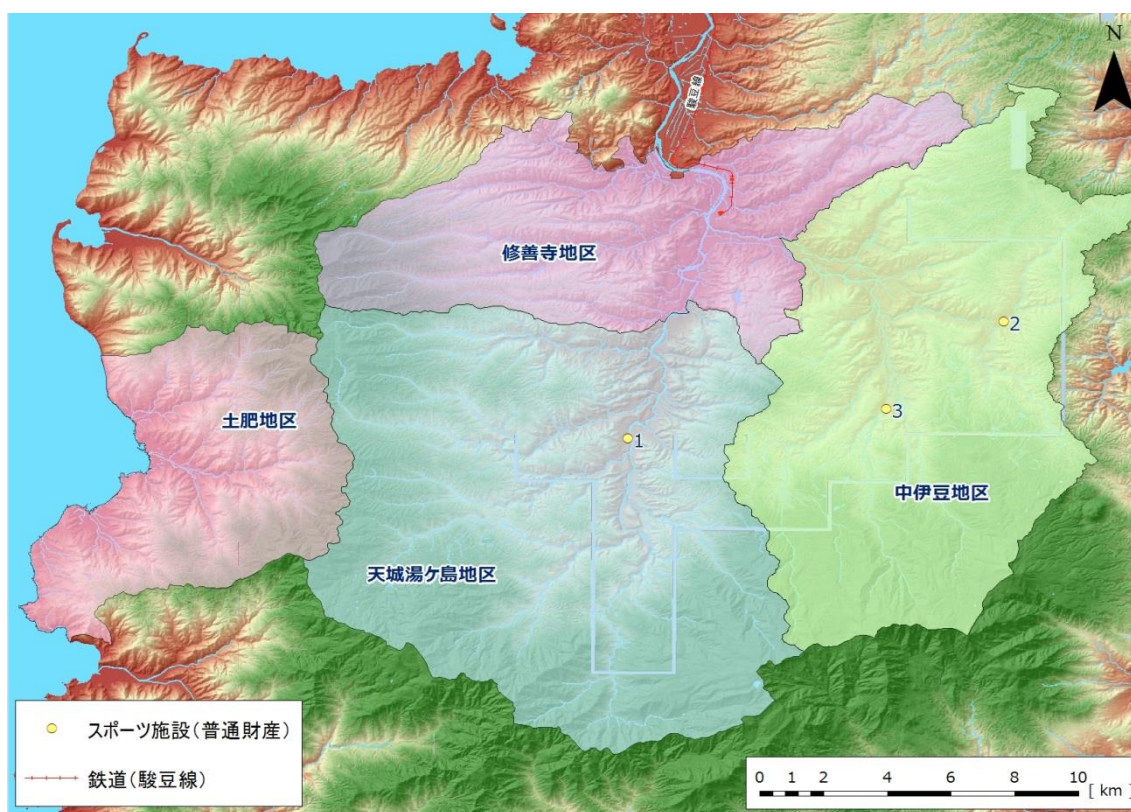


図 3-17 スポーツ施設（普通財産）の配置図

## ii. 総合管理計画の基本方針

- 廃止、普通財産への移行など、施設の再編を進めていきます。
- 継続する施設については、指定管理者制度を導入するなど、運営の効率化を図ります。

## iii. 公共施設評価

施設評価による判定	公共施設評価	○「旧八岳小学校体育館」は、「D1：見直し（施設性能の見直しを検討する）」の評価に該当します。	<b>判定</b> 廃止検討評価判定に該当する施設は、以下の通りです。  ●月ヶ瀬体育館 ●旧大東小学校体育館 ●旧八岳小学校体育館
	老朽状況	○すべての施設が該当しています。	
	防災性	○「旧大東小学校体育館」は、土砂災害警戒区域に該当しています。	
定性的評価	必要性	○指定避難所に指定され、市の施策に係わっており、廃止した場合の影響が大きい施設です。	
	公共性	○「旧大東小学校体育館」、「旧八岳小学校体育館」については、類似・競合する公共施設があり、サービスを他施設にて実施することができます。	
	有効性	○設置目的に応じた効果が一部現れておらず、十分に活用されていない状態です。	
	将来性	○今後の維持管理費は、現状維持もしくは増加する見込みです。	
立地状況分析	○すべての施設がバス停から500m以内に立地しています。		
将来性分析	○今後も一定の利用者が見込まれますが、将来的には人口減少に伴う利用者数の減少が予想されます。 ○都市計画マスタープランの土地利用の基本方針では、「集落地」に位置しています。		

#### iv.再配置の方向性

市民サービス	<b>&lt;地区をカバーする防災機能の維持&gt;</b> ●今後も地区の防災機能施設として維持していくとともに、施設を有効活用する視点から、施設のあり方を検討します。
施設・建物配置	<b>&lt;施設の廃止&gt;</b> ●利用者が少なく、建物の老朽化が進行している施設は、廃止を検討します。

#### v.検討する施設及び方策

施設名	廃止 評価 判定	今後の適正配置に向けた方策									
		40年間を見据えた適正配置に向けた方策								第1期	
		方策1	方策2	方策3	方策4	方策5	方策6	方策7	方策8	当面継続 (今後10年間 を目途)	将来も継続 (今後10年以降40 年までを目途)
月ヶ瀬体育館	老	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
旧大東小学校体育館	老	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
旧八岳小学校体育館	D <sub>1</sub> 老	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△

**<方策選択の理由等>**

- ◆「月ヶ瀬体育館」は、指定避難所となっているため当面継続としますが、稼働率が低い  
ため、今後も検討していきます。
- ◆「旧大東小学校体育館」、「旧八岳小学校体育館」については、指定避難所となっ  
ているため、当面継続としますが、今後の建物や利用状況によっては、再編を検討します。

方策1：集約化 方策2：複合化 方策3：転用 方策4：施設規模の縮小 方策5：民間施設の活用  
 方策6：民間への貸付、管理運営等の主体の変更 方策7：広域的な相互利用 方策8：施設の廃止（売  
 却、譲渡、建物取壊し後の跡地活用など）  
 ○：該当 △：今後も要検討（施設の機能・建物に対して維持または廃止を含めた検討） —：非該当  
**<評価判定>** D<sub>1</sub>：（一次評価）施設性能の見直し要検討 D<sub>2</sub>：（一次評価）費用対効果の見直し要検討  
 E：（一次評価）施設性能と費用対効果の両方が要見直し 老：築後または大規模改修後30年以上経過  
 特：土砂災害特別警戒区域 水：浸水想定区域 波：津波浸水想定区域

### ③ レクリエーション施設・観光施設

#### i. 対象施設

- 市民や来訪者のレクリエーション・観光の拠点として利用されています。
- 本市では修善寺をはじめとする多くの観光地を有しているため、レクリエーション・観光の施設が充実しており、一部の施設は観光地のにぎわいの一翼を担っています。
- 「修善寺虹の郷」、「伊豆市修善寺温泉管湯」、「恋人岬」、「湯の国会館」、「天城ふるさと広場」、「持越オートキャンプ場」、「萬城の滝キャンプ場」、「公衆トイレ（修善寺温泉駐車場）施設」では、指定管理者により運営されています。
- 一部の施設は、地元の祭りなどに活用されており、地元住民にも親しまれる施設です。
- 「湯の国会館」、「天城ふるさと広場」、「萬城の滝キャンプ場」の土地は借地、「修善寺虹の郷」、「恋人岬」、「天城会館」の土地は一部借地です。

表 3-8 レクリエーション施設・観光施設の対象施設一覧

番号	施設名称	土地所有状況	単独複合区分	建物棟数	延床面積	建築年度	運営形態	避難施設指定	耐震化状況	大規模改修年度
1	修善寺虹の郷	一部借地	単独	74	6,269.87	1989	指定管理	指定なし	新耐震基準	
2	ギャラリー修善寺回廊	借地なし	単独	1	122.00	1996	その他	指定なし	新耐震基準	
3	伊豆市修善寺温泉湯場	借地なし	単独	1	163.11	1999	指定管理	指定なし	新耐震基準	
4	伊豆市観光案内所(修善寺駅)	借地なし	単独	1	66.57	2014	その他	指定なし	新耐震基準	
5	市営海の家無料休憩所	借地なし	単独	1	267.00	1981	直営	指定なし	不明	
6	恋人岬	一部借地	単独	2	339.63	1992	指定管理	指定なし	新耐震基準	
7	湯の国会館	借地	単独	2	963.03	1987	指定管理	指定なし	新耐震基準	
8	天城会館	一部借地	複合	3	5,342.19	1996	直営	指定なし	新耐震基準	
9	天城ほたる館	借地なし	単独	2	63.00	2001	直営	指定なし	新耐震基準	
10	レストスポット湯道	借地なし	単独	1	38.00	1994	直営	指定なし	新耐震基準	
11	天城ふるさと広場	借地	単独	21	12,175.72	1997	指定管理	指定なし	新耐震基準	
12	持越オートキャンプ場	借地なし	単独	5	399.36	2001	指定管理	指定なし	新耐震基準	
13	萬城の滝キャンプ場	借地	単独	13	618.68	1993	指定管理	指定なし	新耐震基準	
14	公衆トイレ(修善寺温泉駐車場)	借地なし	単独	1	41.40	2013	指定管理	指定なし	新耐震基準	
15	公衆トイレ(清藤)	借地なし	単独	1	9.24	1995	直営	指定なし	新耐震基準	
16	公衆トイレ(八木沢西浜)	借地なし	単独	1	7.00	1995	直営	指定なし	新耐震基準	
17	公衆トイレ(船着場)	借地なし	単独	1	27.72	1995	直営	指定なし	新耐震基準	

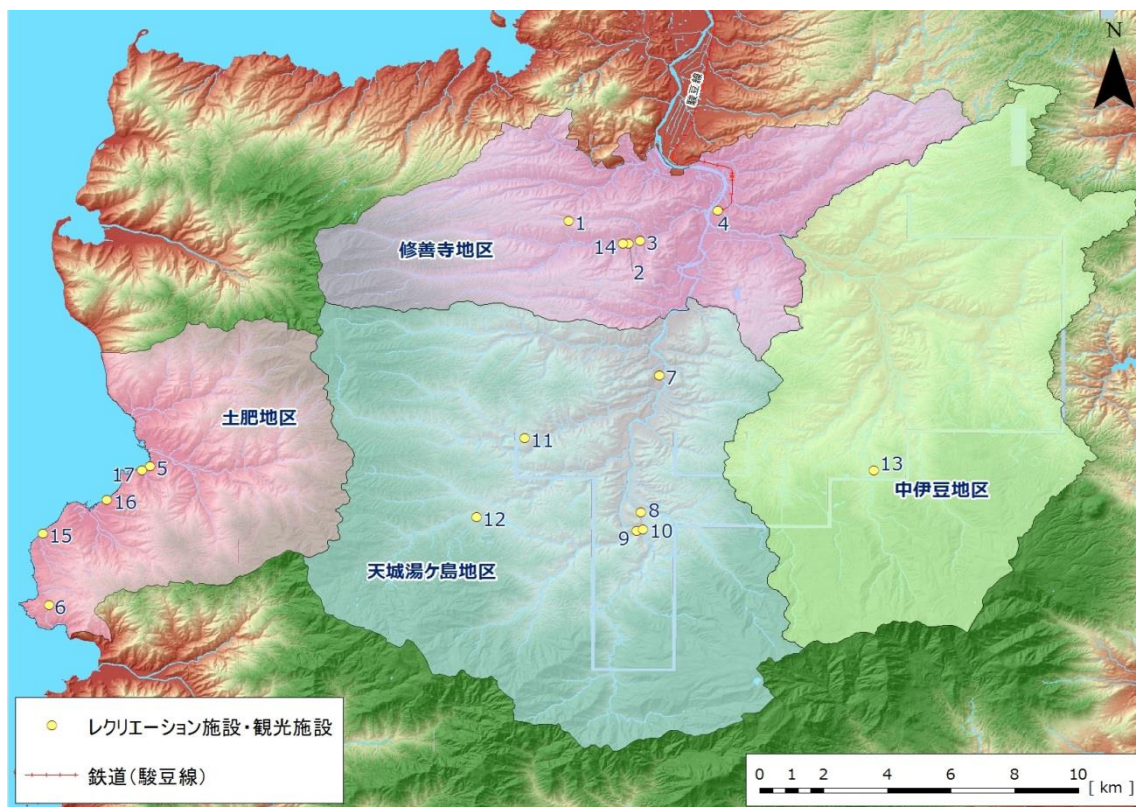


図 3-18 レクリエーション施設・観光施設の配置図

ii. 総合管理計画の基本方針

- 借地がある施設は、借地を整理した上で公共施設の再編を進めていきます。
- 評価判定で該当する施設は、廃止などを検討し、施設の再編を進めていきます。

### iii. 公共施設評価

施設評価による判定	公共施設評価	○「市営海の家無料休憩所」は、「D1：見直し（施設性能の見直しを検討する）」の評価に該当します。	<b>判定</b> 廃止検討評価判定に該当する施設は、以下の通りです。  ●修善寺虹の郷 ●市営海の家無料休憩所 ●湯の国会館 ●天城ほたる館 ●公衆トイレ（清藤） ●公衆トイレ（八木沢西浜） ●公衆トイレ（船着場）
	老朽状況	○「修善寺虹の郷」、「市営海の家無料休憩所」、「湯の国会館」が該当しています。	
	防災性	○「市営海の家無料休憩所」は、10～20m、「公衆トイレ（清藤）」、「公衆トイレ（八木沢西浜）」、「公衆トイレ（船着場）」は、1.0～5.0mの津波浸水想定区域に該当しています。 ○「天城ほたる館」は、土砂災害特別警戒区域に該当しています。	
定性的評価	必要性	○「市営海の家無料休憩所」は、法令により設置義務があります。 ○施設によっては、観光地のにぎわいに寄与し、市の施策に係わっている施設がある一方で、市の施策の推進にはあまり係わりがないため、廃止した場合の影響が小さい施設もあります。	
	公共性	○広域的な利用者を対象とした施設であり、多くの市民や市外の人に利用されています。	
	有効性	○「湯の国会館」、「天城会館」、「レストスポット湯道」、「天城ふるさと広場」、「持越オートキャンプ場」、「萬城の滝キャンプ場」は、他施設でも同一の事業を実施することの可能性があります。 ○「伊豆市観光案内所（修善寺駅）」、「市営海の家無料休憩所」、「公衆トイレ」は、設置目的に応じた効果が現れ十分に活用されていますが、それ以外の施設は、活用できていない部分もあります。	
	将来性	○「湯の国会館」、「天城ふるさと広場」、「萬城の滝キャンプ場」、「修善寺虹の郷」、「恋人岬」、「天城会館」については、施設を維持するためには、土地の使用料がかかります。 ○「修善寺虹の郷」、「伊豆市修善寺温泉宮湯」、「恋人岬」、「湯の国会館」、「天城ふるさと広場」、「持越オートキャンプ場」、「萬城の滝キャンプ場」、「公衆トイレ（修善寺温泉駐車場）施設」は、指定管理者制度を導入しています。	
立地状況分析	○「伊豆市観光案内所（修善寺駅）」は、公共交通の利便性が良い場所に立地しています。		
将来性分析	○今後も一定の利用者が見込まれますが、将来的には人口減少に伴う利用者数の減少が予想されます。 ○都市計画マスタープランの土地利用の基本方針では、「伊豆市観光案内所（修善寺駅）」は「中心商業業務地」、「ギャラリー修善寺回廊」、「伊豆市修善寺温泉宮湯」、「公衆トイレ（修善寺温泉駐車場）」は「温泉観光商業地」に位置しており、まちづくり上重要な役割を担っています。		



#### iv.再配置の方向性

<b>市民サービス</b>	<p><b>&lt;民間活力の活用&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●直営施設については、サービスの維持、運営の効率化、さらなる施設の魅力向上のため、指定管理者制度等の民間活用を検討します。</li><li>●指定管理者制度導入施設については、引き続き民間によるサービスの維持を図ります。</li></ul> <p><b>&lt;地区所有によるサービスの継続&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●地区所有により、交流を支えるサービスを継続し、にぎわいや交流を創出する場としてさらなる活性化、魅力向上を図ります。</li></ul> <p><b>&lt;観光・交流を支えるサービスの維持&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●今後も観光・交流を支えるサービスを継続します。</li></ul>
<b>施設・建物配置</b>	<p><b>&lt;施設の廃止&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●未利用施設や利用者が少なく、建物の老朽化が進行している施設は、事業の見直しや廃止を検討します。</li><li>●民間への売却が可能な施設については、速やかに検討を進め、施設総量の縮減により、維持管理に係るコストの削減を図ります。</li></ul> <p><b>&lt;建物の長期利用&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●今後も市が保有する施設については、計画的な修繕等を行い、建物の長期利用を図ります。</li></ul>

v.検討する施設及び方策

施設名	廃止 評価 判定	今後の適正配置に向けた方策								第1期 当面継続 (今後10年間 を目途)	将来も継続 (今後10年以降 を目途)
		40年間を見据えた適正配置に向けた方策									
		方策1	方策2	方策3	方策4	方策5	方策6	方策7	方策8		
修善寺虹の郷	老	—	—	—	○	—	—	—	○	△	—
ギャラリー修善寺回廊	—	—	○	—	—	—	—	○	—	○	△
伊豆市修善寺温泉娯湯	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○	△
伊豆市観光案内所（修善寺駅）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
市営海の家無料休憩所	D <sub>1</sub> 老 波	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
恋人岬	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	—
湯の国会館	老	—	—	—	—	—	—	—	○	△	—
天城会館	—	—	—	—	○	—	—	—	○	—	—
天城ほたる館	特	—	—	—	—	—	—	○	—	○	△
レストスポット湯道	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
天城ふるさと広場	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
持越オートキャンプ場	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—
萬城の滝キャンプ場	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○	△
公衆トイレ（修善寺温泉駐車場）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
公衆トイレ（清藤）	波	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
公衆トイレ（八木沢西浜）	波	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
公衆トイレ（船着場）	波	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△

＜方策選択の理由等＞

- ◆「修善寺虹の郷」は、指定管理期間（2019～2021 年度）中に、期間終了後の施設の方向性（管理運営の見直し、民間への移管、廃止等）を検討します。
- ◆「ギャラリー修善寺回廊」、「天城ほたる館」、「萬城の滝キャンプ場」については、当面は継続しながら、利用状況などを考慮して、民間、地区への移管を検討します。
- ◆「恋人岬」、「湯の国会館」については、今後、民間へ売却等を検討します。
- ◆「伊豆市修善寺温泉娯湯」は、当面は継続しながら、運営見直しについて検討します。
- ◆「天城会館」は、稼働率が低いことから、廃止または規模の縮小を検討します。
- ◆「レストスポット湯道」は、現在、未利用施設のため、廃止を検討します。
- ◆「持越オートキャンプ場」は、当面は継続しつつ、今後は利用状況により地区への譲渡を検討します。
- ◆上記以外のレクリエーション施設・観光施設については、当面は継続していきます。

方策1：集約化 方策2：複合化 方策3：転用 方策4：施設規模の縮小 方策5：民間施設の活用  
 方策6：民間への貸付、管理運営等の主体の変更 方策7：広域的な相互利用 方策8：施設の廃止（売却、譲渡、建物取壊し後の跡地活用など）

○：該当 △：今後也要検討（施設の機能・建物に対して維持または廃止を含めた検討） —：非該当  
 ＜評価判定＞ D<sub>1</sub>：（一次評価）施設性能の見直し要検討 D<sub>2</sub>：（一次評価）費用対効果の見直し要検討

E：(一次評価) 施設性能と費用対効果の両方が要見直し 老：築後または大規模改修後 30 年以上経過  
特：土砂災害特別警戒区域 水：浸水想定区域 波：津波浸水想定区域

## **(4) 産業系施設**

### **i. 対象施設**

- 伊豆市の農林水産物の生産促進及び振興、地域職業相談、周辺地域の活性化の拠点などとして、利用されています。
- 地区の活動や、少年団の利用や合宿所としても利用されており、市外からの利用者も多い施設です。
- 一部の施設では、行政財産の貸付として利用されています。
- 「中伊豆体験農園」は、指定管理者により運営されています。
- 「天城農村環境改善センター」は、平成 30 年度末に廃止する予定です。
- 一部の施設は、類似する他の公共施設があります。
- 「中伊豆活性化施設」、「小川多目的利用施設」、「中伊豆体験農園」、「しいたけ集出荷貯蔵施設」、「天城活性化施設」、「下船原農産物加工場」、「竹の子かあさんの店」、「竹の子かあさんの家」、「食肉加工センター」の土地は借地、「月ヶ瀬農産物加工場」の土地は一部借地です。

表 3-9 産業系施設の対象施設一覧

番号	施設名称	土地所有状況	単独複合区分	建物棟数	延床面積	建築年度	運営形態	避難施設指定	耐震化状況	大規模改修年度
1	修善寺農村環境改善センター	借地なし	単独	1	859.48	1983	直営	指定なし	新耐震基準	2015
2	中伊豆交流センター	借地なし	単独	1	716.29	1980	直営	指定なし	診断済・未改修	
3	中伊豆活性化施設	借地	複合	1	244.70	2004	その他	指定なし	新耐震基準	
4	小川多目的利用施設	借地	単独	1	234.17	1984	直営	指定なし	新耐震基準	2003
5	中伊豆体験農園	借地	単独	2	314.89	2005	指定管理	指定なし	新耐震基準	
6	しいたけ集出荷貯蔵施設	借地	単独	1	87.98	1995	その他	指定なし	新耐震基準	
7	天城活性化施設	借地	単独	2	376.59	2008	その他	指定なし	新耐震基準	
8	下船原農産物加工場	借地	単独	1	194.06	1978	その他	指定なし	診断未実施	
9	月ヶ瀬農産物加工場	一部借地	単独	1	333.72	1993	その他	指定なし	新耐震基準	
10	竹の子かあさんの店	借地	単独	1	77.42	2000	その他	指定なし	新耐震基準	
11	竹の子かあさんの家	借地	単独	1	45.00	2002	その他	指定なし	新耐震基準	
12	食肉加工センター	借地	単独	1	200.60	2010	直営	指定なし	新耐震基準	
13	天城農村環境改善センター	借地なし	複合	1	1,774.14	1978	直営	指定なし	診断済・未改修	1998
14	伊豆市地域職業相談室	借地なし	単独	1	97.17	2000	直営	指定なし	新耐震基準	

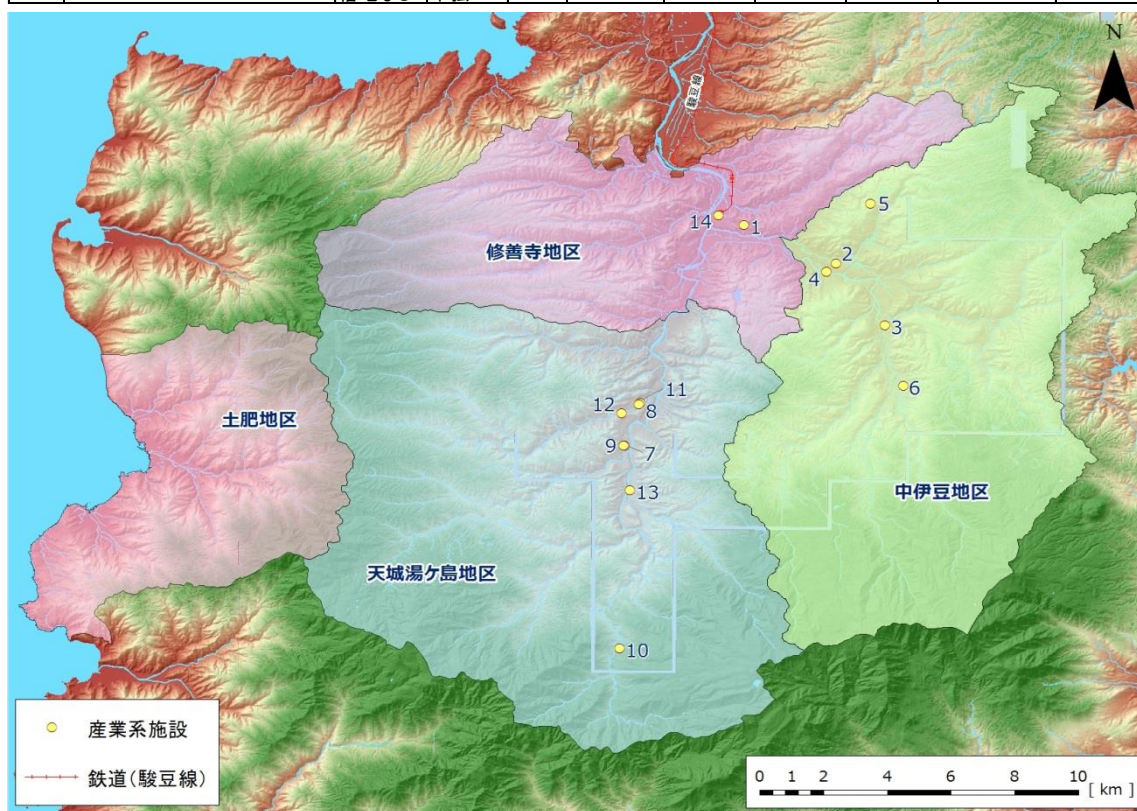


図 3-19 産業系施設の配置図

ii. 総合管理計画の基本方針

- 民間活力の導入、民間への譲渡、廃止など、施設のあり方を検討します。

### iii. 公共施設評価

施設評価による判定	公共施設評価	○「下船原農産物加工場」、「天城農村環境改善センター」は、「D1：見直し（施設性能の見直しを検討する）」の評価に該当します。	<b>判定</b> 廃止検討評価判定に該当する施設は、以下の通りです。  ●中伊豆交流センター ●下船原農産物加工場 ●天城農村環境改善センター
	老朽状況	○「中伊豆交流センター」、「下船原農産物加工場」が該当していません。	
	防災性	○「中伊豆活性化施設」、「しいたけ集出荷貯蔵施設」、「下船原農産物加工場」、「竹の子かあさんの家」、「食肉加工センター」、「天城農村環境改善センター」は、土砂災害警戒区域に該当しています。	
定性的評価	必要性	○「伊豆市地域職業相談室」については、市の施策にも係わっており、廃止した場合の影響が大きい施設です。 ○「中伊豆交流センター」、「小川多目的利用施設」は、市の施策の推進にはあまり係わりがなく、廃止した場合の影響が少ない施設です。	
	公共性	○「しいたけ集出荷貯蔵施設」、「天城活性化施設」、「下船原農産物加工場」、「月ヶ瀬農産物加工場」、「竹の子かあさんの店」、「竹の子かあさんの家」、「食肉加工センター」については、特定の市民の利用となっています。	
	有効性	○「修善寺農村環境改善センター」、「天城農村環境改善センター」については、市内に類似・競合する施設公共施設があり、サービスを他施設にて実施することができます。 ○設置目的に応じた効果が現れており、活用されています。	
	将来性	○「修善寺農村環境改善センター」、「中伊豆交流センター」、「天城農村環境改善センター」、「伊豆市地域職業相談室」以外の施設の土地は一部借地または借地であり、施設を維持するためには、土地の使用料がかかります。 ○「中伊豆体験農園」は、指定管理者制度を導入しています。	
立地状況分析	○すべての施設がバス停から500m以内に立地しています。 ○「修善寺農村環境改善センター」、「伊豆市地域職業相談室」は、鉄道駅からも1km以内に立地しており、公共交通の利便性が良い場所に立地しています。		
将来性分析	○今後も一定の利用者が見込まれますが、将来的には人口減少に伴う利用者数の減少が予想されます。 ○都市計画マスタープランの土地利用の基本方針では、「伊豆市地域職業相談室」は「中心商業業務地」に位置しており、まちづくり上重要な役割を担っています。		

#### iv.再配置の方向性

<b>市民サービス</b>	<p><b>&lt;地区・各団体などによるサービスの継続&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●利益が見込める施設については、地区・各団体などへ譲渡等により、産業振興を支えるサービスの維持を図ります。</li></ul> <p><b>&lt;民間活力の活用&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●直営施設については、サービスの維持、運営の効率化、さらなる収益の増加や魅力向上のため、指定管理者制度等の民間活用を検討します。</li><li>●指定管理者制度導入施設については、引き続き民間によるサービスの維持を図ります。</li></ul> <p><b>&lt;産業振興を支えるサービスの維持&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●今後も産業振興を支えるサービスを継続します。にぎわいや交流を創出する場としてさらなる活性化、魅力向上を図ります。</li></ul>
<b>施設・建物配置</b>	<p><b>&lt;施設の廃止&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●施設の有効性が低く、建物の老朽化が進行している施設は、事業の見直しや廃止を検討します。</li><li>●民間への売却、地区・各団体などへの譲渡が可能な施設については、速やかに検討を進め、施設総量の縮減により、維持管理に係るコストの削減を図ります。</li></ul> <p><b>&lt;建物の長期利用&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●今後も市が保有する施設については、計画的な修繕等を行い、建物の長期利用を図ります。</li></ul>

v. 検討する施設及び方策

施設名	今後の適正配置に向けた方策										
	廃止検討 評価判定	40年間を見据えた適正配置に向けた方策								第1期	将来も継続 (今後10年以降 40年までを目途)
		方策1	方策2	方策3	方策4	方策5	方策6	方策7	方策8	当面継続 (今後10年間 を目途)	
修善寺農村環境改善センター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
中伊豆交流センター	老	—	—	—	○	—	○	—	○	△	—
中伊豆活性化施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
小川多目的利用施設	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
中伊豆体験農園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
しいたけ集出荷貯蔵施設	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—
天城活性化施設	—	○	—	—	—	—	—	—	○	○	—
下船原農産物加工場	D <sub>1</sub> 老	○	—	—	—	—	○	—	○	○	—
月ヶ瀬農産物加工場	—	○	—	—	—	—	○	—	○	○	—
竹の子かあさんの店	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
竹の子かあさんの家	—	○	—	—	—	—	—	—	○	○	—
食肉加工センター	—	—	—	—	—	—	○	—	—	○	△
天城農村環境改善センター	D <sub>1</sub>	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
伊豆市地域職業相談室	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△

＜方策選択の理由等＞

- ◆「中伊豆交流センター」は、規模の縮小を含め当面継続としますが、周辺に類似施設が存在することから、今後の状況によっては、民間施設の活用を検討します。
- ◆「小川多目的利用施設」は、利用団体への譲渡、廃止を検討します。
- ◆「しいたけ集出荷貯蔵施設」、「天城活性化施設」、「下船原農産物加工場」、「月ヶ瀬農産物加工場」、「竹の子かあさんの家」については、当面は継続しながら、利用団体への譲渡を検討します。
- ◆「天城農村環境改善センター」は、平成30年度に廃止します。
- ◆上記以外の産業系施設については、当面は継続していきます。

方策1：集約化 方策2：複合化 方策3：転用 方策4：施設規模の縮小 方策5：民間施設の活用  
 方策6：民間への貸付、管理運営等の主体の変更 方策7：広域的な相互利用 方策8：施設の廃止（売却、譲渡、建物取壊し後の跡地活用など）

○：該当 △：今後も要検討（施設の機能・建物に対して維持または廃止を含めた検討） —：非該当  
 ＜評価判定＞ D<sub>1</sub>：（一次評価）施設性能の見直し要検討 D<sub>2</sub>：（一次評価）費用対効果の見直し要検討  
 E：（一次評価）施設性能と費用対効果の両方が要見直し 老：築後または大規模改修後30年以上経過  
 特：土砂災害特別警戒区域 水：浸水想定区域 波：津波浸水想定区域

## **(5) 学校教育系施設**

### **① 学校**

#### **i. 対象施設**

- 6つの小学校、3つの中学校、1つの義務教育学校に再編されました。
- 平成 30 年 4 月に、静岡県内初の義務教育学校「伊豆市立土肥小中一貫校」が開校しました。
- 少子化の進行による必要学級数の確保が懸念されます。
- 「熊坂小学校」、「修善寺東小学校」、「修善寺中学校」、「天城中学校」、「中伊豆中学校」の土地は一部借地です。



表 3-10 学校の対象施設一覧

番号	施設名称	土地所有状況	単独複合区分	建物棟数	延床面積	建築年度	運営形態	避難施設指定	耐震化状況	大規模改修年度
1	修善寺小学校(校舎)	借地なし	単独	10	2,723.40	1963	直営	避難所	診断済・補強済	1985
	2			1,090.00	2001	新耐震基準				
2	熊坂小学校(校舎)	一部借地	単独	12	3,077.57	1981	直営	避難所	新耐震基準	
	4			1,169.00	2003	新耐震基準				
3	修善寺東小学校(校舎)	一部借地	単独	18	3,307.21	1970	直営	避難所	診断済・補強済	1985
	1			1,065.00	2005	新耐震基準				
4	修善寺南小学校(校舎)	借地なし	単独	14	4,308.85	1969	直営	避難所	診断済・補強済	1985
	1			1,150.00	2010	新耐震基準				
5	天城小学校(校舎)	借地なし	単独	17	3,122.96	1966	直営	指定なし	診断済・補強済	1984
	1			1,017.00	2002	新耐震基準				
6	中伊豆小学校(校舎)	借地なし	単独	15	3,732.66	1972	直営	救護所	診断済・補強済	1984
	1			819.00	1974	診断済・補強済			1996	
7	土肥小中一貫校(校舎)	借地なし	単独	12	5,051.00	1979	直営	避難所	診断済・補強済	2007
	1			1,053.00	1970	診断済・補強済			2014	
8	修善寺中学校(校舎)	一部借地	単独	8	7,855.00	1984	直営	避難所	新耐震基準	
	1			2,518.00	1987	新耐震基準				
9	天城中学校(校舎)	一部借地	単独	18	5,680.95	1971	直営	指定なし	診断済・補強済	1986
	1			1,427.50	1972	診断済・補強済				
10	中伊豆中学校(校舎)	一部借地	単独	19	4,195.58	1963	直営	避難所	診断済・補強済	1984
	1			1,288.00	2013	新耐震基準				

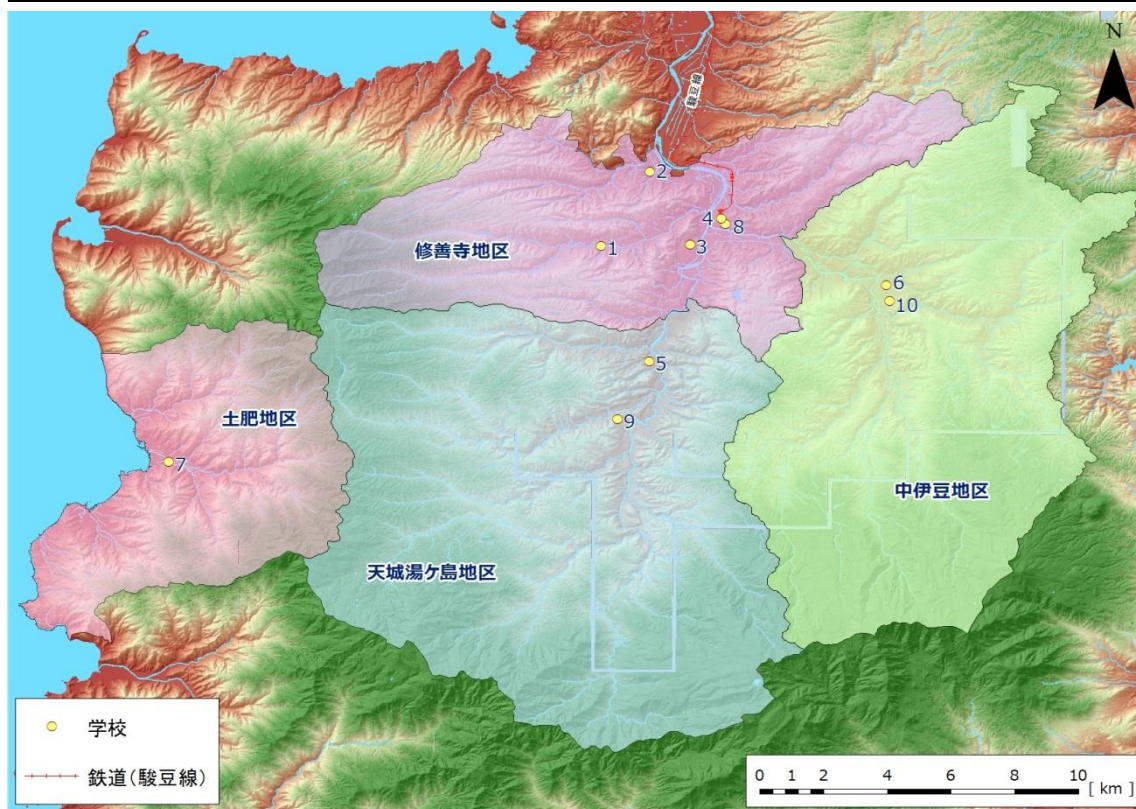


図 3-20 学校の配置図

ii. 総合管理計画の基本方針

- 学校再編計画に基づく小学校・中学校・義務教育学校の再編成を進めていきます。
- 非常時に地域住民の防災拠点としての役割を果たすため、校舎・体育館等の改修整備を進めていきます。

### iii. 公共施設評価

施設評価による判定	公共施設評価	○「天城中学校」は、「D1：見直し（施設性能の見直しを検討する）」の評価に該当します。	<b>判定</b> 廃止検討評価判定に該当する施設は、以下の通りです。  ●修善寺小学校 ●熊坂小学校 ●修善寺東小学校 ●修善寺南小学校 ●天城小学校 ●中伊豆小学校 ●修善寺中学校 ●天城中学校 ●中伊豆中学校
	老朽状況	○すべての小学校・中学校・義務教育学校が該当しています。	
	防災性	○「熊坂小学校」は、0.5～1.0m の浸水想定区域に該当しています。 ○「天城小学校」は、土砂災害特別警戒区域に該当し、「熊坂小学校」、「修善寺東小学校」、「土肥小中一貫校」、「中伊豆中学校」は、土砂災害警戒区域に該当しています。	
定性的評価	必要性	○小学校・中学校・義務教育学校は、地域コミュニティの拠点かつ防災面では有事の際に避難所としての役割や市の施策にも大きく関わっているため、廃止した場合の影響が大きい施設です。	
	公共性	○施設の性質上、対象者・利用者は限られています。 ○児童・生徒数が減少により、教育活動や内容に様々な影響を及ぼす恐れがあります。	
	有効性	○今後、児童・生徒数の減少が見込まれる学校が存在します。 ○児童・生徒数の増減に伴い、教室の不足や余剰の発生が見込まれます。	
	将来性	○施設の老朽化が進行しており、今後、多額の更新等の費用が必要となることを見込まれます。	
立地状況分析	○すべての施設がバス停から 500m 以内に立地しています。 ○「修善寺南小学校」、「修善寺中学校」は、鉄道駅からも 500m 以内に立地しており、公共交通の利便性が良い場所に立地しています。		
将来性分析	○将来的には人口減少・少子化に伴う児童数・生徒数の減少が予想されます。		

### iv. 再配置の方向性

市民サービス	<b>&lt;計画的な適正配置&gt;</b> ●市の今後の少子化動向や地域交流・活動の拠点施設としてのあり方を踏まえつつ、計画的に小学校・中学校・義務教育学校の規模及び配置の適正化を図ります。
施設・建物配置	<b>&lt;利活用等の検討&gt;</b> ●統廃合により施設機能が廃止となる建物については、民間活用や他の機能に転用するなど利活用を検討します。

v. 検討する施設及び方策

施設名	今後の適正配置に向けた方策											
	廃止 検討	評価 判定	40年間を見据えた適正配置に向けた方策								第1期	将来も継続 (今後10年以降 40年までを目途)
			方策1	方策2	方策3	方策4	方策5	方策6	方策7	方策8	(今後10年 間 当面継続 を目途)	
修善寺小学校(校舎)	老	○	—	○	○	—	—	—	○	○	△	
修善寺小学校(体育館)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	
熊坂小学校(校舎)	老 水	○	—	○	○	—	—	—	○	○	△	
熊坂小学校(体育館)	水	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	
修善寺東小学校(校舎)	老	○	—	○	○	—	—	—	○	○	△	
修善寺東小学校(体育館)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	
修善寺南小学校(校舎)	老	○	—	○	○	—	—	—	○	○	△	
修善寺南小学校(体育館)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	
天城小学校(校舎)	老 特	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	
天城小学校(体育館)	特	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	
中伊豆小学校(校舎)	老	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	
中伊豆小学校(体育館)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	
土肥小中一貫校(校舎)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	
土肥小中一貫校(体育館)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	
修善寺中学校(校舎)	老	○	—	—	—	—	—	—	○	△	△	
修善寺中学校(体育館)	老	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	
天城中学校(校舎)	D <sub>1</sub> 老	○	—	—	—	—	—	—	○	△	△	
天城中学校(体育館)	老	—	—	—	—	—	—	—	—	△	△	
中伊豆中学校(校舎)	老	○	—	—	—	—	—	—	○	△	△	
中伊豆中学校(体育館)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	

＜方策選択の理由等＞

- ◆「修善寺小学校」、「熊坂小学校」、「修善寺東小学校」、「修善寺南小学校」については、当面継続としますが、老朽化の状況、地区の意向を踏まえ、学校統廃合や学区の再編等を検討します。また、集約等により生じる旧校舎等は転用や廃止を検討します。
- ◆「修善寺中学校」、「天城中学校」、「中伊豆中学校」については、当面継続としますが、老朽化の状況、地区の意向を踏まえつつ、2025年度の学校統合を見据え、適正規模・適正配置を検討します。
- ◆各小学校・中学校・義務教育学校の体育館については、避難所指定となっているため、当面継続し、適正な管理をしていきます。

方策1：集約化 方策2：複合化 方策3：転用 方策4：施設規模の縮小 方策5：民間施設の活用  
 方策6：民間への貸付、管理運営等の主体の変更 方策7：広域的な相互利用 方策8：施設の廃止（売却、譲渡、建物取壊し後の跡地活用など）

○：該当 △：今後も要検討（施設の機能・建物に対して維持または廃止を含めた検討） —：非該当  
 ＜評価判定＞ D<sub>1</sub>：（一次評価）施設性能の見直し要検討 D<sub>2</sub>：（一次評価）費用対効果の見直し要検討  
 E：（一次評価）施設性能と費用対効果の両方が要見直し 老：築後または大規模改修後30年以上経過  
 特：土砂災害特別警戒区域 水：浸水想定区域 波：津波浸水想定区域

## ② 学校給食施設

### i. 対象施設

■ 小学校、中学校、義務教育学校に学校給食を安定して提供するための義務教育施設であり、直営により運営されています。

表 3-11 学校給食施設の対象施設一覧

番号	施設名称	土地所有 状況	単独複合 区分	建物 棟数	延床面積	建築年度	運営形態	避難施設 指定	耐震化状況	大規模 改修年度
1	天城給食センター	借地なし	単独	1	629.00	1995	直営	指定なし	新耐震基準	2014
2	中伊豆給食センター	借地なし	単独	1	957.00	2004	直営	指定なし	新耐震基準	

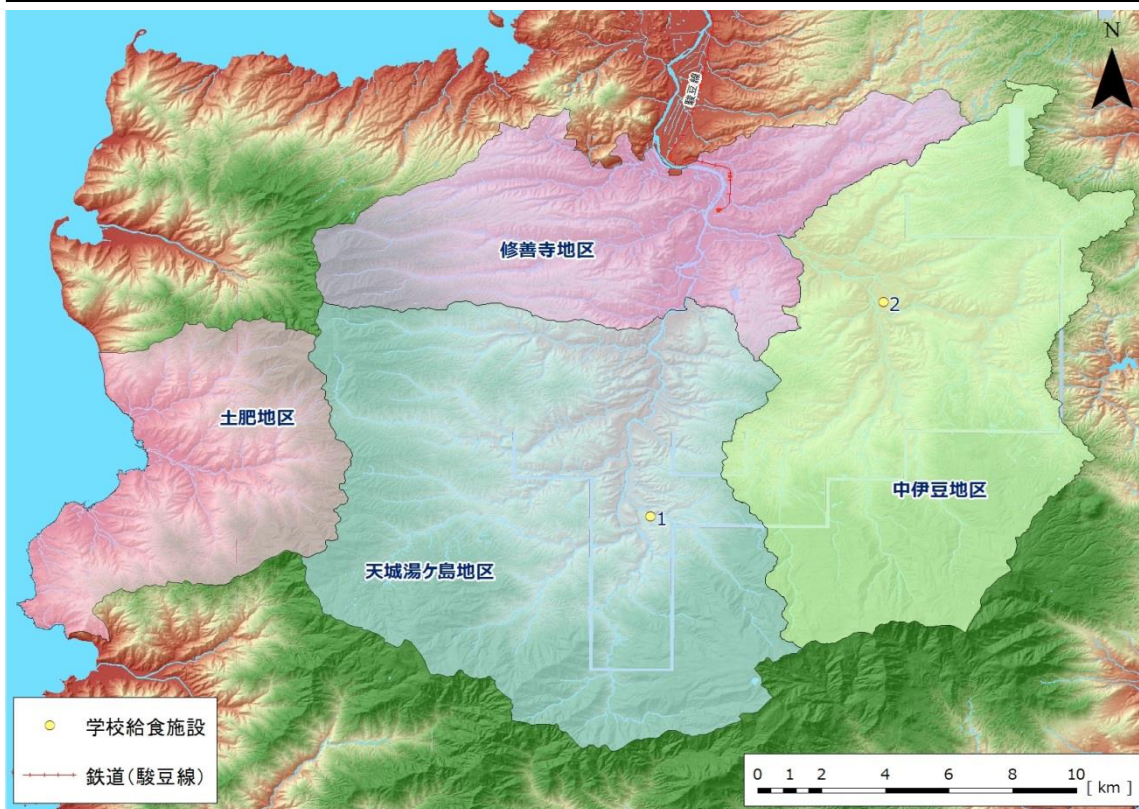


図 3-21 学校給食施設の配置図

## ii. 総合管理計画の基本方針

- 計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- 運営の効率化を図るために、民間活力の導入などを検討します。

## iii. 公共施設評価

施設評価による判定	公共施設評価	○一次評価がDまたはEの施設はありません。	<b>判定</b> 廃止検討評価判定に該当する施設はありません。
	老朽状況	○該当する施設はありません。	
	防災性	○「中伊豆給食センター」は、土砂災害警戒区域に該当しています。	
定性的評価	必要性	○学校給食を安定して提供するための施設で、廃止した場合の影響が大きい施設です。	
	公共性	○施設の性質上、対象者・利用者は限られています。 ○各学校へ給食を安全・安心に提供できるよう、設置されています。	
	有効性	○設置目的に応じた効果が現れており、十分に活用されています。	
	将来性	○今後の小中学校の再編に伴い、適正化を検討する必要があります。	
立地状況分析	○バス停から500m以内に立地しています。		
将来性分析	○将来的には人口減少・少子化に伴う児童数・生徒数の減少が予想されます。		

#### iv.再配置の方向性

市民サービス	<b>&lt;給食サービスの維持&gt;</b> ●今後も学校給食サービスを継続します。
施設・建物配置	<b>&lt;建物の長期利用&gt;</b> ●今後も市が保有する施設については、計画的な修繕等を行い、建物の長期利用を図ります。

#### v.検討する施設及び方策

施設名	廃止 評価 判定	今後の適正配置に向けた方策									
		40年間を見据えた適正配置に向けた方策								第1期	
		方策1	方策2	方策3	方策4	方策5	方策6	方策7	方策8	当面継続 (今後10年間 を目標)	将来も継続 (今後10年以上 を目標)
天城給食センター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
中伊豆給食センター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△

**<方策選択の理由等>**  
 ◆学校給食施設については、当面は継続していきます。

方策1：集約化 方策2：複合化 方策3：転用 方策4：施設規模の縮小 方策5：民間施設の活用  
 方策6：民間への貸付、管理運営等の主体の変更 方策7：広域的な相互利用 方策8：施設の廃止（売却、譲渡、建物取壊し後の跡地活用など）

○：該当 △：今後も要検討（施設の機能・建物に対して維持または廃止を含めた検討） —：非該当  
**<評価判定>** D<sub>1</sub>：（一次評価）施設性能の見直し要検討 D<sub>2</sub>：（一次評価）費用対効果の見直し要検討  
 E：（一次評価）施設性能と費用対効果の両方が要見直し 老：築後または大規模改修後30年以上経過  
 特：土砂災害特別警戒区域 水：浸水想定区域 波：津波浸水想定区域

## (6) 子育て支援施設

### ① 保育園・こども園

#### i. 対象施設

- 本市では、幼児の教育・保育施設として、教育・保育の一体的なサービスをおこなうこども園が設置されています。
- 「修善寺東こども園」は、移転新築工事を行い、平成32年度から新園舎となる予定です。
- 「土肥こども園」の土地は一部借地です。

表 3-12 保育園・こども園の対象施設一覧

番号	施設名称	土地所有状況	単独複合区分	建物棟数	延床面積	建築年度	運営形態	避難施設指定	耐震化状況	大規模改修年度
1	修善寺東こども園	借地なし	単独	1	662.00	1975	直営	指定なし	診断済・補強済	2009
2	熊坂こども園	借地なし	単独	1	708.00	1976	直営	指定なし	診断済・補強済	2007
3	土肥こども園	一部借地	単独	1	1,014.00	2000	直営	指定なし	新耐震基準	

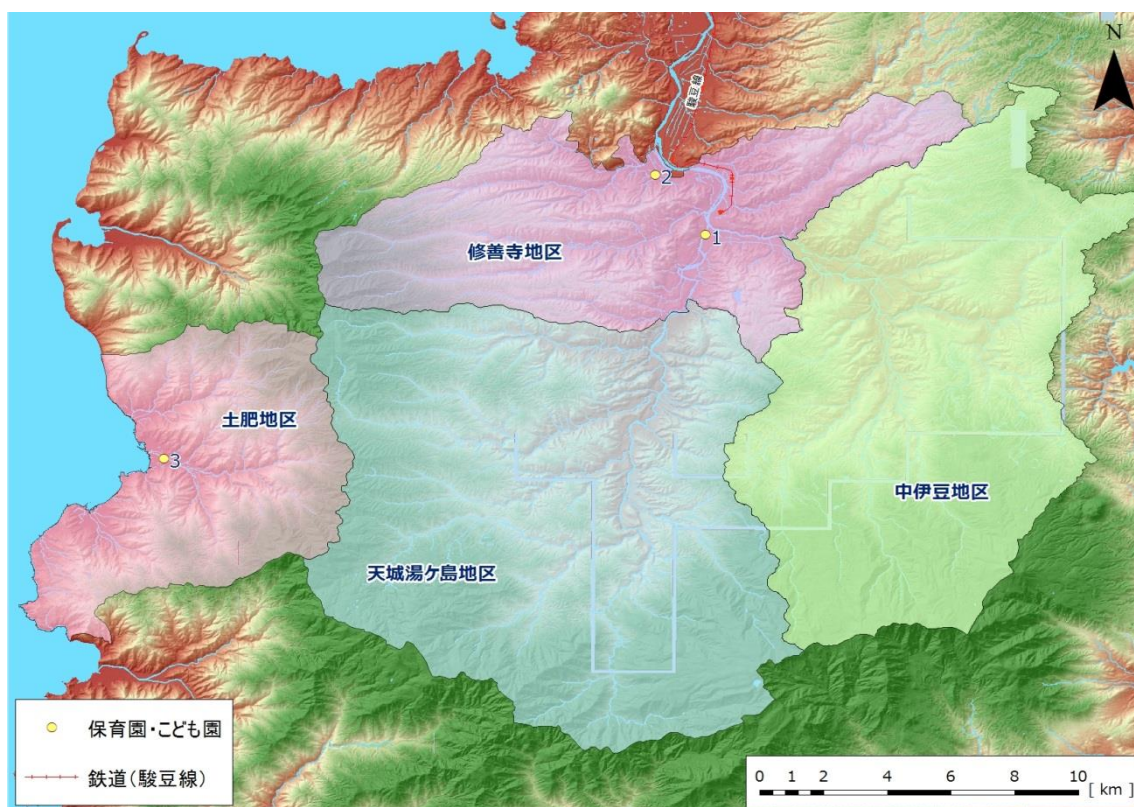


図 3-22 保育園・こども園の配置図

## ii. 総合管理計画の基本方針

- 廃園となる施設については、施設の有効活用方策を検討します。

## iii. 公共施設評価

施設評価による判定	公共施設評価	○一次評価が D または E の施設はありません。	<b>判定</b> 廃止検討評価判定に該当する施設は、以下の通りです。 ●熊坂こども園 ●土肥こども園
	老朽状況	○「修善寺東こども園」、「熊坂こども園」が該当しています。	
	防災性	○「土肥こども園」は、0.3～1.0m の津波浸水想定区域に該当しています。 ○「熊坂こども園」は、0.5～1.0m の浸水想定区域に該当しています。	
定性的評価	必要性	○市の施策にも大きく係わっており、廃止した場合の影響が大きい施設です。	
	公共性	○施設の性質上、対象者・利用者は限られています。 ○市内には、民間事業者による類似施設が存在します。	
	有効性	○設置目的に応じた効果が現れており、共働き世帯の増加により、十分に活用されています。	
	将来性	○施設の老朽化が進行しており、今後、多額の更新等の費用が必要となることを見込まれます。	
立地状況分析	○すべての施設がバス停から 500m 以内に立地しています。 ○「修善寺東こども園」、「熊坂こども園」は、鉄道駅からも 1 km 以内であり、公共交通の利便性が良い場所に立地しています。		
将来性分析	○将来的には人口減少・少子化に伴う園児数の減少が予想されます。 ○都市計画マスタープランの土地利用の基本方針では、「修善寺東こども園」は「計画的集落環境創出ゾーン」、「熊坂こども園」は「IC活用地域振興ゾーン」、「土肥こども園」は「集落地」に位置しています。		



#### iv.再配置の方向性

市民サービス	<b>&lt;教育・保育の一体的なサービスの維持&gt;</b> ●今後も教育・保育の一体的なサービスを継続しつつ、複合化や他機能との連携により、魅力的な場づくりや充実した支援・サービスを検討していきます。
施設・建物配置	<b>&lt;建物の長期利用&gt;</b> ●今後も市が保有する施設については、計画的な修繕等を行い、建物の長期利用を図ります。

#### v.検討する施設及び方策

施設名	廃止検討	評価判定	今後の適正配置に向けた方策									将来も継続 (今後10年以降 50年までを目標)
			40年間を見据えた適正配置に向けた方策								第1期	
			方策1	方策2	方策3	方策4	方策5	方策6	方策7	方策8	(今後10年間 を目標) 当面継続	
修善寺東こども園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
熊坂こども園	水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
土肥こども園	波	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△

##### <方策選択の理由等>

- ◆「修善寺東こども園」は、新園舎に建替え工事を実施しています。
- ◆上記以外の保育園・こども園については、当面は継続していきます。

方策1：集約化 方策2：複合化 方策3：転用 方策4：施設規模の縮小 方策5：民間施設の活用  
 方策6：民間への貸付、管理運営等の主体の変更 方策7：広域的な相互利用 方策8：施設の廃止（売却、譲渡、建物取壊し後の跡地活用など）

○：該当 △：今後も要検討（施設の機能・建物に対して維持または廃止を含めた検討） —：非該当  
**<評価判定>** D<sub>1</sub>：（一次評価）施設性能の見直し要検討 D<sub>2</sub>：（一次評価）費用対効果の見直し要検討  
 E：（一次評価）施設性能と費用対効果の両方が要見直し 老：築後または大規模改修後30年以上経過  
 特：土砂災害特別警戒区域 水：浸水想定区域 波：津波浸水想定区域

## ② 幼児・児童施設

### i. 対象施設

- 本市の未就園の子どもが利用する施設であり、親子連れで気軽に集えることから、交流の場としても利用されています。
- 「天城湯ヶ島コミュニティ複合施設 湯ヶ島子育て支援センター」は、同複合施設のコミュニティセンター内の施設です。
- 両施設ともに土地は借地です。

表 3-13 幼児・児童施設の対象施設一覧

番号	施設名称	土地所有状況	単独複合区分	建物棟数	延床面積	建築年度	運営形態	避難施設指定	耐震化状況	大規模改修年度
1	天城湯ヶ島コミュニティ複合施設 湯ヶ島子育て支援センター	借地	複合	1	コミュニティセンターに合算	2002	直営	指定なし	新耐震基準	2017
2	ちびっこサロンわらぼ	借地	単独	1	520.70	1985	直営	指定なし	診断済・補強済	

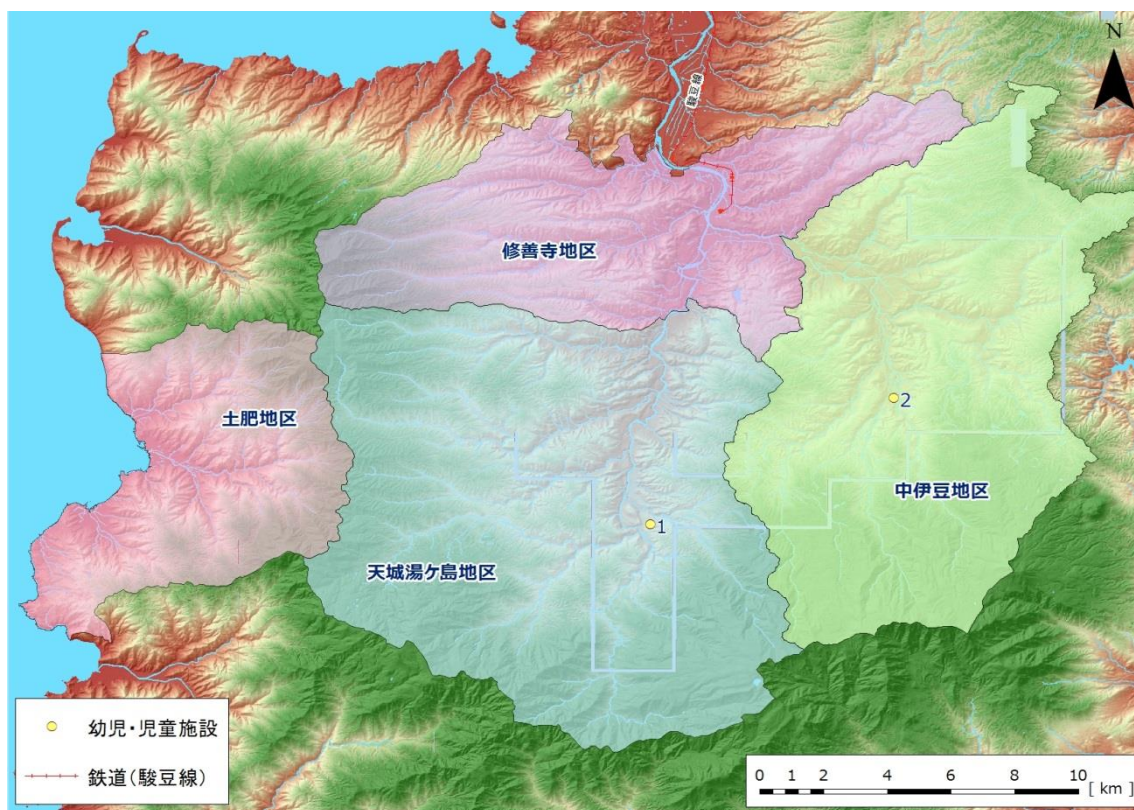


図 3-23 幼児・児童施設の配置図

## ii. 総合管理計画の基本方針

- 計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- 運営の効率化を図るために、民間活力の導入などを検討します。

## iii. 公共施設評価

施設評価による判定	公共施設評価	○一次評価が D または E の施設はありません。	<b>判定</b> 廃止検討評価判定に該当する施設は、以下の通りです。  ●ちびっこサロンわらぼ
	老朽状況	○「ちびっこサロンわらぼ」が該当しています。	
	防災性	○「天城湯ヶ島コミュニティ複合施設 湯ヶ島子育て支援センター」は、土砂災害警戒区域に該当しています。	
定性的評価	必要性	○市の施策にも大きく係わっており、廃止した場合の影響がある施設です。	
	公共性	○施設の性質上、対象者・利用者は限られています。 ○市内には、類似施設が一部存在します。	
	有効性	○他の施設で同一の事業を一部実施することが可能です。 ○設置目的に応じた効果が現れており、十分に活用されています。	
	将来性	○施設の老朽化が進行しており、今後、多額の更新等の費用が必要となることを見込まれます。	
立地状況分析		○すべての施設がバス停から 500m 以内に立地しています。	
将来性分析		○将来的には人口減少・少子化に伴う利用者数の減少が予想されます。 ○都市計画マスタープランの土地利用の基本方針では、「集落地」に位置しています。	

#### iv.再配置の方向性

市民サービス	<p>&lt;子育てサービスの維持&gt;</p> <p>●今後も子育てサービスを継続しつつ、複合化や他機能との連携により、魅力的な場づくりや充実した支援・サービスを検討していきます。</p>
施設・建物配置	<p>&lt;建物の長期利用&gt;</p> <p>●今後も市が保有する施設については、計画的な修繕等を行い、建物の長期利用を図ります。</p> <p>&lt;施設の複合化&gt;</p> <p>●建物の老朽化が進行している施設は、機能を他施設に移すなどを検討します。</p>

#### v.検討する施設及び方策

施設名	今後の適正配置に向けた方策										第1期 (今後10年 を目標) 当面継続	将来も継続 (今後10年以降 40年までを目標)
	40年間を見据えた適正配置に向けた方策											
	廃止 検討	評価 判定	方策 1	方策 2	方策 3	方策 4	方策 5	方策 6	方策 7	方策 8		
天城湯ヶ島コミュニティ複合施設 湯ヶ島子育て支援センター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
ちびっこサロンわらぼ	老	—	○	—	—	—	—	—	—	○	△	—
<p>&lt;方策選択の理由等&gt;</p> <p>◆「ちびっこサロンわらぼ」は、今後、複合化等の再編を検討します。</p> <p>◆「天城湯ヶ島コミュニティ複合施設 湯ヶ島子育て支援センター」は、平成 29 年度に改修を実施しており、平成 30 年度4月から旧湯ヶ島幼稚園を改修し移転した複合施設として活用しています。</p>												

方策1：集約化 方策2：複合化 方策3：転用 方策4：施設規模の縮小 方策5：民間施設の活用  
 方策6：民間への貸付、管理運営等の主体の変更 方策7：広域的な相互利用 方策8：施設の廃止（売却、譲渡、建物取壊し後の跡地活用など）

○：該当 △：今後も要検討（施設の機能・建物に対して維持または廃止を含めた検討） —：非該当  
 <評価判定> D<sub>1</sub>：（一次評価）施設性能の見直し要検討 D<sub>2</sub>：（一次評価）費用対効果の見直し要検討  
 E：（一次評価）施設性能と費用対効果の両方が要見直し 老：築後または大規模改修後30年以上経過  
 特：土砂災害特別警戒区域 水：浸水想定区域 波：津波浸水想定区域

## (7) 保健・福祉施設

### ① 高齢福祉施設

#### i. 対象施設

- 高齢者の健康の増進、教養の向上、レクリエーション、介護に関する啓蒙の普及などのために利用されています。
- 今後、高齢化社会が予測されるため、本サービスへのニーズが高まることが想定されます。
- 「城山活動支援センター」の土地は一部借地です。

表 3-14 高齢福祉施設の対象施設一覧

番号	施設名称	土地所有状況	単独複合区分	建物棟数	延床面積	建築年度	運営形態	避難施設指定	耐震化状況	大規模改修年度
1	修善寺老人憩いの家	借地なし	単独	1	473.12	1974	直営	指定なし	診断済・補強済	
2	城山活動支援センター	一部借地	単独	1	273.43	2003	直営	指定なし	新耐震基準	
3	伊豆市生き生き芸センター	借地なし	単独	1	71.28	1988	直営	指定なし	新耐震基準	

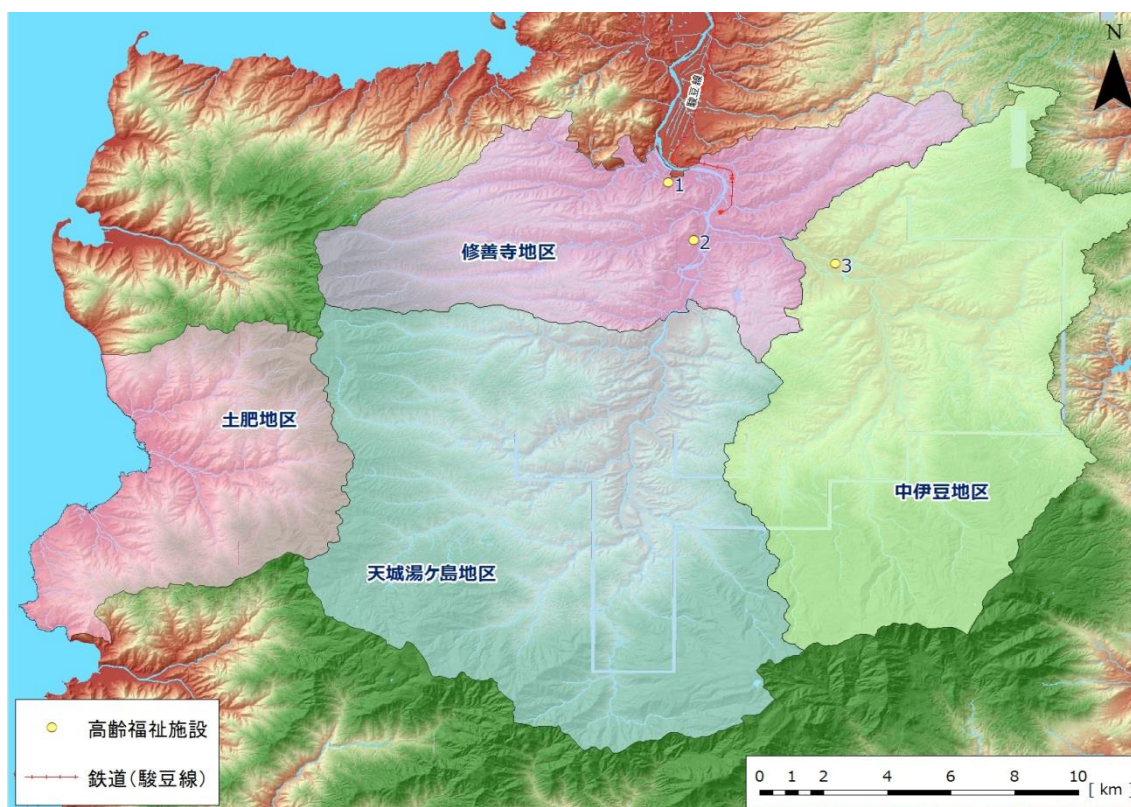


図 3-24 高齢福祉施設の配置図

## ii. 総合管理計画の基本方針

- 計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- 運営の効率化を図るために、民間活力の導入などを検討します。

## iii. 公共施設評価

施設評価による判定	公共施設評価	○「伊豆市生き生き工芸センター」は、「D1：見直し（施設性能の見直しを検討する）」の評価に該当します。	<b>判定</b> 廃止検討評価判定に該当する施設は、以下の通りです。  ● 修善寺老人憩いの家 ● 伊豆市生き生き工芸センター
	老朽状況	○「修善寺老人憩いの家」、「伊豆市生き生き工芸センター」が該当しています。	
	防災性	○「修善寺老人憩いの家」は、土砂災害警戒区域に該当しています。	
定性的評価	必要性	○高齢者の健康増進や教養の向上などの場として、廃止した場合の影響がある施設です。	
	公共性	○施設の性質上、対象者・利用者は限られています。 ○市内には、類似施設が一部存在します。	
	有効性	○他の施設で同一の事業を一部実施することが可能です。 ○設置目的に応じた効果が現れていますが、一部の施設は使用されていない状況です。	
	将来性	○施設の老朽化が進行しており、今後、多額の更新等の費用が必要となることを見込まれます。	
立地状況分析		○すべての施設がバス停から500m以内に立地しています。 ○「修善寺老人憩いの家」は、鉄道駅からも1km以内に立地しており、公共交通の利便性が良い場所に立地しています。	
将来性分析		○将来的には、高齢者の増加に伴い利用者数の増加が予想されます。 ○都市計画マスタープランの土地利用の基本方針では、「修善寺老人憩いの家」は「IC活用地域振興ゾーン」、それ以外の施設は「集落地」に位置しています。	

#### iv.再配置の方向性

市民サービス	<p>&lt;民間活力の活用&gt;</p> <p>●サービスの維持、運営の効率化などのため、指定管理者制度等の民間活用を検討します。</p> <p>&lt;高齢福祉サービスの維持&gt;</p> <p>●今後も高齢福祉サービスを継続しつつ、複合化や他機能との連携により、今後の高齢化社会に向けて施設としての魅力向上や充実した支援・サービスを検討していきます。</p>
施設・建物配置	<p>&lt;建物の長期利用&gt;</p> <p>●今後も市が保有する施設については、計画的な修繕等を行い、建物の長期利用を図ります。</p>

#### v.検討する施設及び方策

施設名	今後の適正配置に向けた方策											
	廃止 検討	評価 判定	40年間を見据えた適正配置に向けた方策								第1期	
			方策 1	方策 2	方策 3	方策 4	方策 5	方策 6	方策 7	方策 8	当面継続 (今後10年間 を 目途)	将来も継続 (今後10年以降 を 目途)
修善寺老人憩いの家	老	—	—	—	—	—	○	—	○	△	△	
城山活動支援センター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	
伊豆市生き生き工芸センター	D <sub>1</sub> 老	—	—	—	—	—	○	—	○	△	△	
<p>&lt;方策選択の理由等&gt;</p> <p>◆「修善寺老人憩いの家」、「伊豆市生き生き工芸センター」については、老朽化が進んでいるため、今後の状況によっては再編を検討します。</p> <p>◆「城山活動支援センター」は、当面は継続していきます。</p>												

方策1：集約化 方策2：複合化 方策3：転用 方策4：施設規模の縮小 方策5：民間施設の活用  
 方策6：民間への貸付、管理運営等の主体の変更 方策7：広域的な相互利用 方策8：施設の廃止（売却、譲渡、建物取壊し後の跡地活用など）

○：該当 △：今後も要検討（施設の機能・建物に対して維持または廃止を含めた検討） —：非該当  
 <評価判定> D<sub>1</sub>：（一次評価）施設性能の見直し要検討 D<sub>2</sub>：（一次評価）費用対効果の見直し要検討  
 E：（一次評価）施設性能と費用対効果の両方が要見直し 老：築後または大規模改修後30年以上経過  
 特：土砂災害特別警戒区域 水：浸水想定区域 波：津波浸水想定区域

## ② 保健施設

### i. 対象施設

- 市民の健康相談、保健指導、健康診査などのために利用されています。
- 「修善寺保健福祉センター」は、「修善寺生きいきプラザ」との複合施設です。

表 3-15 保健施設の対象施設一覧

番号	施設名称	土地所有状況	単独複合区分	建物棟数	延床面積	建築年度	運営形態	避難施設指定	耐震化状況	大規模改修年度
1	修善寺保健福祉センター	借地なし	複合	1	修善寺生きいきプラザに合算	1996	直営	救護所	新耐震基準	
2	中伊豆ふれあいプラザ	借地なし	単独	1	3,100.36	1998	直営	指定なし	新耐震基準	

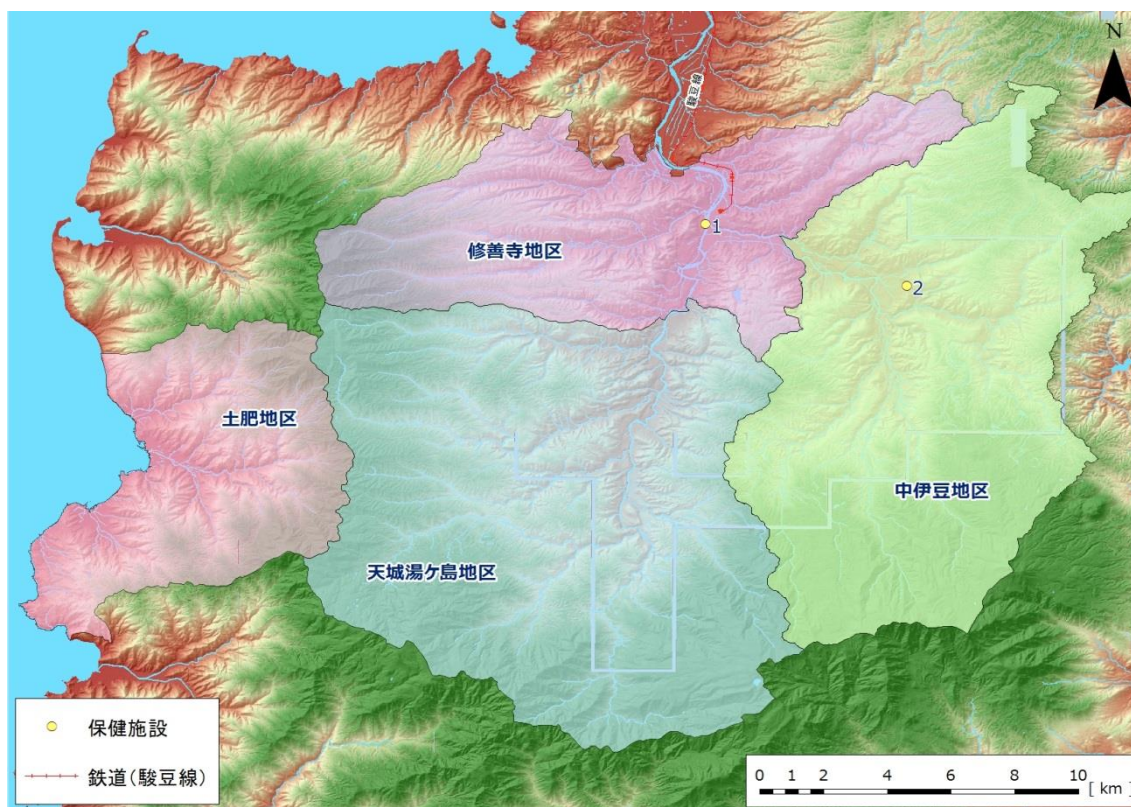


図 3-25 保健施設の配置図



## ii. 総合管理計画の基本方針

- 再配置等の見直しを実施します。
- 計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- 運営の効率化を図るために、民間活力の導入などを検討します。

## iii. 公共施設評価

施設評価による判定	公共施設評価	○一次評価がDまたはEの施設はありません。	<b>判定</b> 廃止検討評価判定に該当する施設はありません。
	老朽状況	○該当する施設はありません。	
	防災性	○「修善寺保健福祉センター」は、土砂災害警戒区域に該当しています。	
定性的評価	必要性	○市民の健康の保持及び増進を図るための施設で、廃止した場合の影響が大きい施設です。	
	公共性	○全市民を対象とした施設です。	
	有効性	○設置目的に応じた効果が現れており、十分に活用されています。	
	将来性	○「修善寺保健福祉センター」は、救護所に指定されています。	
立地状況分析	○バス停から100m以内に立地しており、「修善寺保健福祉センター」は、鉄道駅からも1km以内に立地しており、公共交通の利便性が良い場所に立地しています。		
将来性分析	○今後も一定の利用者が見込まれますが、将来的には人口減少に伴う利用者数の減少が予想されます。		

#### iv.再配置の方向性

市民サービス	<p>&lt;民間活力の活用&gt;</p> <p>●サービスの維持、運営の効率化、さらなる施設の魅力向上のため、指定管理者制度等の民間活用を検討します。</p> <p>&lt;保健サービスの維持&gt;</p> <p>●今後も福祉・健康づくりのためのサービスを継続します。</p>
施設・建物配置	<p>&lt;建物の長期利用&gt;</p> <p>●今後も市が保有する施設については、計画的な修繕等を行い、建物の長期利用を図ります。</p>

#### v.検討する施設及び方策

施設名	廃止 検討	評価 判定	今後の適正配置に向けた方策								第1期 (今後10年 間を 目標) 当面 継続	将来も 継続 (今後10年 以降 40年 までを 目標)
			40年間を見据えた適正配置に向けた方策									
			方策 1	方策 2	方策 3	方策 4	方策 5	方策 6	方策 7	方策 8		
修善寺保健福祉センター	—	○	○	—	—	—	—	—	—	○	△	
中伊豆ふれあいプラザ	—	○	○	—	—	—	○	—	—	○	△	
<p>&lt;方策選択の理由等&gt;</p> <p>◆「中伊豆ふれあいプラザ」は、当面継続としますが、今後の利用状況によっては管理運営等の主体の変更や集約化、複合化を検討します。</p> <p>◆「修善寺保健福祉センター」は、当面は継続としますが、集約化、複合化を検討していきます。</p>												

方策1：集約化 方策2：複合化 方策3：転用 方策4：施設規模の縮小 方策5：民間施設の活用  
 方策6：民間への貸付、管理運営等の主体の変更 方策7：広域的な相互利用 方策8：施設の廃止（売却、譲渡、建物取壊し後の跡地活用など）

○：該当 △：今後も要検討（施設の機能・建物に対して維持または廃止を含めた検討） —：非該当  
 <評価判定> D<sub>1</sub>：（一次評価）施設性能の見直し要検討 D<sub>2</sub>：（一次評価）費用対効果の見直し要検討  
 E：（一次評価）施設性能と費用対効果の両方が要見直し 老：築後または大規模改修後30年以上経過  
 特：土砂災害特別警戒区域 水：浸水想定区域 波：津波浸水想定区域

## (8) 行政系施設

### ① 庁舎等

#### i. 対象施設

- 旧町単位で役場が設置されていたため、合併後は支所として機能しています。
- 「土肥支所」は指定津波避難ビル、「中伊豆支所」は災害対策本部の防災機能も有しています。
- 「天城湯ケ島コミュニティ複合施設 天城湯ケ島支所」は、同複合施設のコミュニティセンター内の施設です。
- 「天城湯ケ島コミュニティ複合施設 天城湯ケ島支所」の土地は借地、「伊豆市役所（本庁）」、「中伊豆支所」の土地は一部借地です。

表 3-16 庁舎等の対象施設一覧

番号	施設名称	土地所有状況	単独複合区分	建物棟数	延床面積	建築年度	運営形態	避難施設指定	耐震化状況	大規模改修年度
1	伊豆市役所(本庁)	一部借地	単独	1	2,463.40	1973	直営	指定なし	診断済・補強済	1983
2	伊豆市役所(別館)	借地なし	単独	2	1,008.20	1973	直営	指定なし	不明	2011
3	天城湯ケ島コミュニティ複合施設 天城湯ケ島支所	借地	複合	1	コミュニティセンターに合算	2002	直営	指定なし	診断済・補強済	2017
4	土肥支所	借地なし	複合	4	3,986.62	1990	直営	指定津波避難ビル	新耐震基準	
5	中伊豆支所	一部借地	複合	3	4,808.08	2002	直営	災害対策本部	新耐震基準	

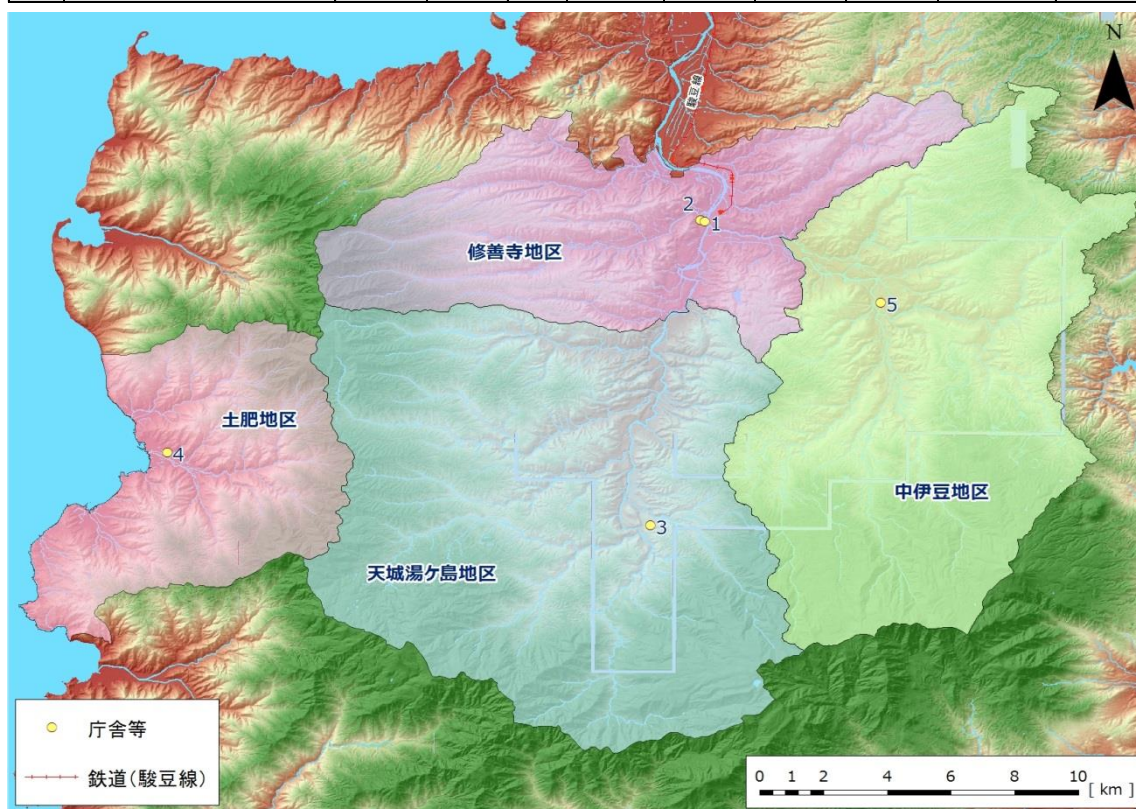


図 3-26 庁舎等の配置図

## ii. 総合管理計画の基本方針

- 災害時の拠点としての機能確保が必要であるため、計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理を実施します。
- 未利用スペースなどについては、貸付などの有効活用方策を検討します。

## iii. 公共施設評価

施設評価による判定	公共施設評価	○「伊豆市役所（別館）」は、「D1：見直し（施設性能の見直しを検討する）」の評価に該当します。	<b>判定</b> 廃止検討評価判定に該当する施設は、以下の通りです。  ●伊豆市役所（別館） ●土肥支所
	老朽状況	○「伊豆市役所（本庁）」、「伊豆市役所（別館）」が該当しています。	
	防災性	○「土肥支所」は、5.0～10.0mの津波浸水想定区域に該当しています。 ○「土肥支所」、「天城湯ケ島コミュニティ複合施設 天城湯ケ島支所」は、土砂災害警戒区域に該当しています。	
定性的評価	必要性	○いずれの施設も、市の施策や市民生活に係る施設で、廃止した場合の影響が大きい施設です。	
	公共性	○行政事務の中心施設として、地区の住民にとっては重要な施設となっていますが、旧役場が支所として配置されているため、本庁への機能の集約化を検討する余地があります。	
	有効性	○設置目的に応じた効果が現れており、活用されています。	
	将来性	○「天城湯ケ島コミュニティ複合施設 天城湯ケ島支所」の土地は借地であり、施設を維持するためには、土地の使用料がかかります。 ○「土肥支所」は指定津波避難ビル、「中伊豆支所」は災害対策本部に指定されています。	
立地状況分析	○すべての施設がバス停から500m以内に立地しています。 ○「伊豆市役所（本庁）」、「伊豆市役所（別館）」は、鉄道駅からも1km以内に立地しており、公共交通の利便性が良い場所に立地しています。		
将来性分析	○今後も一定の利用者が見込まれますが、将来的には人口減少に伴う利用者数の減少が予想されます。 ○都市計画マスタープランの土地利用の基本方針では、「伊豆市役所（本庁）」、「伊豆市役所（別館）」は「一般住宅地」、それ以外の施設は「集落地」に位置しています。		

#### iv.再配置の方向性

市民サービス	<b>&lt;行政サービスの維持&gt;</b> ●今後も行政事務や安全安心のためのサービスを継続します。
施設・建物配置	<b>&lt;建物の長期利用&gt;</b> ●市民に行政サービスを提供し、また、災害時には防災拠点となる重要施設であるため、計画的な修繕等を行い、建物の長期利用を図ります。 <b>&lt;施設の集約化&gt;</b> ●建物の老朽化が進行している施設は、集約化を検討します。

#### v.検討する施設及び方策

施設名	今後の適正配置に向けた方策											
	廃止検討	評価判定	40年間を見据えた適正配置に向けた方策								第1期	
			方策1	方策2	方策3	方策4	方策5	方策6	方策7	方策8	(今後10年間を目標) 当面継続	(今後10年以降40年までを目標) 将来も継続
伊豆市役所（本庁）	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	○	△
伊豆市役所（別館）	D <sub>1</sub>	○	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—
天城湯ヶ島コミュニティ複合施設 天城湯ヶ島支所	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	○	△
土肥支所	波	○	○	—	—	—	—	—	—	—	○	△
中伊豆支所	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	○	△

##### <方策選択の理由等>

- ◆「伊豆市役所（本庁）」、「伊豆市役所（別館）」については、老朽化が進んでいるため、施設の建替えを検討し、支所の集約化、他施設との複合化・多機能化を検討します。
- ◆「天城湯ヶ島コミュニティ複合施設 天城湯ヶ島支所」は、平成 30 年4月から「旧湯ヶ島幼稚園」を改修し移転した複合施設として活用しています。
- ◆「土肥支所」、「中伊豆支所」については、当面は継続しますが、「伊豆市役所（本庁）」の建替え時に集約化、複合化、多機能化することも検討していきます。

方策1：集約化 方策2：複合化 方策3：転用 方策4：施設規模の縮小 方策5：民間施設の活用  
 方策6：民間への貸付、管理運営等の主体の変更 方策7：広域的な相互利用 方策8：施設の廃止（売却、譲渡、建物取壊し後の跡地活用など）

○：該当 △：今後も要検討（施設の機能・建物に対して維持または廃止を含めた検討） —：非該当  
 <評価判定> D<sub>1</sub>：（一次評価）施設性能の見直し要検討 D<sub>2</sub>：（一次評価）費用対効果の見直し要検討  
 E：（一次評価）施設性能と費用対効果の両方が要見直し 老：築後または大規模改修後30年以上経過  
 特：土砂災害特別警戒区域 水：浸水想定区域 波：津波浸水想定区域

## ② 分団詰所

### i. 対象施設

- 主に、地区の防災に必要な車両や資機材を格納する防災倉庫として利用されています。
- 一部の施設は、地区公民館としても使用されています。
- 施設の多くが土地は、借地、一部借地です。

表 3-17 分団詰所の対象施設一覧

番号	施設名称	土地所有 状況	単独複合 区分	建物 棟数	延床面積	建築年度	運営形態	避難施設 指定	耐震化状況	大規模 改修年度
1	第1分団下部詰所	借地なし	単独	1	72.00	1990	直営	指定なし	不明	
2	第1分団上部詰所	借地なし	単独	1	82.82	1991	直営	指定なし	新耐震基準	
3	第1分団中央部詰所	借地	複合	1	293.80	1982	その他	指定なし	新耐震基準	
4	第1分団2号ポンプ小屋	借地なし	単独	1	9.66	不明	直営	指定なし	診断未実施	
5	第2分団瓜生野詰所	借地なし	複合	1	58.00	1987	その他	指定なし	新耐震基準	
6	第2分団中央部詰所	借地なし	単独	1	142.04	不明	直営	指定なし	不明	
7	第2分団上部詰所	借地	単独	1	223.70	不明	直営	指定なし	不明	
8	第3分団加殿詰所	借地なし	単独	1	82.46	不明	直営	指定なし	不明	
9	第3分団大平詰所	借地	単独	1	101.32	不明	直営	指定なし	不明	
10	第3分団分団詰所	借地なし	単独	1	377.98	不明	直営	指定なし	不明	
11	第3分団中央部詰所	一部借地	複合	1	595.56	1983	その他	指定なし	新耐震基準	
12	第4分団大野詰所	借地	単独	1	98.60	不明	直営	指定なし	不明	
13	第4分団年川詰所	借地	単独	1	179.54	不明	直営	指定なし	不明	
14	第4分団中央部詰所	借地なし	単独	1	114.42	2003	直営	指定なし	新耐震基準	
15	第4分団牧之郷詰所	借地	単独	1	107.76	不明	直営	指定なし	不明	
16	第5分団管引詰所	借地なし	単独	1	72.67	2005	直営	指定なし	新耐震基準	
17	第5分団原保詰所	借地	単独	1	45.78	1991	直営	指定なし	新耐震基準	
18	第5分団地藏堂詰所	借地	単独	1	36.66	1978	直営	指定なし	診断未実施	
19	第5分団中原戸詰所	借地	単独	1	31.44	1976	直営	指定なし	診断未実施	
20	第5分団筏場詰所	借地	単独	1	42.98	1974	直営	指定なし	診断未実施	
21	第5分団姫真戸詰所	借地	単独	1	43.64	1977	直営	指定なし	診断未実施	
22	第6分団八幡詰所	借地なし	単独	1	33.55	1973	直営	指定なし	診断未実施	
23	第6分団冷川詰所	借地なし	単独	1	44.04	1987	直営	指定なし	新耐震基準	
24	第6分団連合詰所	借地なし	単独	1	31.09	1976	直営	指定なし	診断未実施	
25	第7分団下白岩詰所	借地	単独	1	63.36	1990	直営	指定なし	新耐震基準	
26	第7分団元関根詰所	借地	単独	1	49.11	1978	直営	指定なし	診断未実施	
27	第7分団小川詰所	借地なし	単独	1	25.46	1975	直営	指定なし	診断未実施	
28	第7分団城詰所	借地なし	単独	1	24.53	1974	直営	指定なし	診断未実施	
29	第8分団茅野詰所	借地	単独	1	74.00	1981	直営	指定なし	診断未実施	
30	第8分団金山詰所	借地	単独	1	60.00	1966	直営	指定なし	診断未実施	
31	第8分団市山詰所	借地なし	単独	1	76.00	1973	直営	指定なし	診断未実施	
32	第8分団持越詰所	借地	単独	1	30.00	1975	直営	指定なし	診断未実施	
33	第8分団宿詰所	借地	単独	1	54.00	1965	直営	指定なし	診断未実施	
34	第8分団西平詰所	借地	単独	1	64.00	1986	直営	指定なし	診断未実施	
35	第8分団大滝詰所	借地	単独	1	55.00	1990	直営	指定なし	診断未実施	
36	第9分団吉奈詰所	借地	単独	1	27.00	1989	直営	指定なし	診断未実施	
37	第9分団月ヶ瀬詰所	借地	単独	1	25.00	1987	直営	指定なし	診断未実施	
38	第9分団田沢詰所	借地	単独	1	158.00	1990	直営	指定なし	診断未実施	
39	第9分団門野原詰所	借地	単独	1	51.00	1990	直営	指定なし	診断未実施	
40	第9分団矢熊詰所	借地	単独	1	42.00	1982	直営	指定なし	診断未実施	
41	第10分団下船原詰所	借地	単独	1	52.00	1981	直営	指定なし	診断未実施	
42	第10分団上船原詰所	借地	単独	1	32.00	1988	直営	指定なし	診断未実施	
43	第10分団青羽根詰所	借地	単独	1	76.16	2014	直営	指定なし	新耐震基準	
44	第11分団佐野雲金詰所	借地	単独	1	60.00	2016	直営	指定なし	新耐震基準	
45	第11分団大平柿木詰所	借地	単独	1	34.00	1987	直営	指定なし	診断未実施	
46	第11分団本柿木詰所	借地	単独	1	33.00	1983	直営	指定なし	診断未実施	
47	第12分団小土肥詰所	借地	単独	1	74.52	1999	直営	指定なし	新耐震基準	
48	第12分団大藪詰所	借地	単独	1	76.56	1972	直営	指定なし	不明	
49	第12分団中浜詰所	借地	単独	1	42.22	1973	直営	指定なし	不明	
50	第13分団横瀬詰所	借地	単独	1	34.22	1960	直営	指定なし	不明	
51	第13分団馬場詰所	借地	単独	1	89.48	1986	直営	指定なし	新耐震基準	
52	第14分団小下田詰所	借地	単独	1	96.32	1970	直営	指定なし	不明	
53	第14分団八木沢詰所	借地なし	単独	1	80.19	1993	直営	指定なし	新耐震基準	

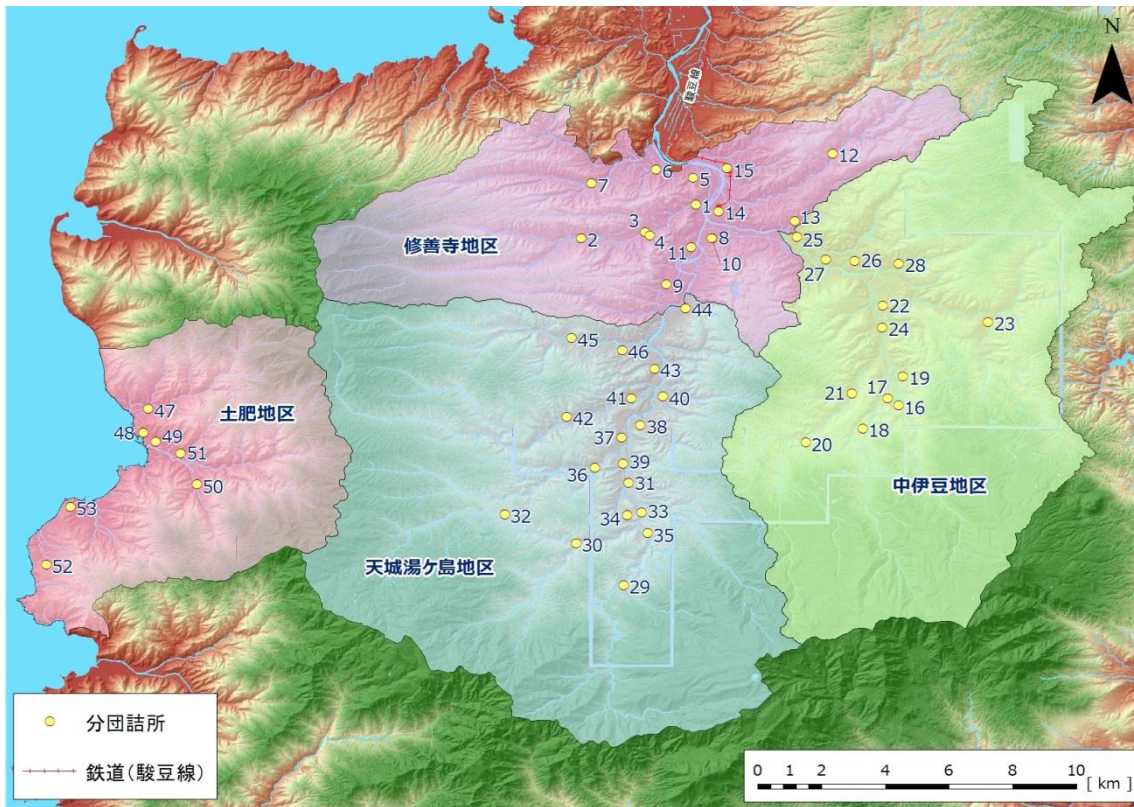


図 3-27 分団詰所の配置図

## ii. 総合管理計画の基本方針

- 消火活動等を行う際の拠点となる重要施設であるため、計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- 消防分団の再編に伴い、詰所の統廃合を進めていきますが、防災による市民の安全に配慮し、消防機能は維持できるよう検討していきます。

### iii. 公共施設評価

施設評価による判定	公共施設評価	○「第1分団下部詰所」の他、多くの施設が「D1：見直し（施設性能の見直しを検討する）」の評価に該当します。	<b>判定</b> 廃止検討評価判定に該当する施設は、以下の通りです。  ●第1分団上部詰所、第4分団中央部詰所、第5分団原保詰所、第11分団佐野雲金詰所、第12分団小土肥詰所、第14分団八木沢詰所、以外の施設
	老朽状況	○「第1分団中央部詰所」の他、多くの施設が該当しています。	
	防災性	○「第1分団下部詰所」、「第10分団青羽根詰所」は、土砂災害特別警戒区域に該当しています。「第1分団上部詰所」他26施設は、土砂災害警戒区域に該当しています。	
定性的評価	必要性	○いずれの施設も、防災上の観点から必要な施設のため、廃止した場合の影響は大きい施設です。	
	公共性	○いずれの施設も、地区状況を踏まえて設置されています。	
	有効性	○設置目的に応じた効果が現れており、活用されています。	
	将来性	○施設の多くの土地は借地、一部借地であり、施設を維持するためには、土地の使用料がかかります。 ○多くの施設で、老朽化が進行しています。	
立地状況分析	○公共交通の利便性の影響が低い施設です。		
将来性分析	○防災上の観点から必要な施設です。		

### iv. 再配置の方向性

市民サービス	<b>&lt;地区所有によるサービスの継続&gt;</b> ●市民の生命を守る防災施設として、地区所有で維持・管理、有効活用することにより、地域密着型の活動の維持、向上を図ります。
施設・建物配置	<b>&lt;建物の長期利用&gt;</b> ●今後も市が保有する施設については、計画的な修繕等を行い、建物の長期利用を図ります。 <b>&lt;地区住民による施設管理&gt;</b> ●地区による適切な建物の維持・管理を支援します。



v. 検討する施設及び方策

施設名	今後の適正配置に向けた方策											
	廃止 評価 判定	40年間を見据えた適正配置に向けた方策								第1期		将来も継続 (今後10年以降 50年までを目途)
		方策1	方策2	方策3	方策4	方策5	方策6	方策7	方策8	(今後10年 間を 目途)	当面継続	
第1分団下部詰所	D <sub>1</sub> 特	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—	
第1分団上部詰所	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—	
第1分団中央部詰所	D <sub>1</sub> 老	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	
第1分団2号ポンプ小屋	D <sub>1</sub>	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—	
第2分団瓜生野詰所	D <sub>1</sub> 老	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—	
第2分団中央部詰所	D <sub>1</sub> 水	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	
第2分団上部詰所	D <sub>1</sub>	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—	
第3分団加殿詰所	D <sub>1</sub>	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—	
第3分団大平詰所	D <sub>1</sub>	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	
第3分団分団詰所	D <sub>1</sub>	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	
第3分団中央部詰所	D <sub>1</sub> 老	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	
第4分団大野詰所	D <sub>1</sub> 特	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—	
第4分団年川詰所	D <sub>1</sub>	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—	
第4分団中央部詰所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	
第4分団牧之郷詰所	D <sub>1</sub>	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	

<方策選択の理由等>

- ◆「第1分団中央部詰所」、「第2分団中央部詰所」、「第3分団大平詰所」、「第3分団分団詰所」、「第3分団中央部詰所」、「第4分団中央部詰所」、「第4分団牧之郷詰所」については、当面は継続していきませんが、地区へ譲渡の可能性も検討していきます。
- ◆上記以外の分団詰所については、地元等との調整状況等を踏まえ、地区への譲渡を検討します。

方策1：集約化 方策2：複合化 方策3：転用 方策4：施設規模の縮小 方策5：民間施設の活用  
 方策6：民間への貸付、管理運営等の主体の変更 方策7：広域的な相互利用 方策8：施設の廃止（売却、譲渡、建物取壊し後の跡地活用など）

○：該当 △：今後も要検討（施設の機能・建物に対して維持または廃止を含めた検討） —：非該当  
 <評価判定> D<sub>1</sub>：（一次評価）施設性能の見直し要検討 D<sub>2</sub>：（一次評価）費用対効果の見直し要検討  
 E：（一次評価）施設性能と費用対効果の両方が要見直し 老：築後または大規模改修後30年以上経過  
 特：土砂災害特別警戒区域 水：浸水想定区域 波：津波浸水想定区域

施設名	今後の適正配置に向けた方策											
	廃止検討	評価判定	40年間を見据えた適正配置に向けた方策								第1期	将来も継続 (今後10年以降 40年までを目標)
			方策1	方策2	方策3	方策4	方策5	方策6	方策7	方策8	当面継続 (今後10年間 を目標)	
第5分団菅引詰所	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—
第5分団原保詰所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
第5分団地藏堂詰所	D <sub>1</sub> 老	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—
第5分団中原戸詰所	D <sub>1</sub> 老	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—
第5分団筏場詰所	D <sub>1</sub> 老	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—
第5分団姫貴戸詰所	D <sub>1</sub> 老	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—
第6分団八幡詰所	D <sub>1</sub> 老	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
第6分団冷川詰所	老	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
第6分団連合詰所	D <sub>1</sub> 老	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—
第7分団下白岩詰所	D <sub>2</sub>	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
第7分団元関梶詰所	D <sub>1</sub> 老	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—
第7分団小川詰所	D <sub>1</sub> 老	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
第7分団城詰所	D <sub>1</sub> 老	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—
第8分団茅野詰所	D <sub>1</sub> 老	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—
第8分団金山詰所	D <sub>1</sub> 老	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—
第8分団市山詰所	D <sub>1</sub> 老	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
第8分団持越詰所	D <sub>1</sub> 老	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—
第8分団宿詰所	D <sub>1</sub> 老	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—
第8分団西平詰所	D <sub>1</sub> 老	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—
第8分団大滝詰所	D <sub>1</sub>	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—

＜方策選択の理由等＞

◆「第5分団原保詰所」、「第6分団八幡詰所」、「第6分団冷川詰所」、「第7分団下白岩詰所」、「第7分団小川詰所」、「第8分団市山詰所」については、当面は継続していきませんが、地区へ譲渡の可能性も検討していきます。

◆上記以外の分団詰所については、地元等との調整状況等を踏まえ、地区への譲渡を検討します。

方策1：集約化 方策2：複合化 方策3：転用 方策4：施設規模の縮小 方策5：民間施設の活用  
方策6：民間への貸付、管理運営等の主体の変更 方策7：広域的な相互利用 方策8：施設の廃止（売却、譲渡、建物取壊し後の跡地活用など）

○：該当 △：今後も要検討（施設の機能・建物に対して維持または廃止を含めた検討） —：非該当  
＜評価判定＞ D<sub>1</sub>：（一次評価）施設性能の見直し要検討 D<sub>2</sub>：（一次評価）費用対効果の見直し要検討  
E：（一次評価）施設性能と費用対効果の両方が要見直し 老：築後または大規模改修後30年以上経過  
特：土砂災害特別警戒区域 水：浸水想定区域 波：津波浸水想定区域

施設名	廃止検討 評価判定	今後の適正配置に向けた方策										
		40年間を見据えた適正配置に向けた方策								第1期		将来も継続 (今後10年以上以降 40年までを目途)
		方策1	方策2	方策3	方策4	方策5	方策6	方策7	方策8	当面継続 (今後10年間 を目途)		
第9分団吉奈詰所	D <sub>1</sub> 老	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—	
第9分団月ヶ瀬詰所	D <sub>1</sub> 老	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	
第9分団田沢詰所	D <sub>1</sub>	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	
第9分団門野原詰所	D <sub>1</sub>	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—	
第9分団矢熊詰所	D <sub>1</sub> 老	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—	
第10分団下船原詰所	D <sub>1</sub> 老	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—	
第10分団上船原詰所	D <sub>1</sub> 老	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	
第10分団青羽根詰所	特	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	
第11分団佐野雲金詰所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	
第11分団大平柿木詰所	老	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	
第11分団本柿木詰所	老	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	
第12分団小土肥詰所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	
第12分団大藪詰所	老 波	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	
第12分団中浜詰所	D <sub>1</sub> 老 波	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—	
第13分団横瀬詰所	D <sub>1</sub> 老	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	
第13分団馬場詰所	老	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	
第14分団小下田詰所	老	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	
第14分団八木沢詰所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	

＜方策選択の理由等＞

◆「第9分団吉奈詰所」、「第9分団門野原詰所」、「第9分団矢熊詰所」、「第10分団下船原詰所」、「第12分団中浜詰所」については、地元等との調整状況等を踏まえ、地区への譲渡を検討します。

◆上記以外の分団詰所については、当面は継続していきませんが、地区へ譲渡の可能性も検討していきます。

方策1：集約化 方策2：複合化 方策3：転用 方策4：施設規模の縮小 方策5：民間施設の活用  
方策6：民間への貸付、管理運営等の主体の変更 方策7：広域的な相互利用 方策8：施設の廃止（売却、譲渡、建物取壊し後の跡地活用など）

○：該当 △：今後も要検討（施設の機能・建物に対して維持または廃止を含めた検討） —：非該当

＜評価判定＞ D<sub>1</sub>：（一次評価）施設性能の見直し要検討 D<sub>2</sub>：（一次評価）費用対効果の見直し要検討

E：（一次評価）施設性能と費用対効果の両方が要見直し 老：築後または大規模改修後30年以上経過  
特：土砂災害特別警戒区域 水：浸水想定区域 波：津波浸水想定区域

### ③ 防災備蓄倉庫

#### i. 対象施設

- 災害に備えて、救命のための用具や初期消火用具、避難関連用品などを保管しておく倉庫として利用されています。
- 一部の施設は、地区公民館としても使用されています。

表 3-18 防災備蓄倉庫の対象施設一覧

番号	施設名称	土地所有状況	単独複合区分	建物棟数	延床面積	建築年度	運営形態	避難施設指定	耐震化状況	大規模改修年度
1	防災倉庫(柏久保)	借地なし	単独	1	120.00	2002	直営	指定なし	新耐震基準	2002
2	防災倉庫(駅北広場)	借地なし	単独	1	12.43	2014	直営	指定なし	新耐震基準	
3	防災倉庫(旧中伊豆消防署)	借地なし	複合	1	217.00	1995	直営	指定なし	新耐震基準	
4	防災倉庫(旧戸倉野詰所)	借地なし	単独	1	52.60	1986	直営	指定なし	診断未実施	
5	防災倉庫(旧徳永詰所)	借地なし	単独	1	33.26	1997	直営	指定なし	診断未実施	
6	天城湯ヶ島支所 防災倉庫	借地なし	複合	2	469.00	1982	直営	指定なし	新耐震基準	

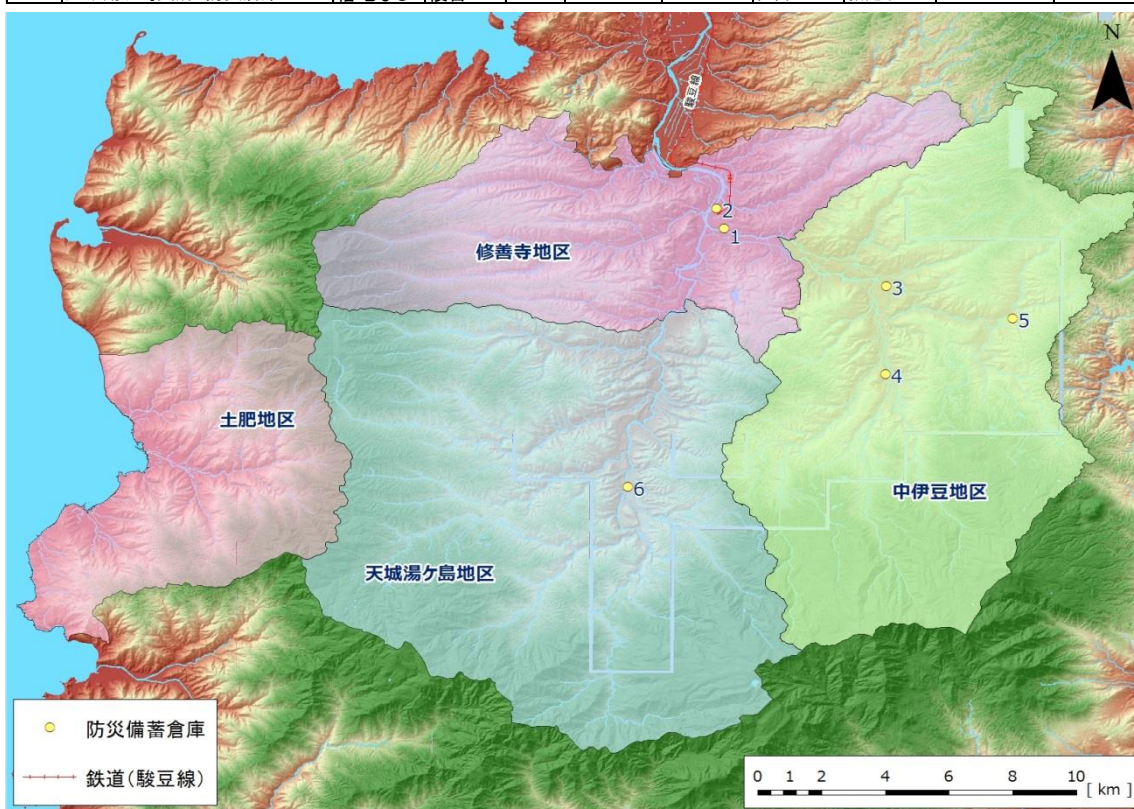


図 3-28 防災備蓄倉庫の配置図

## ii. 総合管理計画の基本方針

- 計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- 必要に応じて施設整備をするとともに、施設の統廃合も進めていきますが、防災による市民の安全に配慮し、防災備蓄機能は維持できるよう検討していきます。

## iii. 公共施設評価

施設評価による判定	公共施設評価	○「防災倉庫（旧戸倉野詰所）」は、「D1：見直し（施設性能の見直しを検討する）」の評価に該当します。	<b>判定</b> 廃止検討評価判定に該当する施設は、以下の通りです。  ● 防災倉庫（旧戸倉野詰所）
	老朽状況	○「「防災倉庫（旧戸倉野詰所）」が該当しています。	
	防災性	○「防災倉庫（旧徳永詰所）」は、土砂災害警戒区域に該当しています。	
定性的評価	必要性	○いずれの施設も防災上の観点から必要な施設で、廃止した場合の影響は大きい施設です。 ○一部の施設は、他施設でも同一の機能をカバーできるため、廃止した場合の影響も大きくありません。	
	公共性	○いずれの施設も、地区状況を踏まえて設置されています。	
	有効性	○設置目的に応じた効果が現れており、活用されています。	
	将来性	○一部の施設は、地区内の拠点となる防災倉庫です。	
立地状況分析	○公共交通の利便性の影響が低い施設です。		
将来性分析	○防災上の観点から必要な施設です。		

#### iv.再配置の方向性

市民サービス	<b>&lt;防災備蓄機能の維持&gt;</b> ●市民の生命を守る防災施設として、今後も防災備蓄機能を維持・管理し、施設の有効活用により、地域密着型の活動を維持、向上を図ります。
施設・建物配置	<b>&lt;建物の長期利用&gt;</b> ●今後も市が保有する施設については、計画的な修繕等を行い、建物の長期利用を図ります。

#### v.検討する施設及び方策

施設名	今後の適正配置に向けた方策											
	40年間を見据えた適正配置に向けた方策										第1期	将来も継続 (今後10年以降 50年までを目途)
	廃止 検討	評価 判定	方策 1	方策 2	方策 3	方策 4	方策 5	方策 6	方策 7	方策 8	当面継続 (今後10年 を目途)	
防災倉庫（柏久保）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—
防災倉庫（駅北広場）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—
防災倉庫（旧中伊豆消防署）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—
防災倉庫（旧戸倉野詰所）	D <sub>1</sub> 老	—	—	○	—	—	—	—	—	○	○	—
防災倉庫（旧徳永詰所）	—	—	—	—	—	—	○	—	—	○	—	—
天城湯ケ島支所 防災倉庫	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
<b>&lt;方策選択の理由等&gt;</b> ◆「防災倉庫（旧戸倉野詰所）」は、当面は継続しながら、消防団詰所への変更についても検討します。 ◆「防災倉庫（旧徳永詰所）」は、地元等との調整状況等を踏まえ、地区への移管を検討します。 ◆「天城湯ケ島支所 防災倉庫」は、施設の廃止後に民間への売却を予定しています。 ◆上記以外の防災倉庫については、当面は継続していきませんが、地区への譲渡等による廃止を検討していきます。												

方策1：集約化 方策2：複合化 方策3：転用 方策4：施設規模の縮小 方策5：民間施設の活用  
 方策6：民間への貸付、管理運営等の主体の変更 方策7：広域的な相互利用 方策8：施設の廃止（売却、譲渡、建物取壊し後の跡地活用など）

○：該当 △：今後も要検討（施設の機能・建物に対して維持または廃止を含めた検討） —：非該当  
 <評価判定> D<sub>1</sub>：（一次評価）施設性能の見直し要検討 D<sub>2</sub>：（一次評価）費用対効果の見直し要検討  
 E：（一次評価）施設性能と費用対効果の両方が要見直し 老：築後または大規模改修後30年以上経過  
 特：土砂災害特別警戒区域 水：浸水想定区域 波：津波浸水想定区域

## (9) 公営住宅

### i. 対象施設

- 本市の公営住宅は、直営で運営されています。
- 「東原団地」は、耐震に問題があるため、早急に対策が必要です。
- 「青羽根団地」、「西平団地」、「宿第1団地」、「田沢団地」、「宿第2団地」、「宮の前団地」、「新青羽根団地」の土地は借地、「立野団地」、「愛宕団地」の土地は一部借地です。

表 3-19 公営住宅の対象施設一覧

番号	施設名称	土地所有 状況	単独複合 区分	建物 棟数	延床面積	建築年度	運営形態	避難施設 指定	耐震化状況	大規模 改修年度
1	椿団地	借地なし	単独	8	2,301.00	1982	直営	指定なし	診断未実施	
2	立野団地	一部借地	単独	15	2,743.73	1984	直営	指定なし	診断未実施	
3	愛宕団地	一部借地	単独	8	2,275.09	1987	直営	指定なし	診断未実施	
4	中里団地	借地なし	単独	1	1,725.56	1992	直営	指定なし	診断未実施	
5	青羽根団地	借地	単独	3	1,176.00	1975	直営	指定なし	診断済・補強不要	
6	西平団地	借地	単独	2	122.60	1983	直営	指定なし	診断未実施	
7	宿第1団地	借地	単独	3	786.85	1985	直営	指定なし	診断未実施	
8	田沢団地	借地	単独	5	713.30	1987	直営	指定なし	診断未実施	
9	宿第2団地	借地	単独	3	425.64	1989	直営	指定なし	診断未実施	
10	宮の前団地	借地	単独	5	709.40	1990	直営	指定なし	診断未実施	
11	新青羽根団地	借地	単独	2	1,992.00	1994	直営	指定なし	診断未実施	
12	市山椿人団地	借地なし	単独	6	841.20	1993	直営	指定なし	診断未実施	
13	東原団地	借地なし	単独	1	277.00	1979	直営	指定なし	診断済・未改修	
14	冷川団地	借地なし	単独	3	880.26	1988	直営	指定なし	診断未実施	
15	土肥団地	借地なし	単独	2	2,778.79	1974	直営	指定なし	診断済・補強不要	

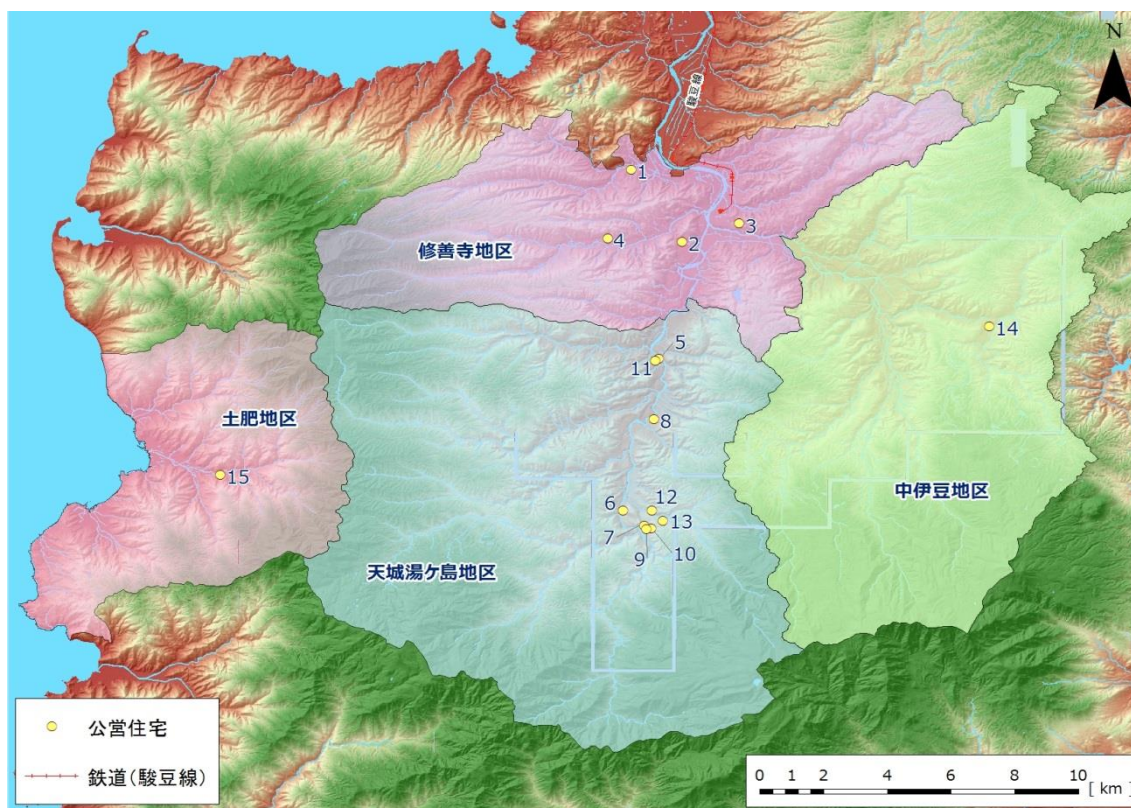


図 3-29 公営住宅の配置図

## ii. 総合管理計画の基本方針

- 「伊豆市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に建替え、改善、修繕、廃止等を進めていきます。

## iii. 公共施設評価

施設評価による判定	公共施設評価	○「東原団地」は、「D1：見直し（施設性能の見直しを検討する）」の評価に該当します。	<b>判定</b> 廃止検討評価判定に該当する施設は、以下の通りです。 ●立野団地 ●愛宕団地 ●宿第1団地 ●東原団地 ●冷川団地
	老朽状況	○「立野団地」、「愛宕団地」、「宿第1団地」、「東原団地」、「冷川団地」が該当しています。	
	防災性	○「椿団地」他 12 施設は、土砂災害警戒区域に該当しています。	
定性的評価	必要性	○いずれの施設も、市民生活の安定と社会福祉の増進の観点から必要な施設で、廃止した場合の市民への影響は大きい施設です。	
	公共性	○市内に類似・競合する施設が存在してこともあり、廃止した場合の影響が小さい施設です。	
	有効性	○すべての施設で 90%～100%の入居率を占めています。（政策空き戸数を含めます。）	
	将来性	○多くの施設の土地は借地または一部借地であり、施設を維持するためには、土地の使用料がかかります。 ○施設の老朽化が進行しており、今後、多額の更新等の費用が必要となることを見込まれます。	
立地状況分析	○すべての施設がバス停から 500m以内に立地しています。 ○「愛宕団地」は、鉄道駅からも 1 km以内に立地しており、公共交通の利便性が良い場所に立地しています。		
将来性分析	○今後も一定の利用者が見込まれますが、将来的には人口減少に伴う利用者数の減少が予想されます。		

## iv. 再配置の方向性

市民サービス	<b>&lt;民間活力の活用&gt;</b> ●市の今後の人口減少に応じたサービス量の維持、規模の適正化を検討します。また、民間施設との連携によるサービスの継続を検討します。
施設・建物配置	<b>&lt;建物の長期利用&gt;</b> ●今後も市が保有する施設については、計画的な修繕等を行い、建物の長期利用を図ります。 <b>&lt;施設の集約化・複合化・廃止&gt;</b> ●建物の耐用年数を経過した建物については、集約化、複合化、廃止等を検討します。



v. 検討する施設及び方策

施設名	今後の適正配置に向けた方策										
	廃止 評価 判定	40年間を見据えた適正配置に向けた方策								第1期	将来も継続 (今後10年以降 40年までを目途)
		方策1	方策2	方策3	方策4	方策5	方策6	方策7	方策8	(今後10年間 を目標) 当面継続	
椿団地	—	—	—	—	—	—	○	—	—	○	△
立野団地	老	—	—	—	—	—	○	—	—	○	△
愛宕団地	老	—	—	—	—	—	○	—	—	○	△
中里団地	—	—	—	—	—	—	○	—	—	○	△
青羽根団地	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
西平団地	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
宿第1団地	老	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
田沢団地	—	○	○	—	—	—	○	—	○	○	—
宿第2団地	—	○	○	—	—	—	○	—	○	○	—
宮の前団地	—	—	—	—	—	—	○	—	—	○	△
新青羽根団地	—	—	—	—	—	—	○	—	—	○	△
市山椿人団地	—	—	—	—	—	—	○	—	—	○	△
東原団地	D <sub>2</sub> 老	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
冷川団地	老	—	—	—	—	—	○	—	—	○	△
土肥団地	—	—	—	—	—	—	○	—	—	○	△

＜方策選択の理由等＞

- ◆「青羽根団地」、「西平団地」、「宿第1団地」、「東原団地」については、廃止を予定しています。
- ◆「田沢団地」、「宿第2団地」については、当面は継続しながら、今後の利用状況等により廃止を含め、集約化、複合化、民間への移管等の再編を検討します。
- ◆上記以外の公営住宅については、当面は継続しつつ、民間への移管も検討します。

方策1：集約化 方策2：複合化 方策3：転用 方策4：施設規模の縮小 方策5：民間施設の活用  
 方策6：民間への貸付、管理運営等の主体の変更 方策7：広域的な相互利用 方策8：施設の廃止（売却、譲渡、建物取壊し後の跡地活用など）

○：該当 △：今後も要検討（施設の機能・建物に対して維持または廃止を含めた検討） —：非該当  
 ＜評価判定＞ D<sub>1</sub>：（一次評価）施設性能の見直し要検討 D<sub>2</sub>：（一次評価）費用対効果の見直し要検討  
 E：（一次評価）施設性能と費用対効果の両方が要見直し 老：築後または大規模改修後30年以上経過  
 特：土砂災害特別警戒区域 水：浸水想定区域 波：津波浸水想定区域

## (10) 供給処理施設

### i. 対象施設

- 本市と伊豆の国市と共同で、新ごみ処理施設の建設が予定されています。
- 「土肥リサイクルセンター」の土地は借地、「柿木最終処分場」の土地は一部借地です。

表 3-20 供給処理施設の対象施設一覧

番号	施設名称	土地所有状況	単独複合区分	建物棟数	延床面積	建築年度	運営形態	避難施設指定	耐震化状況	大規模改修年度
1	伊豆市清掃センター	借地なし	単独	6	2,247.31	1986	その他	指定なし	新耐震基準	
2	汚泥再生処理センター	借地なし	単独	1	1,919.96	2014	その他	指定なし	新耐震基準	
3	土肥リサイクルセンター	借地	複合	2	807.00	1995	その他	指定なし	新耐震基準	
4	柿木最終処分場	一部借地	単独	1	87.00	2012	直営	指定なし	新耐震基準	

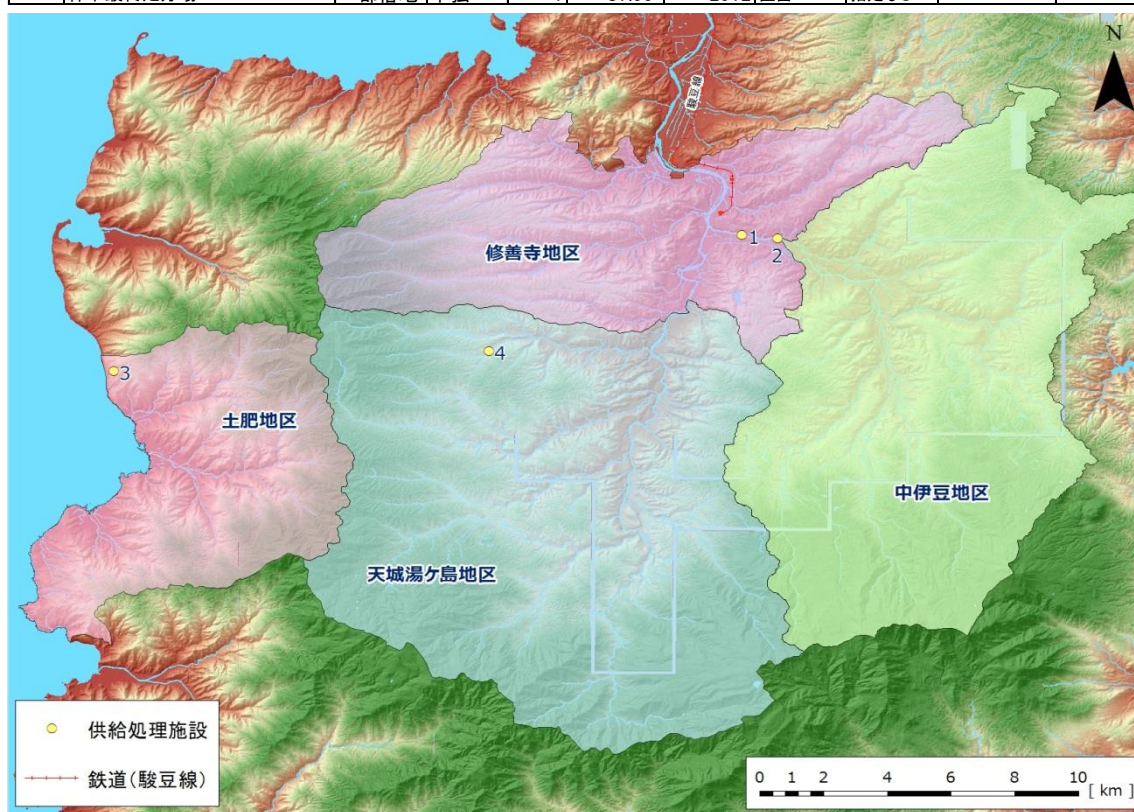


図 3-30 供給処理施設の配置図

## ii. 総合管理計画の基本方針

- 計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- 伊豆の国市と共同で、新たに一般廃棄物処理施設を建設予定であるため、施設の更新は行わない方針です。

## iii. 公共施設評価

施設評価による判定	公共施設評価	○一次評価がDまたはEの施設はありません。	<b>判定</b> 廃止検討評価判定に該当する施設は、以下の通りです。  ●伊豆市清掃センター
	老朽状況	○「伊豆市清掃センター」が該当しています。	
	防災性	○「柿木最終処分場」は、土砂災害警戒区域に該当しています。	
定性的評価	必要性	○市民の衛生環境サービスの観点から、廃止した場合の影響が大きい施設です。	
	公共性	○多くの市民に利用されています。	
	有効性	○設置目的に応じた効果が現れており、活用されています。	
	将来性	○「柿木最終処分場」の土地は一部借地であり、施設を維持するためには、土地の使用料がかかります。 ○本市と伊豆の国市と共同で、新ゴミ処理施設の建設が予定されています。	
立地状況分析		○公共交通の利便性の影響が低い施設です。	
将来性分析		○今後も一定の利用者が見込まれますが、将来的には人口減少に伴う利用者数の減少が予想されます。	

#### iv.再配置の方向性

市民サービス	<p>&lt;供給処理サービスの維持&gt;</p> <p>●衛生的な生活を維持するために必要な施設として、効率的かつ適切に供給処理サービスを継続します。</p> <p>&lt;広域的な相互利用&gt;</p> <p>●近隣自治体等とサービスが重複している施設については、広域的利用の視点から相互利用を検討します。</p>
施設・建物配置	<p>&lt;建物の長期利用&gt;</p> <p>●今後も市が保有する施設については、計画的な整備・修繕等を行い、建物の長期利用を図ります。</p>

#### v.検討する施設及び方策

施設名	廃止検討 評価判定	今後の適正配置に向けた方策									
		40年間を見据えた適正配置に向けた方策								第1期	
		方策1	方策2	方策3	方策4	方策5	方策6	方策7	方策8	(今後10年間を 当面継続 を目的)	(今後10年以降 40年までを目的) 将来も継続
伊豆市清掃センター	老	—	—	○	—	—	—	○	—	—	—
汚泥再生処理センター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
土肥リサイクルセンター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
柿木最終処分場	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△

##### <方策選択の理由等>

◆「伊豆市清掃センター」は、「伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設」の稼働後を見据え、施設のあり方や跡地利用の転用等について検討します。

◆上記以外の供給処理施設については、当面は継続していきます。

方策1：集約化 方策2：複合化 方策3：転用 方策4：施設規模の縮小 方策5：民間施設の活用  
方策6：民間への貸付、管理運営等の主体の変更 方策7：広域的な相互利用 方策8：施設の廃止（売却、譲渡、建物取壊し後の跡地活用など）

○：該当 △：今後も要検討（施設の機能・建物に対して維持または廃止を含めた検討） —：非該当

<評価判定> D<sub>1</sub>：（一次評価）施設性能の見直し要検討 D<sub>2</sub>：（一次評価）費用対効果の見直し要検討

E：（一次評価）施設性能と費用対効果の両方が要見直し 老：築後または大規模改修後30年以上経過

特：土砂災害特別警戒区域 水：浸水想定区域 波：津波浸水想定区域

## (11) その他

### ① その他

#### i.対象施設

- 「旧狩野幼稚園」を「サテライトオフィス狩野ベース」、「旧沼津土木土肥公舎」を「土肥お試し住宅」など、施設転用により活用されています。
- 「土肥診療所」、「修善寺駅トイレ」の土地は一部借地です。

表 3-21 その他の対象施設一覧

番号	施設名称	土地所有状況	単独複合区分	建物棟数	延床面積	建築年度	運営形態	避難施設指定	耐震化状況	大規模改修年度
1	伊豆聖苑	借地なし	単独	1	1,702.95	2008	直営	指定なし	新耐震基準	
2	中伊豆教職員住宅	借地なし	単独	1	306.00	1986	直営	指定なし	新耐震基準	
3	土肥高齢者能力活用センター	借地なし	単独	1	173.86	2002	その他	救護所	新耐震基準	
4	土肥診療所	一部借地	単独	1	1,133.86	1981	その他	指定なし	新耐震基準	
5	修善寺駅トイレ	一部借地	複合	1	76.45	2014	直営	指定なし	新耐震基準	
6	サテライトオフィス狩野ベース	借地なし	単独	1	669.88	1989	直営	指定なし	診断済・補強済	1999
7	土肥お試し住宅	借地なし	単独	1	137.46	1994	直営	指定なし	新耐震基準	

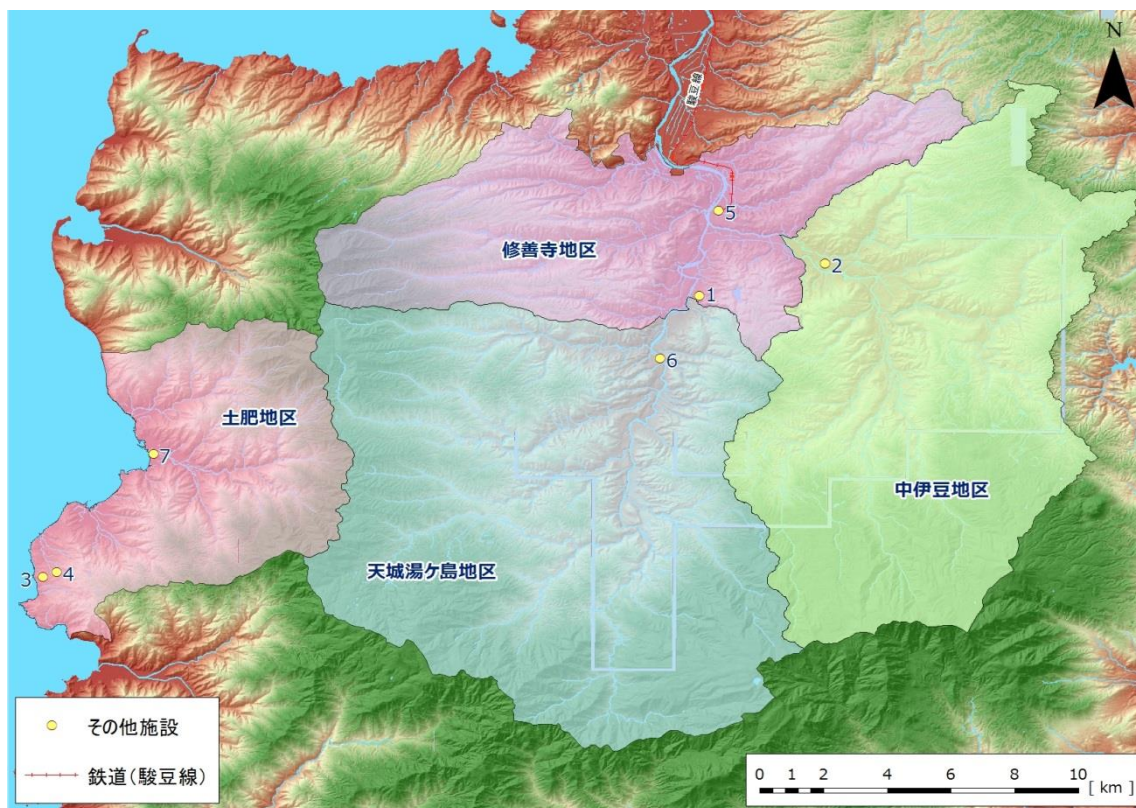


図 3-31 その他の配置図

## ii. 総合管理計画の基本方針

- 計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- 廃止、転用、貸付、売却など、施設の有効活用を図ります。

## iii. 公共施設評価

施設評価による判定	公共施設評価	○一次評価が D または E の施設はありません。	<b>判定</b> 廃止検討評価判定に該当する施設は、以下の通りです。 ●中伊豆教職員住宅 ●土肥お試し住宅
	老朽状況	○「中伊豆教職員住宅」、「土肥診療所」、「サテライトオフィス狩野ベース」が該当しています。	
	防災性	○「土肥お試し住宅」は、1.0～5.0mの津波浸水想定区域に該当していません。	
定性的評価	必要性	○「伊豆聖苑」、「土肥診療所」、「修善寺駅トイレ」は、廃止した場合の市民への影響が大きい施設です。	
	公共性	○多くの市民、地区住民に利用されています。	
	有効性	○一部の施設では十分に活用されていない状況です。	
	将来性	○「土肥診療所」、「修善寺駅トイレ」の土地は一部借地であり、施設を維持するためには、土地の使用料がかかります。 ○一部の施設では老朽化が進行しており、今後、多額の更新等の費用が必要となることが見込まれます。	
立地状況分析		○すべての施設がバス停から 500m以内に立地しています。	
将来性分析		○今後も一定の利用者が見込まれますが、将来的には人口減少に伴う利用者数の減少が予想されます。 ○都市計画マスタープランの土地利用の基本方針では、「修善寺駅トイレ」は「中心商業業務地」に位置しており、まちづくり上重要な役割を担っています。	

#### iv.再配置の方向性

市民サービス	<b>&lt;公共サービスの維持&gt;</b> ●今後も市域でのサービスを継続します。
施設・建物配置	<b>&lt;建物の長期利用&gt;</b> ●今後も市が保有する施設については、計画的な修繕等を行い、建物の長期利用を図ります。 <b>&lt;施設の廃止&gt;</b> ●建物の老朽化が進行している施設は、民間への売却などにより、資産の活用を図ります。

#### v.検討する施設及び方策

施設名	今後の適正配置に向けた方策											
	廃止 検討	評価 判定	40年間を見据えた適正配置に向けた方策								第1期	
			方策1	方策2	方策3	方策4	方策5	方策6	方策7	方策8	当面継続 (今後10年間 を目標)	将来も継続 (今後10年以降 40年までを目標)
伊豆聖苑	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
中伊豆教職員住宅	老	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△	—
土肥高齢者能力活用センター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
土肥診療所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
修善寺駅トイレ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
サテライトオフィス狩野ベース	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
土肥お試し住宅	波	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△
<b>&lt;方策選択の理由等&gt;</b> ◆「中伊豆教職員住宅」は、老朽化が進んでいるため、廃止についても検討します。 ◆「サテライトオフィス狩野ベース」は、平成31年4月からサテライトオフィスとして、「旧狩野幼稚園」を転用した施設として活用します。 ◆「土肥お試し住宅」は、平成31年4月から「旧沼津土木土肥公舎」を転用した施設として活用します。 ◆上記以外の施設については、当面は継続していきます。												

方策1：集約化 方策2：複合化 方策3：転用 方策4：施設規模の縮小 方策5：民間施設の活用  
 方策6：民間への貸付、管理運営等の主体の変更 方策7：広域的な相互利用 方策8：施設の廃止（売却、譲渡、建物取壊し後の跡地活用など）

○：該当 △：今後も要検討（施設の機能・建物に対して維持または廃止を含めた検討） —：非該当  
**<評価判定>** D<sub>1</sub>：（一次評価）施設性能の見直し要検討 D<sub>2</sub>：（一次評価）費用対効果の見直し要検討  
 E：（一次評価）施設性能と費用対効果の両方が要見直し 老：築後または大規模改修後30年以上経過  
 特：土砂災害特別警戒区域 水：浸水想定区域 波：津波浸水想定区域

② その他（普通財産）

i.対象施設

- 主として管理処分されるべき性質を持つ財産です。
- 「旧さくらこども園」の土地は一部借地です。

表 3-22 その他（普通財産）の対象施設一覧

番号	施設名称	土地所有 状況	単独複合 区分	建物 棟数	延床面積	建築年度	運営形態	避難施設 指定	耐震化状況	大規模 改修年度
1	旧土肥保育園	借地なし	単独	1	317.11	1992	直営	指定なし	新耐震基準	
2	旧月ヶ瀬幼稚園	借地なし	単独	1	334.44	1986	直営	指定なし	診断済・補強済	
3	旧大東保育園	借地なし	単独	1	320.00	1980	直営	指定なし	診断済・補強済	
4	旧大東小学校(校舎)	借地なし	単独	4	1,914.33	1984	直営	避難地	新耐震基準	
5	旧八岳小学校(校舎)	借地なし	単独	8	2,326.00	1974	直営	避難地	診断済・補強済	
6	旧土肥小学校(校舎)	借地なし	単独	7	3,168.58	1953	直営	避難所	診断済・補強済	1983
	2			1,022.00	2005	新耐震基準				
7	旧さくらこども園	一部借地	単独	1	816.33	1981	直営	指定なし	診断済・補強済	
8	天城保健福祉センター	借地なし	複合	1	2,447.00	1999	直営	指定なし	新耐震基準	
9	旧土肥教職員住宅	借地なし	単独	1	288.00	1980	直営	指定なし	不明	
10	八幡市有住宅	借地なし	単独	1	107.65	1987	直営	指定なし	不明	
11	旧貴僧坊の里	借地なし	単独	1	279.48	1986	その他	避難所	新耐震基準	
12	旧橋保育園	借地なし	単独	1	621.36	1974	直営	指定なし	診断済・補強済	2012
13	旧天城湯ヶ島支所	借地なし	単独	1	1,184.74	1981	直営	指定なし	新耐震基準	



図 3-32 その他（普通財産）の配置図



## ii. 総合管理計画の基本方針

- 今後未利用財産となる施設は、廃止、転用、貸付、売却など、施設の有効活用を図ります。

## iii. 公共施設評価

施設評価による判定	公共施設評価	○「旧橋保育園」、「旧さくらこども園」、「旧土肥教職員住宅」、「八幡市有住宅」は、「D1：見直し（施設性能の見直しを検討する）」の評価に該当します。	<b>判定</b> 廃止検討評価判定に該当する施設は以下の通りです。  ●旧土肥保育園 ●旧月ヶ瀬幼稚園 ●旧大東保育園 ●旧大東小学校 ●旧八岳小学校 ●旧土肥小学校 ●旧さくらこども園 ●旧土肥教職員住宅 ●八幡市有住宅 ●旧貴僧坊の里 ●旧橋保育園 ●旧天城湯ヶ島支所
	老朽状況	○「旧橋保育園」、「天城保健福祉センター」以外の施設が該当しています。	
	防災性	○「旧土肥小学校」は、1.0～5.0mの津波浸水想定区域に該当しています。 ○「旧月ヶ瀬幼稚園」、「旧大東小学校」、「旧八岳小学校」、「天城保健福祉センター」、「旧天城湯ヶ島支所」、「旧貴僧坊の里」は、土砂災害警戒区域に該当しています。	
定性的評価	必要性	○「旧貴僧坊の里」は、市の施策の推進に大きく関わっているとともに、廃止した場合の市民への影響が大きい施設です。	
	公共性	○主に特定の市民に利用されています。	
	有効性	○「旧大東小学校」、「旧天城湯ヶ島支所」以外の施設は、十分に活用されていない状況です。	
	将来性	○今後、多額の更新等の費用が必要となることが見込まれます。	
立地状況分析		○公共交通の利便性の影響が低い施設です。	
将来性分析		○適切に管理処分されるべき施設です。	

## iv. 再配置の方向性

市民サービス	<b>&lt;資産の活用&gt;</b> ●市が保有する必要性が低い施設については、民間などへの貸付・売却などを図り、施設総量の縮減により、維持管理に係るコストの削減を図ります。
施設・建物配置	<b>&lt;施設の利活用&gt;</b> ●市が保有する必要性が高い施設については、他の機能に転用するなど、施設の利活用を図ります。

v. 検討する施設及び方策

施設名	廃止 評価 判定	今後の適正配置に向けた方策										
		40年間を見据えた適正配置に向けた方策								第1期		将来も継続 (今後10年以降 20年までを目途)
		方策1	方策2	方策3	方策4	方策5	方策6	方策7	方策8	当面継続 (今後10年間 を目途)		
旧土肥保育園	波	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	
旧月ヶ瀬幼稚園	老	—	—	—	—	—	—	—	○	△	—	
旧大東保育園	老	—	—	—	—	—	○	—	—	△	△	
旧大東小学校(校舎)	老	—	—	—	—	—	—	—	○	△	—	
旧八岳小学校(校舎)	老	—	—	○	○	—	—	—	○	△	—	
旧土肥小学校(校舎)	老 波	—	—	—	—	—	○	—	○	△	—	
旧土肥小学校(体育館)	波	—	—	—	—	—	—	—	—	△	△	
旧さくらこども園	D <sub>1</sub> 老	—	—	—	—	—	○	—	○	△	—	
天城保健福祉センター	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	
旧土肥教職員住宅	D <sub>1</sub> 老	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	
八幡市有住宅	D <sub>1</sub> 老	—	—	○	—	—	○	—	○	—	—	
旧貴僧坊の里	老	—	—	—	—	—	○	—	○	△	—	
旧橋保育園	D <sub>1</sub>	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—	
旧天城湯ヶ島支所	老	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—	

<方策選択の理由等>

- ◆「旧大東保育園」は、平成30年度から地域の拠点として活用されています。
- ◆「旧大東小学校」は、平成26年から民間貸付しており、今後は売却を検討します。
- ◆「旧土肥小学校」は、平成30年度に閉校されたため、今後は民間活用などの管理運営等の主体の変更を含め、適正配置の方策を検討します。
- ◆「旧天城湯ヶ島支所」は、平成23年から民間に貸付しており、今後は売却を検討していきます。
- ◆「旧橋保育園」は、平成28年度末に閉園したため、施設の廃止(譲渡など)を検討します。
- ◆上記以外の施設については、老朽化している施設、有効利用されていない施設、現在民間が利用している施設であり、今後は転用、移管、売却、廃止等を検討します。

方策1：集約化 方策2：複合化 方策3：転用 方策4：施設規模の縮小 方策5：民間施設の活用  
 方策6：民間への貸付、管理運営等の主体の変更 方策7：広域的な相互利用 方策8：施設の廃止(売却、譲渡、建物取壊し後の跡地活用など)

○：該当 △：今後も要検討(施設の機能・建物に対して維持または廃止を含めた検討) —：非該当  
 <評価判定> D<sub>1</sub>：(一次評価)施設性能の見直し要検討 D<sub>2</sub>：(一次評価)費用対効果の見直し要検討  
 E：(一次評価)施設性能と費用対効果の両方が要見直し 老：築後または大規模改修後30年以上経過  
 特：土砂災害特別警戒区域 水：浸水想定区域 波：津波浸水想定区域

## **(12) 公園**

### **i. 対象施設**

- 本市では、地区公園、レクリエーション都市公園を有しています。
- 「半経寺児童公園」、「弁天児童公園」、「神戸児童公園」、「神戸洞児童公園」、「小立野区コミュニティー広場」、「年川子供広場」、「牧之郷」、「六仙の里」、「本柿木農村公園（狩野城址公園）」、「さくら堤公園」、「小土肥農村広場」の多くの公園の土地が借地利用です。

表 3-23 公園の対象施設一覧

番号	施設名称	面積	供用年度	借地利用	借地面積	避難施設指定
1	半経寺児童公園	2,676.00	1979	有	2,676.00	
2	弁天児童公園	818.00	1980	有	818.00	
3	神戸児童公園	812.00	1980	有	812.00	
4	神戸洞児童公園	350.00	1977	有	350.00	
5	小立野区コミュニティー広場	1,280.00	1987	有	1,280.00	
6	年川子供広場	3,721.00	1992	有	3,721.00	
7	牧之郷	7,848.00	1990	有	7,848.00	
8	六仙の里	112,802.46	1996	有	41,518.00	
9	本柿木農村公園(狩野城址公園)	1,422.00	2003	有	1,422.00	
10	鹿島田公園	1,409.00	1982	なし	—	避難所
11	さくら堤公園	3,179.00	2013	有	392.70	避難所
12	牧之郷農村公園	1,809.00	1981	なし	—	
13	堀切農村公園	2,393.00	1981	なし	—	
14	加殿農村公園	754.00	1981	なし	—	
15	大野農村公園	7,659.00	1985	なし	—	
16	小土肥農村広場	1,829.57	不明	有	1,829.57	避難所
17	白岩農村公園	615.00	1995	なし	—	
18	伊豆市松原公園	17,576.91	1951	なし	—	

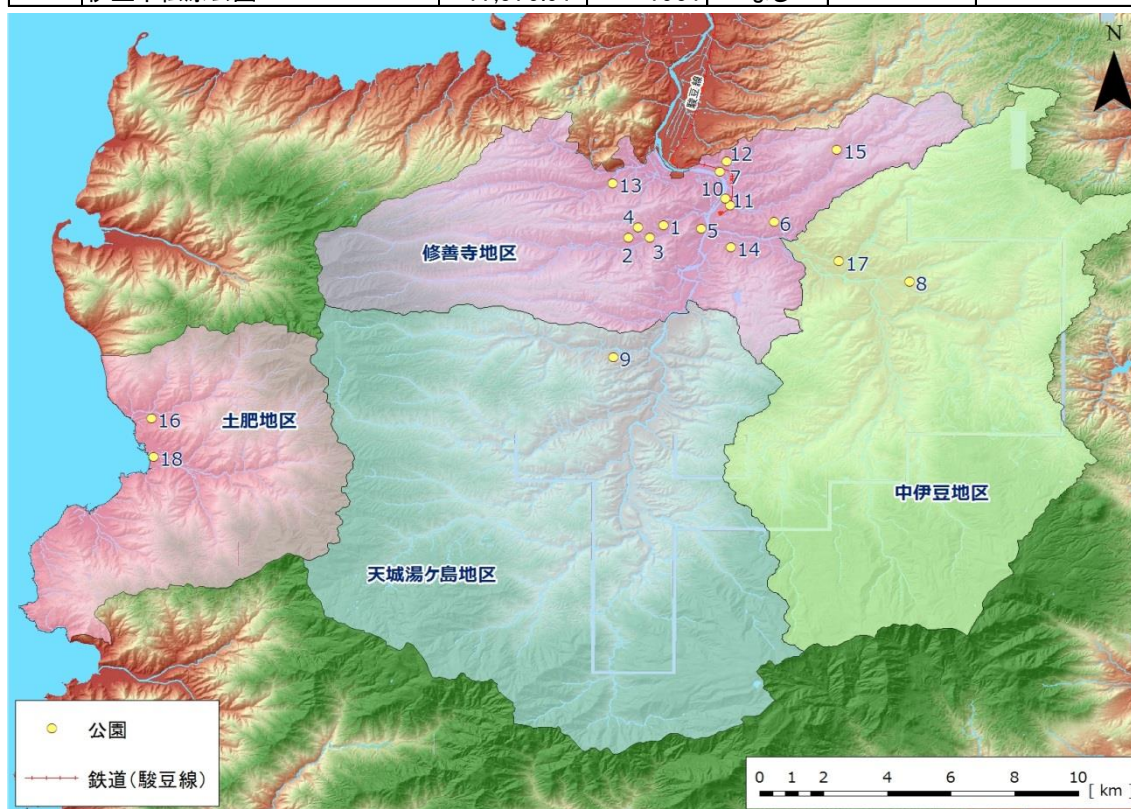


図 3-33 公園の配置図

## ii. 総合管理計画の基本方針

- 「伊豆市緑の基本計画」と連携しつつ、予防保全型の計画的な維持管理により、利用者の安全確保と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。
- 計画的な修繕、更新等を実施します。

## iii. 公共施設評価

施設評価による判定	防災性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「伊豆市松原公園」は、10～20mの津波浸水想定区域に該当しています。</li> <li>○「半経寺児童公園」、「弁天児童公園」、「神戸洞児童公園」、「小立野区コミュニティ広場」、「牧之郷」、「牧之郷農村公園」、「堀切農村公園」、「加殿農村公園」、「小土肥農村広場」は、土砂災害警戒区域に該当しています。</li> </ul>	<p><b>判定</b></p> <p>廃止検討評価判定に該当する施設は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●伊豆市松原公園</li> </ul>
-----------	-----	---	---

## iv. 再配置の方向性

市民サービス	<p><b>&lt;公園利用サービスの維持&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域交流の拠点や観光資源として、また、災害時の避難所として必要な施設であるため、適切に公園利用者へのサービスを継続します。</li> </ul>
施設・建物配置	<p><b>&lt;建物の長期利用&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●今後も市が保有する施設については、計画的な修繕等を行い、建物の長期利用を図ります。</li> </ul> <p><b>&lt;施設の廃止、地区住民による施設管理&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●建物の老朽化が進行している施設は、更新時点での廃止を検討します。また、地区への譲渡、民間への移管等を検討していきます。</li> </ul>

v. 検討する施設及び方策

施設名	今後の適正配置に向けた方策											
	廃止 検討	評価 判定	40年間を見据えた適正配置に向けた方策								第1期	将来も継続 (今後10年以降 50年までを目途)
			方策1	方策2	方策3	方策4	方策5	方策6	方策7	方策8	当面継続 (今後10年間 を目途)	
半経寺児童公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	△
弁天児童公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	△
神戸児童公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	△
神戸洞児童公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	△
小立野区コミュニティー広場	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	△
年川子供広場	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	△
牧之郷	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	△
六仙の里	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	△
本柿木農村公園 (狩野城址公園)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	△
鹿島田公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	△
さくら堤公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	△
牧之郷農村公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	△
堀切農村公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	△
加殿農村公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	△
大野農村公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	△
小土肥農村広場	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	△
白岩農村公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	△
伊豆市松原公園	D <sub>1</sub> 老 波	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	△

<方策選択の理由等>

◆すべての公園については、当面は継続していきませんが、将来的には地区への譲渡を含め、施設再編における有効活用を検討していきます。

方策1：集約化 方策2：複合化 方策3：転用 方策4：施設規模の縮小 方策5：民間施設の活用  
方策6：民間への貸付、管理運営等の主体の変更 方策7：広域的な相互利用 方策8：施設の廃止（売却、譲渡、建物取壊し後の跡地活用など）

○：該当 △：今後も要検討（施設の機能・建物に対して維持または廃止を含めた検討） —：非該当

<評価判定> D<sub>1</sub>：（一次評価）施設性能の見直し要検討 D<sub>2</sub>：（一次評価）費用対効果の見直し要検討

E：（一次評価）施設性能と費用対効果の両方が要見直し 老：築後または大規模改修後30年以上経過

特：土砂災害特別警戒区域 水：浸水想定区域 波：津波浸水想定区域

## 第4章 再配置による削減効果の検証

### 4-1 第1期の再配置の方向性のまとめ

#### (1) 方策1：集約化

第1期に集約化を検討する施設は、以下のとおりです。

施設類型	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	備考
スポーツ・レクリ エーション系施設	修善寺体育館	1,692.00	1976	施設の廃止も検 討

#### (2) 方策2：複合化

第1期に複合化を検討する施設はありません。

#### (3) 方策3：転用

第1期に転用を検討する施設は、以下のとおりです。

施設類型	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	備考
その他	旧八岳小学校	2,326.00	1974	施設の規模の縮 小、廃止も検 討
	八幡市有住宅	107.65	1987	民間への貸付、管 理運営等の主体 の変更、廃止も検 討

#### (4) 方策4：施設規模の縮小

第1期に施設の規模の縮小を検討する施設は、以下のとおりです。

施設類型	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	備考
スポーツ・レクリ エーション系施設	天城会館	5,342.19	1996	施設の廃止も検 討
その他	旧八岳小学校	2,326.00	1974	転用、廃止も検 討

#### (5) 方策5：民間施設の活用

第1期に民間施設の活用を検討する施設はありません。

## (6) 方策6：管理運営等の主体の変更

第1期に管理運営等の主体の変更を検討する施設は、以下のとおりです。

施設類型	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	備考
学校教育系施設	旧土肥小学校（校舎）	3,168.58	1953	施設の廃止も検討
行政系施設	第1分団下部詰所	72.00	1990	
	第1分団上部詰所	82.82	1991	
	第1分団2号ポンプ小屋	9.66	不明	
	第2分団瓜生野詰所	58.00	1987	
	第2分団上部詰所	223.70	不明	
	第3分団加殿詰所	82.46	不明	
	第4分団大野詰所	98.60	不明	
	第4分団年川詰所	179.54	不明	
	第5分団管引詰所	72.67	2005	
	第5分団地藏堂詰所	36.66	1978	
	第5分団中原戸詰所	31.44	1976	
	第5分団筏場詰所	42.98	1974	
	第5分団姫貴戸詰所	43.64	1977	
	第6分団連合詰所	31.09	1976	
	第7分団元関梶詰所	49.11	1978	
	第7分団城詰所	24.53	1974	
	第8分団茅野詰所	74.00	1981	
	第8分団金山詰所	60.00	1966	
	第8分団持越詰所	30.00	1975	
	第8分団宿詰所	54.00	1965	
	第8分団西平詰所	64.00	1986	
	第8分団大滝詰所	55.00	1990	
	第9分団吉奈詰所	27.00	1989	
	第9分団門野原詰所	51.00	1990	
	第9分団矢熊詰所	42.00	1982	
	第10分団下船原詰所	52.00	1981	
第12分団中浜詰所	42.22	1973		
防災倉庫（旧徳永詰所）	33.26	1997		
その他	八幡市有住宅	107.65	1987	転用、廃止も検討
	旧橋保育園	621.36	1974	廃止も検討



### (7) 方策7：広域的な相互利用・広域連携

第1期に広域的な相互利用・広域連携を検討する施設はありません。

### (8) 方策8：施設の廃止

第1期に廃止（売却・譲渡、建物取壊し後の跡地活用など）を検討する施設は以下のとおりです。

施設類型	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	備考
集会施設 (普通財産)	牧之郷公民館	412.59	1976	地区への譲渡を検討
	茅野多目的集会場	216.00	1981	
	松ヶ瀬多目的集会場	141.60	1981	
	長野多目的集会場	149.00	1982	
	矢熊多目的集会場	125.80	1982	
	青羽根山村活性化支援センター	294.80	1995	
	城生活改善センター	276.00	1977	
	八幡多目的集会場	267.60	1983	
	梅木多目的集会場	132.48	1983	
	下尾野多目的集会場	104.11	1985	
	徳永東多目的集会場	107.67	1986	
	清水農林漁家・婦人活動促進施設	248.43	1996	
	姫之湯農林漁家・婦人活動促進施設	180.80	1996	
	地藏堂女性・若者等活動促進施設	238.00	2003	
スポーツ・レクリ エーション系施設	修善寺体育館	1,692.00	1976	
	天城温泉プール	1,089.00	1977	
	天城会館	5,342.19	1996	施設規模の縮小も検討
	レストスポット湯道	38.00	1994	
産業系施設	小川多目的利用施設	234.17	1984	
	天城農村環境改善センター	1,585.14	1978	
行政系施設	第1分団下部詰所	72.00	1990	民間への貸付、管理 運営等の主体の変更 も検討
	第1分団上部詰所	82.82	1991	
	第1分団2号ポンプ小屋	9.66	不明	
	第2分団瓜生野詰所	58.00	1987	
	第2分団上部詰所	223.70	不明	
	第3分団加殿詰所	82.46	不明	
	第4分団大野詰所	98.60	不明	

施設類型	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	備考	
	第4分団年川詰所	179.54	不明	民間への貸付、管理運営等の主体の変更も検討	
	第5分団管引詰所	72.67	2005		
	第5分団地藏堂詰所	36.66	1978		
	第5分団中原戸詰所	31.44	1976		
	第5分団筏場詰所	42.98	1974		
	第5分団姫貴戸詰所	43.64	1977		
	第6分団連合詰所	31.09	1976		
	第7分団元関梶詰所	49.11	1978		
	第7分団城詰所	24.53	1974		
	第8分団茅野詰所	74.00	1981		
	第8分団金山詰所	60.00	1966		
	第8分団持越詰所	30.00	1975		
	第8分団宿詰所	54.00	1965		
	第8分団西平詰所	64.00	1986		
	第8分団大滝詰所	55.00	1990		
	第9分団吉奈詰所	27.00	1989		民間への貸付、管理運営等の主体の変更も検討
	第9分団門野原詰所	51.00	1990		
	第9分団矢熊詰所	42.00	1982		
	第10分団下船原詰所	52.00	1981		
	第12分団中浜詰所	42.22	1973		
防災倉庫（旧徳永詰所）	33.26	1997			
天城湯ヶ島支所防災倉庫	469.00	1982			
公営住宅	青羽根団地	1,176.00	1975		
	西平団地	122.60	1983		
	宿第1団地	786.85	1985		
	東原団地	277.00	1979		
供給処理施設	伊豆市清掃センター	2,192.25	1986	転用、広域的な相互利用も検討	
その他	旧土肥保育園	317.11	1992		
	旧八岳小学校	2,326.00	1974	転用、施設の規模の縮小も検討	
	天城保健福祉センター	2,447.00	1999		
	旧土肥教職員住宅	288.00	1980		
	八幡市有住宅	107.65	1987	転用、民間への貸付、管理運営等の主体の変更も検討	

施設類型	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	備考
その他(普通財産)	旧橘保育園	621.36	1974	民間への貸付、管理運営等の主体の変更も検討
	旧天城湯ヶ島支所	1,184.74	1981	民間への貸付、売却も検討

## 4-2 再配置による削減効果の検証

### (1) 方策による削減効果の想定

前節「第1期の再配置の方向性のまとめ」を踏まえ、以下の条件で更新時等に延床面積が削減されることを想定します。

#### <方策3 転用：その他の施設の活用>

○「旧八岳小学校」、「八幡市有住宅」を転用し、民間等への貸付・売却・譲渡することを想定します。

##### <現在>

施設名	現在の延床面積 (m)
旧八岳小学校	2,326.00
八幡市有住宅	107.65
合計	2,433.65

##### <再配置後>

施設名	再配置後の延床面積 (m)
民間等施設	—
合計	0
(削減効果)	▲2,433.65

#### <方策4 施設規模の縮小：施設規模の適正化>

○スポーツ・レクリエーション系施設の「天城会館」の更新については、施設の利用状況等を踏まえ、現在の規模を20%※縮小して建替えることを想定します。

※：上記、施設規模の縮小における20%は、試算における任意の設定値です。建物の改築（建替え）や大規模・長寿命化改修と同時期に施設規模の縮小を見込む想定の下での仮設定値とします。

##### <現在>

施設名	現在の延床面積 (m)
天城会館	5,342.19
合計	5,342.19

##### <再配置後>

施設名	再配置後の延床面積 (m)
天城会館	4,273.75
合計	4,273.75
(削減効果)	▲1,068.44

## <方策8 施設の廃止：施設総量の縮減>

○施設を廃止し、売却・譲渡、建物取壊し後の跡地活用など資産の活用を図った場合を想定します。

○行政系施設の分団詰所、防災備蓄倉庫については、施設を地区等に譲渡し、公共施設としての役割を廃止し、サービスは地区等で継続していくことを想定します。

### <現在>

施設名	現在の延床面積 (㎡)
牧之郷公民館	412.59
茅野多目的集会場	216.00
松ヶ瀬多目的集会場	141.60
長野多目的集会場	149.00
矢熊多目的集会場	125.80
青羽根山村活性化支援センター	294.80
城生活改善センター	276.00
八幡多目的集会場	267.60
梅木多目的集会場	132.48
下尾野多目的集会場	104.11
徳永東多目的集会場	107.67
清水農林漁家・婦人活動促進施設	248.43
姫之湯農林漁家・婦人活動促進施設	180.80
地藏堂女性・若者等活動促進施設	238.00
修善寺体育館	1,692.00
天城温泉プール	1,089.00
レストスポット湯道	38.00
小川多目的利用施設	234.17
天城農村環境改善センター	1,774.14
第1分団下部詰所	72.00
第1分団上部詰所	82.82
第1分団2号ポンプ小屋	9.66
第2分団瓜生野詰所	58.00
第2分団上部詰所	223.70
第3分団加殿詰所	82.46
第4分団大野詰所	98.60
第4分団年川詰所	179.54
第5分団菅引詰所	72.67
第5分団地藏堂詰所	36.66

### <現在>

施設名	現在の延床面積 (㎡)
第5分団中原戸詰所	31.44
第5分団筏場詰所	42.98
第5分団姫貴戸詰所	43.64
第6分団連合詰所	31.09
第7分団元関梶詰所	49.11
第7分団城詰所	24.53
第8分団茅野詰所	74.00
第8分団金山詰所	60.00
第8分団持越詰所	30.00
第8分団宿詰所	54.00
第8分団西平詰所	64.00
第8分団大滝詰所	55.00
第9分団吉奈詰所	27.00
第9分団門野原詰所	51.00
第9分団矢熊詰所	42.00
第10分団下船原詰所	52.00
第12分団中浜詰所	42.22
防災倉庫（旧徳永詰所）	33.26
天城湯ヶ島支所 防災倉庫	469.00
青羽根団地	1,176.00
西平団地	122.60
宿第1団地	786.85
東原団地	277.00
旧土肥保育園	317.11
天城保健福祉センター	2,447.00
旧土肥教職員住宅	288.00
旧橋保育園	621.36
旧天城湯ヶ島支所	1,184.74
合計	17,135.23
（削減効果）	▲ 17,135.23

※修善寺東こども園は、旧施設の廃止として第1期の当面継続を非該当と表記しています。現在、新園舎建替えにより同程度の面積増として相殺されるため、上表には計上していません。

## (2) 第1期の再配置実施後の公共施設の保有量の試算

総合管理計画では、今後40年間に市が保有する公共施設の延床面積を40%～57%削減することを目標値として設定しています。

また、「3-3 施設類型別の再配置の基本的な方針」の「検討する施設と方策」で示している第1期の「当面継続（今後10年間を目途）」で「－」としている施設の再配置を実施し、施設を廃止とした場合、最大約20,637㎡の延床面積を削減することが見込め、総合管理計画からの施設総延床面積と比較した削減率は約12%となります。

さらに、第1期の「当面継続（今後10年間を目途）」で「△」としている施設を仮に廃止とした場合、第1期に削減される合計延床面積は59,292㎡となり、総合管理計画からの施設延床面積と比較した削減率は、約30%となります。

表 4-1 第1期の再配置実施（当面継続で「－」の施設の廃止）後の施設保有量見込み

施設類型	①総合管理計画 延床面積 (㎡)	本方針		再配置実施後		
		②延床面積 (㎡)	増減(②-①) (㎡)	③延床面積 (㎡)	削減効果 (㎡)	増減(③-①) (㎡)
住民文化系施設	15,056	18,238	3,182	15,343	2,895	287
社会教育系施設	2,465	1,709	-756	1,709	0	-756
スポーツ・レクリエーション系施設	41,623	41,007	-616	37,120	3,887	-4,503
産業系施設	5,367	5,556	189	3,548	2,008	-1,819
学校教育系施設	61,428	57,238	-4,190	57,238	0	-4,190
子育て支援施設	5,118	2,905	-2,213	2,905	0	-2,213
保健・福祉施設	7,622	3,918	-3,704	3,918	0	-3,704
行政系施設	17,081	17,751	670	15,559	2,192	-1,522
公営住宅	19,748	19,748	0	17,386	2,362	-2,362
供給処理施設	3,908	5,061	1,153	5,061	0	1,153
その他	16,066	19,347	3,281	12,056	7,292	-4,010
合計	195,482	192,478	▲ 3,004	171,841	20,637	▲ 23,641

※延床面積数値は、小数点以下は四捨五入し、整数表示しています。

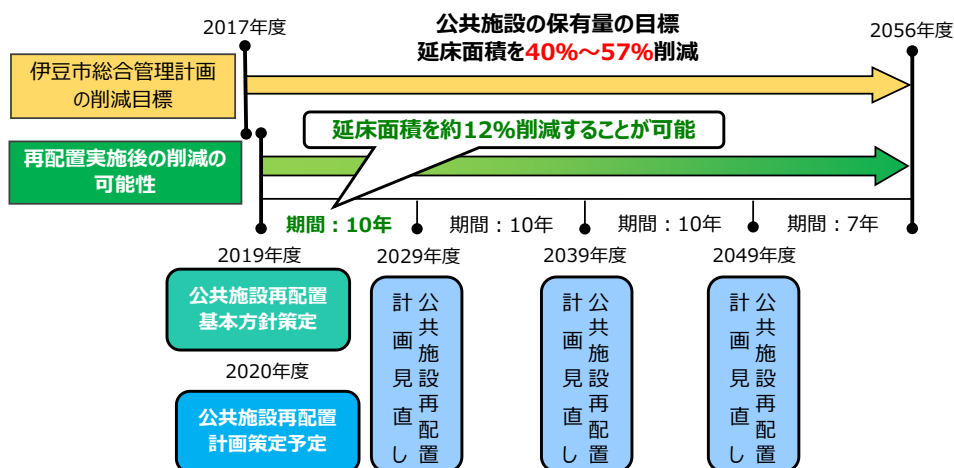


図 4-1 再配置実施後の削減の可能性と公共施設再配置計画見直しのイメージ

### (3) 第1期の再配置実施後の将来の更新等費用の試算

「3-3 施設類型別の再配置の基本的な方針」の「検討する施設と方策」で示している第1期の「当面継続（今後10年間を目途）」で「－」としている施設の廃止により、2056年度までの更新等費用約829億円が約711億円となり、総合管理計画からの将来更新等費用と比較して約118億円（14.2%）の削減効果が見込めます。

また、年間あたりの将来更新等費用に換算すると、約21億円/年が約18億円/年となり、約3億円/年の削減効果が見込めます。

しかし、建物の更新時期が集中する30～40年後において、将来更新等費用の負担軽減に大きな効果が見込めないため、今後の計画策定（見直し）においても、公共施設の再配置を推進していく必要があります。

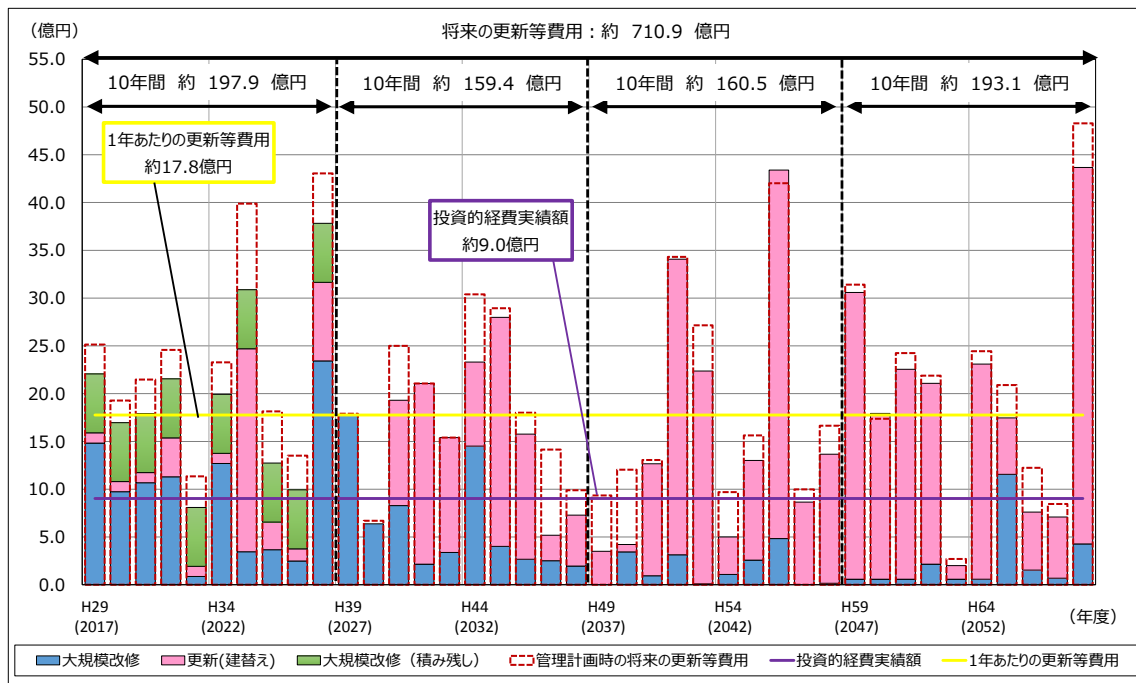


図 4-2 第1期の再配置実施（当面継続で「－」の施設の廃止）後の将来更新等費用（総合管理計画時との比較）

表 4-2 将来更新等費用の削減額（総合管理計画時との比較）

	10年後 (億円)	20年後 (億円)	30年後 (億円)	40年後 (億円)	合計 (億円)
総合管理計画策定時	239.7	187.4	189.8	211.9	828.8
第1期の再配置実施後	197.9	159.4	160.5	193.1	710.9
増減率	-17.4%	-14.9%	-15.4%	-8.9%	-14.2%

#### (4) 目標値達成に向けて

「3-3 施設類型別の再配置の基本的な方針」の「検討する施設と方策」で示している第1期の「当面継続（今後10年間を目途）」で「ー」としている施設の再配置を実施し、施設を廃止とした場合、総合管理計画からの施設総延床面積と比較して約12%の削減効果が見込めます。

また、第1期の「当面継続（今後10年間を目途）」で「△」としている施設を仮に廃止とした場合は、総合管理計画からの施設延床面積と比較して約30%の削減効果が見込めます。

さらに、第1期から30年間の再配置の基本的な方針を推進し、施設に対する再配置の方策を実施した場合を40年後の削減率として試算しました。

「将来も継続（今後10年以降40年までを目途）」で「ー」としている施設を今後40年間で仮に廃止とした場合、削減される合計延床面積は51,875㎡となり、総合管理計画からの施設総延床面積と比較した削減率は、約26%となります。

したがって、第1期の「当面継続（今後10年間を目途）」で「△」としている施設についても再配置の方策を実施しなければ、総合管理計画で示した40～57%の範囲内とした削減目標にまだ届かないこととなります。削減目標を達成するため、将来の社会情勢や動向を見据えつつ、残りの施設に対する再配置の方策を検討していかなければなりません。

「伊豆市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では、長期的には市人口を2万3千人及び人口構造の若返りを目標にしていますが、急速に進行している人口減少による税収減等の影響は避けられません。現在から大幅な削減目標を掲げ、削減達成に向けた公共施設のスリム化・最適化が不可欠であり、市民の理解を得ながら進めていく必要があります。

同時に、今後の具体的な実行計画（アクションプラン）の策定と計画的な個別施設事業の実施により削減目標に向けて取組みを推進していきます。

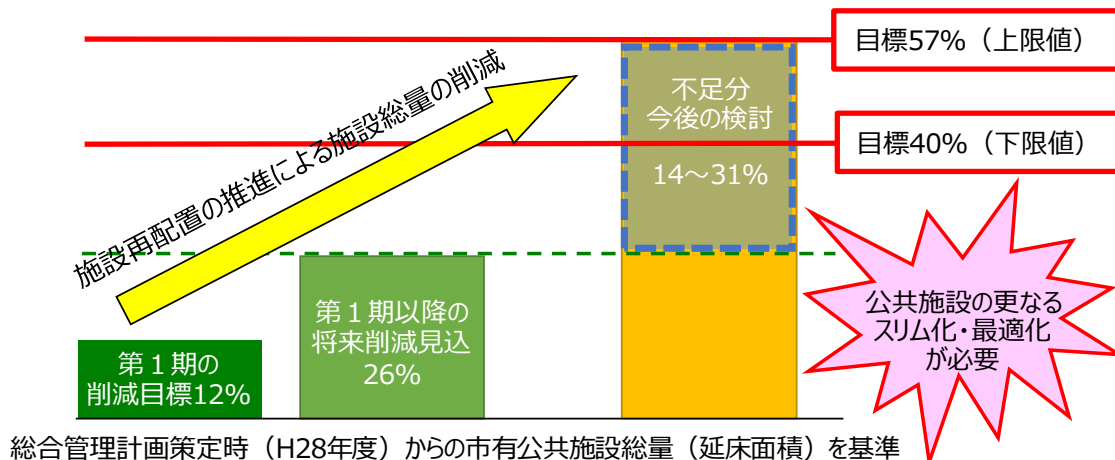


図 4-3 公共施設再配置の削減目標に対する現状の目標イメージ

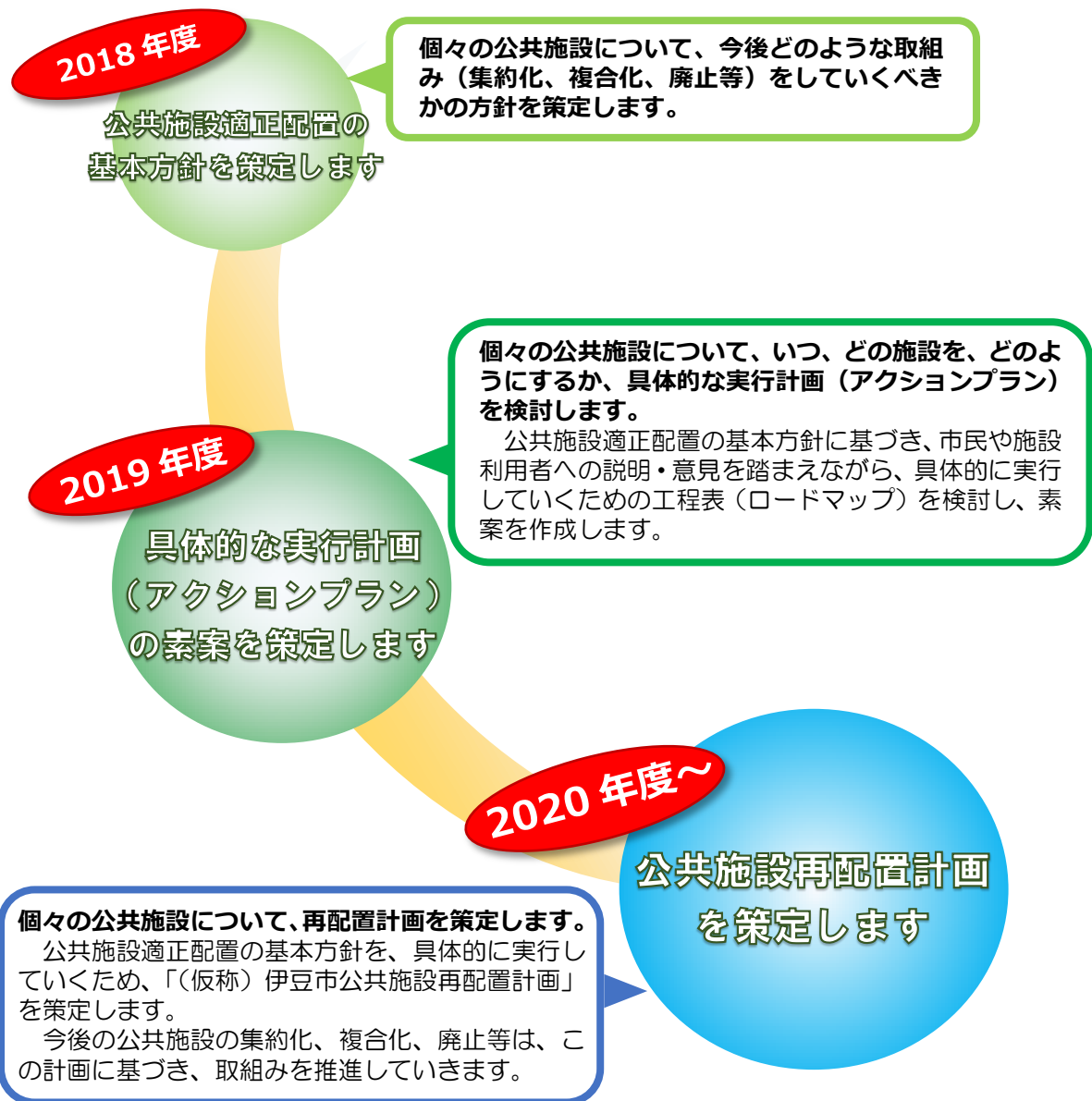


## 第5章 再配置に向けた取組み・推進体制

### 5-1 今後の取組み

今後は、本方針を踏まえ、「(仮称)伊豆市公共施設再配置計画」を策定します。「(仮称)伊豆市公共施設再配置計画」では、より具体的な取組み内容や、第1期での施設量の削減目標などを検討します。今後は、個別施設計画を策定し、施設の統廃合などの個別事業を実施していきます。

なお、具体的な実行計画(アクションプラン)の策定や個別事業の実施に当たっては、説明会を開催するなど、市民の皆様のご意見を伺いながら計画内容を検討していきます。



## 5-2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有

### (1) 全庁的な取組体制

公共施設等マネジメントに主体的に取り組む部署が中心となり、施設所管課などの関連部署と連携し、全庁的な取組体制で推進していきます。

また、全庁的な調整や合意形成を行う場として庁内検討組織を設置し、取組みを推進していきます。

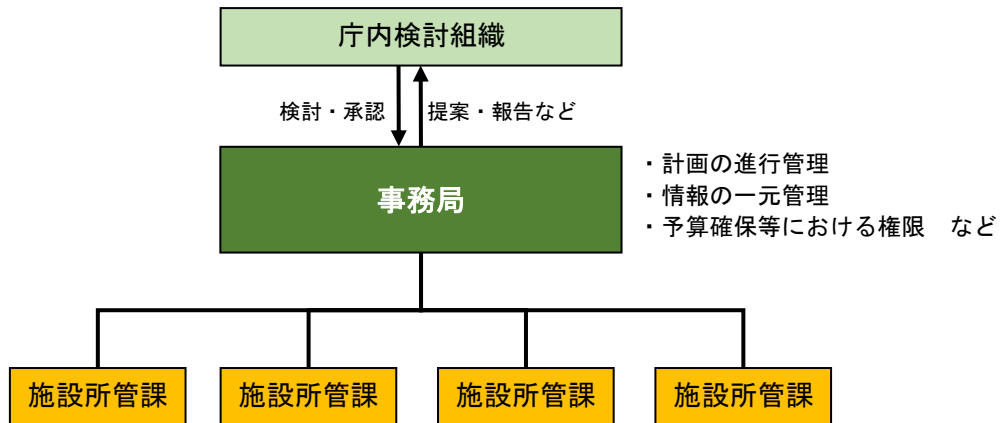


図 5-1 全庁的な取組体制のイメージ

### (2) 情報の一元管理

施設ごとに施設所管課が把握している情報について、一元的に管理・共有化するため、施設情報のデータベース化を進め、情報を継続的に更新・活用できる仕組みを構築し推進していきます。

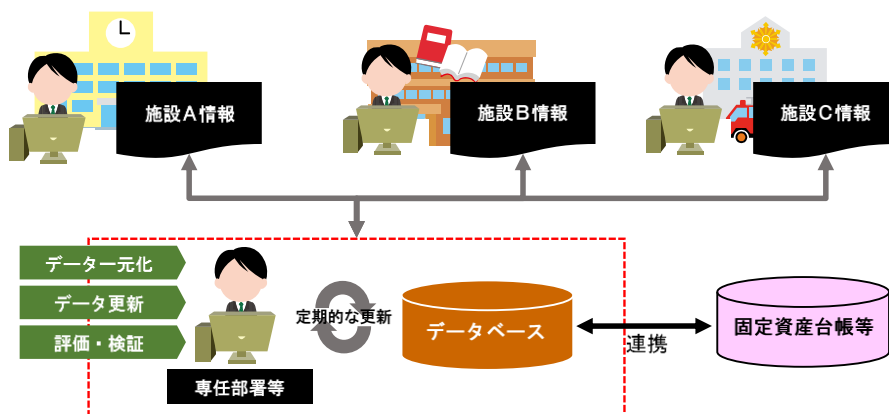


図 5-2 情報管理・共有のイメージ

## 5-3 フォローアップの実施方針

### (1) PDCA サイクルによる計画の推進

PDCA（計画・実施・評価・改善）サイクルにより、取組みの進捗管理や改善を行い、本方針を着実に推進していきます。

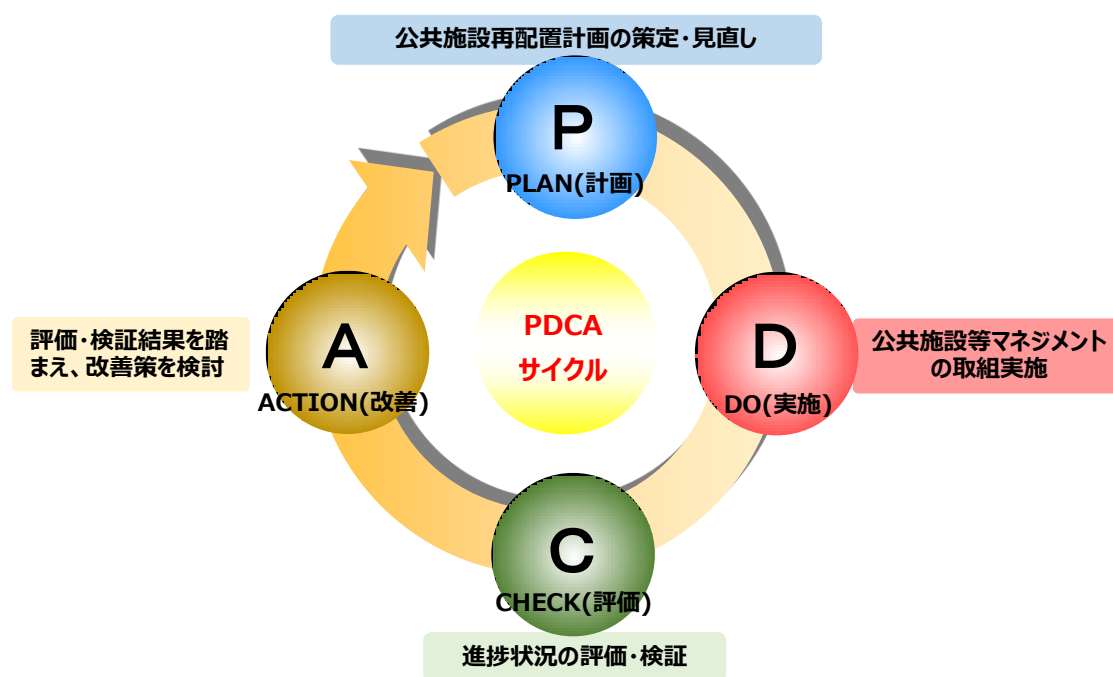


図 5-3 フォローアップの実施のイメージ

### (2) 市民との情報共有

本方針及び今後策定を予定する再配置計画を推進するためには、市民と情報や意識を共有することが重要です。施設再編・再配置の取組み状況等は、市のホームページや広報誌の活用、説明会を開催する等により市民への情報公開に努めます。



## 伊豆市公共施設再配置基本方針

発行年月 平成 31 年 3 月  
発 行 伊豆市  
編 集 伊豆市 総務部 財務課  
〒410-2413 静岡県伊豆市小立野 38-2  
T E L : 0558-72-1111 (代表)  
F A X : 0558-72-6588  
E-mail : kanzai@city.izu.shizuoka.jp